

平成23年第1回（2月）定例会

県央県南広域環境組合
議会 会議録

平成23年 第1回 県央県南広域環境組合議会定例会会議録

平成23年2月18日 (1日間) 午前10時00分 開会

平成23年第1回県央県南広域環境組合議会定例会は、県央県南広域環境組合大会議室に招集された。

1 出席議員は、次のとおりである。

1 番 酒井 美代子	2 番 島田 一徳	3 番 松永 隆志
4 番 西田 京子	5 番 西口 雪夫	6 番 牟田 央
7 番 松本 正則	8 番 上田 篤	9 番 町田 康則
10 番 柴田 安宣	11 番 小嶋 光明	12 番 永尾 邦忠
13 番 並川 和則		

2 説明のために出席したものは、次のとおりである。

管理者 宮本 明雄	副管理者 横田 修一郎	副管理者 奥村 慎太郎
副管理者 藤原 米幸	代表監査委員 本村 三郎	
事務局長 金原 憲昭	総務課長 中村 秀憲	施設課長 寺田 集施
施設課長補佐 田中 金大	施設課長補佐 村山 岩穂	

3 議会事務のため出席した者は、次のとおりである。

書記長 山田 圭二	書記 濱崎 和也	書記 内村 健介
-----------	----------	----------

4 当日の議会に付議された案件は、次のとおりである。

日程第1	会議録署名議員の指名について
日程第2	会期の決定について
日程第3	一般質問
日程第4	議案第 1 号 専決処分の承認を求めることについて (長崎縣市町村総合事務組合同規約の一部を変更する規約)
	議案第 2 号 専決処分の承認を求めることについて (県央県南広域環境組合一般職の職員の給与に関

する条例等の一部を改正する条例)

議案第 3号 県央県南広域環境組合職員の勤務時間、休暇等
に関する条例の一部を改正する条例

議案第 4号 県央県南広域環境組合余熱利用施設のんのこ温
水センターの指定管理者の指定について

議案第 5号 平成22年度県央県南広域環境組合一般会計補
正予算(第2号)

議案第 6号 平成23年度県央県南広域環境組合一般会計予
算

日程第5 特別委員会委員長報告について

○議長(並川和則君)

平成23年第1回県央県南広域環境組合議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は12名でございます。柴田議員が若干遅れるという
連絡がっておりますが、定足数に達しておりますので、開会をいたします。

また、今期定例会に説明員の出席を求めていますので、ご報告も併せて
いたします。

この際、議長より、今日は多くの傍聴の方々もお見えでございますが、ひ
とつ静粛に傍聴していただきますよう、私からもお願いを申し上げたいと思
います。

ここで管理者より発言を求められておりますので、この際、これを許可いた
します。管理者。

○管理者(宮本明雄君)

おはようございます。開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日ここに平成23年2月定例議会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、ご健勝にてご出席を賜り厚く御礼を申し上げます。

本施設の運転状況につきましては、詳しくは後ほど事務局長に報告をいた
させますが、順調な処理ができております。このため既にお知らせをしてお
りますけれども、2月7日から22日まで全炉を計画停止し、ごみ量の調整
に加えて、炉の点検を行っているところでございます。

今後とも構成市の住民生活に支障を来すことがないように、安定した処理に
努めてまいります所存でございます。

次に、裁判の状況でございますけれども、この後、私どもの訴訟代理人に
より状況説明が予定されておりますので、詳しくは割愛させていただきます

が、ご承知のとおり、私どもは勝訴に向けて全力で取り組んでいるところでございます。議員の皆様におかれましても、より一層のご支援、ご協力をお願い申し上げます。

さて、この施設は平成17年4月の稼働から間もなく6年が経過をいたします。組合といたしましては、現在の施設の延命化も含め、次の施設についての調査研究を来年度から始めたいと考えているところでございます。ごみ処理施設の一般的な耐用年数を考えたとき、次の施設をどうするかという検討を始める時期として決して早くないということができようかというふうに考えております。

なお、調査研究に当たりましては、組合単独でできるものではございませんので、構成4市とも歩調を同じくし、相互の情報交換を密に行いながら慎重かつ効率的に進めてまいりたいと考えているところでございます。

平成23年度一般会計予算を初め、今議会に提出しております各案件については、事務局長より説明をさせますので、ご了承を賜りたいと存じます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますけれども、私からのあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（並川和則君）

この場でしばらく休憩し、ただいまより全員協議会を開催いたします。

（午前10時7分 休憩）

（午前11時20分 再開）

○議長（並川和則君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

議事日程についてはお手元に配付いたしております議事日程表によりとり行いたいと思いますので、ご了承願います。

それでは、日程第1「会議録署名議員の指名について」を議題といたします。

会議規則第87条により、会議録署名議員に11番の小嶋議員及び12番永尾議員を指名いたします。

次に、日程第2「会期の決定について」を議題といたします。

今期定例会の会期を2月18日、1日とし、会期の日程につきましては、お手元に配付のとおりとすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（並川和則君）

ご異議ありませんので、会期は本日1日と決定いたします。

ここで事務局より発言を求められておりますので、この際、許可をいたし

ます。事務局長。どうぞ。

○事務局長（金原憲昭君）

それでは、事業の状況等についてご説明申し上げます。

お手元の事業報告関連資料をご覧ください。

まず、平成22年度のごみ処理状況でございますが、1のとおり、平成23年1月末現在ごみ受け入れ量が68,491t、処理量は72,171tとなっております。

なお、現在は順調な処理が推移しており、これに伴い、ピットの平均高も徐々に低下していることから、運転受託者でございますJFEと協議をし、ごみ量の調整や炉の点検等を行うため、2月7日から22日までの約2週間の予定で全炉の計画停止を行っている状況でございます。

ちなみに停止した2月7日時点のピットの高さは2m、今日現在で11.9mとなっております。処理を再開する22日はおおよそ17m程度となる見通しでございます。

次に、2の余熱利用施設「のんこの温水センター」についてでございますが、昨年の2月から、本来、休館日であります第2火曜日を開館とし、5月からトレーニングコーナーを設置し、また、ゴールデンウィークの2、3、4日には開館時間を通常より30分延長するなど、利用促進に努めてまいりました。その結果、平成23年1月末現在では延べ8万5,914人の利用者、1日あたりにいたしますと、平均323人という状況でございます。利用者数そのものは前年度から若干増加しておりますが、1日あたりにいたしますと、7名の減ということになっております。

なお、本年度の収支についてでございますが、指定管理期間の満了に伴う回数券利用者の増や回数券購入者の減、会員登録及び更新料金の値下げなどにより、収入が減っており、また、支出では時給を上げたことによる人件費が増となっているため、現在のまま推移いたしますと、約1,300万円の赤字が見込まれます。参考までに、昨年度は約600万円の赤字でございました。

私どもも一緒になり、さらなる経費節減や利用者の増加に向け努力をいたしておりますけれども、協定に基づき、今回600万円の補正予算を計上する結果となりました。

また、裁判の状況でございますが、先ほど組合側の訴訟代理人でございます龍田弁護士からご説明をいただいたとおりであり、引き続き勝訴に向けて全力で取り組んでまいります。

次は2月22日15時から弁論準備手続、3月23日16時から第13回口頭弁論が予定されております。

以上、簡単でございますが、事業の状況等の報告とさせていただきます。
以上です。

○議長（並川和則君）

次に、日程第3「一般質問」に入ります。

この際、議長から特にお願いをいたします。

発言時間につきましては、申し合わせにより、時間内に終わるようにご協力をお願いしたいと思います。答弁につきましても、質問の趣旨をよく捉え、簡明、的確に答弁をお願いしたいと思います。

なお、本日は一般質問及び後の議案質疑などすべて自席のほうでお願いをしたいと思います。

一般質問の発言順序については通告順となっておりますので、まずは6番議員の牟田議員よりお願いをいたします。牟田議員。

○6番（牟田 央君）

私は久しぶりに質問をいたします。

第1番目、焼却炉について。保証期間はいつまでですか。

その2、保証期間後の計画はどのようにするのか。

大きな2番目、新しい焼却場の建設について。

その1、諫早市と島原半島に分離して建設する計画はありませんかと。建設することについてと。

3番目、機種選定小委員会の検討経過についてお尋ねをいたします。

その1、ストーカー+灰溶融炉を除く理由の説明をしてください。

その2、実証炉にしたいくないとの第1回の共通意見が、稼働実績、受注実績とも少ない熱分解ガス化溶融炉にした理由を述べてください。

大きな4番目、建設工事についてですが、まず、設計額は幾らで、どのようにして算出されましたか。

その2、予定価格は幾らですか。

その3、最低制限価格は幾らか。

その4、どのような理由で設けられましたか。

5番目に、リサイクルセンターとの連携について。

その1、燃えるものを燃えないものと利用者に言っていないか。いわゆる連携がうまくとれているかというところですね。

最初の質問が、あと答弁によって質問いたします。

○管理者（宮本明雄君）

牟田議員のご質問にお答えを申し上げます。

まず、私からは、焼却炉についてということで保証期間、保証後の計画、それから、新しい焼却場の建設についてということで一括してお答えを申し

上げたいというふうに思います。

性能保証期間でございますけれども、保証期間が5年間、瑕疵担保期間が10年間ということで、合計15年間。平成31年度までということになっております。

次に、瑕疵担保期間が満了した後をどうするのかということですが、先ほど顧問弁護士の話にもありましたように、裁判の結果にも大きく影響をされるのかなというふうに思っているところでございまして、現在の施設をそのまま継続していくかと。瑕疵担保期間が切れるということになりますと、今とはもっとも実際には費用が掛っていくのかなというような懸念を持っているというふうなところでございます。

新たな施設を造るか、今の施設を継続して使っていくかということで、大きな決断をする時期が来るというふうに思っております。

一方、現在の施設を使っていくということになりますと、延命化すると、瑕疵担保が切れてからも使うわけですから、延命化を図る必要があると。その費用の問題とか、そういうものも含めまして検討をしていく必要があるんじゃないかというふうに思っておりますけれども、それはこの裁判の結果によって大きくその後の考え方というものも変わっていくべきかなというふうに思っております。

それから、これは焼却炉を諫早市と島原半島に分離して建設してはというふうなお考えだろうというふうに思いますけれども、この点については、今、中継施設というものも雲仙市の方と島原市の方に持っているということもありますし、長崎県のごみ処理広域化計画等もございまして、構成4市の考え方もあるということで、これからの課題ということになるのかなというふうに思っておりますけれども、分離ということになりますと、県央県南は1つで焼却場は2つという考え方なのかちょっとわかりませんが、その辺についても今後の研究課題ということになるだろうというふうに思っております。

私からは以上でございまして、その他の部分につきましては事務局長より答弁をいたさせたいと思います。よろしくお願いを申し上げます。

○事務局長（金原憲昭君）

それでは、私のほうからまず3番目、ストーカー＋灰溶融炉を除いた理由、及び稼働実績、受注実績とも少ない熱分解ガス化溶融炉にした理由につきまして答弁を申し上げます。

焼却炉の機種を選定につきましては、機種選定小委員会におきまして、方式をストーカー＋灰溶融炉方式と熱分解ガス化溶融炉方式のどちらの方式にするかについて検討をなされております。その中で安定性、安全性の点においては、ストーカー＋灰溶融炉方式がすぐれており、一方で、環境面や先進

性では熱分解ガス化溶融炉方式がすぐれているなどの検討がなされております。

最終的には循環型社会を目指すことも重要であり、当時、最大の課題とされておりましたダイオキシンを含む排ガス量が少なく、環境面、先進的な面ですぐれている、また、建設費が安いなどの評価に基づき、熱分解ガス化溶融炉方式に決定されたものでございます。

次に、質問の4番目でございます。

まず、設計額でございますが、消費税抜きの額を申し上げますと、182億8,029万7,000円でございます。

次に、予定価格でございますが、162億6,947万円でございます。

また、最低制限価格につきましては、138億2,905万円でございます。

したがいまして、設計額に対しまして、予定価格が11%低い約20億1,000万円の減、最低制限価格につきましては24.3%低い約44億5,000万円の減となっており、設計額の約4分の3の額となっております。

最低制限価格を設けた理由でございますが、当施設は多くの工種を含んでおりまして、非常に低い価格で落札した者と契約しますと、一定水準の品質や耐久性等を確保できなくなる恐れがあったものというふうに思われます。単に低価格で落札すればいいということだけでなく、当初の目的を十分に達成できる施設として完成させることが最も重要なことであるとの当時判断されておりました、最低制限価格が設けられたものというふうに考えております。

次に、リサイクルセンターの関係でございます。

通称リサイクルセンターと呼ばれております県央地域広域市町村圏組合が運営しております県央不燃物再生センターとの連携についてお答えを申し上げます。

当施設に持ち込まれるごみの種類は、紙類、ビニールやプラスチック類、生ごみなどがございまして、中には金属類なども混入しているケースもございます。本施設は燃えるごみの施設でございますので、持ち込まれたごみが燃えるものか、そうでないのかを区分しながら受け入れをしているところでございます。中には金属類が混入している場合も非常に判断が難しいケースもございます。燃えないごみが搬入された場合については、ごみの状況、持ち込みの状況を確認し、県央不燃物再生センターへ持ち込みをお願いしているところでございますが、燃えるごみと燃えないごみが混在している場合、利用者の方に不要な手間をおかけすることも実際あっております。今後は不燃物再生センターや構成市と今まで以上に密接な全力連携体制を作りながら、利用者の方々にでき得る限りご不便をおかけしないように努めてまいりたい

というふうに考えております。

以上でございます。

○6番（牟田 央君）

まず、保証期間は平成31年、保証期間というのと、いわゆる平成31年まで使うことはもう間違いないですね。色々聞いていると、要するに140億円で造った施設ですね。あと平成31年になったら、一応借金と申しますか、何もかも全部済んでしまうと。その後の炉を維持するために一体幾ら掛るのかというのが見通しがさっぱりわからんということですよ。もう保証期間その他過ぎましたと、あと150億円掛るんですよとか、メーカーに言われたときには、わかりましたということをおかさないといけない。と同時に、先ほどの顧問弁護士の説明もあったように、今はもうストーカー方式をJFEが研究をしているようですね。ですから、JFEに期限内であっても、あなたのところが欠陥炉をお造りになりましたので、本当は、私の考えですよ、本当は15年で施設が一応保証期間が終わっても、20年、25年、30年というぐあいに、この炉が本当は使いたいわけですよ、末永く、もっと。それができるか、できないかの見極めをしっかりとしなきゃいけないと思うんですが、その見極めが裁判の結論によってするのかなどなのか。

○管理者（宮本明雄君）

確かにおっしゃられるとおりでございまして、今、平成31年が瑕疵担保期間ということになっております。それ以前には起債を借りておりますので、今、償還をしております。この償還期間が32年まででございまして、瑕疵担保期間と起債の償還期間というのは一緒になっているというようなことでもございまして、そういった中でこの炉の状況等については、今、JFEのほうでは明確な回答をしていないと、これは裁判上の理由でというようなことを言っておりますけれども、JFEとしては訴訟が継続されているというようなことで、その辺の瑕疵担保期間終了後の性能状況、そして、運転費の状況については明確に答えが来ていないという状況でございます。それは一部一理ありますと申しますか、係争中でございまして、今のところでは明らかにできないということだろうというふうに私どもとしては解釈をしているところでございまして、この裁判が一定決着をすると、1審は夏ごろと、多分控訴とかなんとかはないんだろうと思っておりますけれども、これは裁判上のことですから、日本の裁判は民事裁判でも3審制でございまして、どうなるかは予断が付きませんが、1審の結果を見て、私どもとしては対応を考える必要があるだろうというふうに思っております。

ただ、一般的に考えますれば、かなり当初の計画からすると、助燃剤を使ったりしてございますから、一般的に考えれば、今はそうではなくても、前はか

なり無理して燃焼をさせていたのかなというようなものはありますけれども、それはもう明確にはわかりませんので、その辺については炉の状況について点検は毎年やっておりますけれども、状況について一番おわかりなのはJFEということもあって、係争中ということもあって、その判断は夏以降になるというふうに思っております。

以上です。

○6番（牟田 央君）

JFEがこういう炉を日本に4カ所しか造っていないようですね。5カ所、6カ所、7カ所というぐあいにはずっと造っていて、それで、歴史があって、どういうぐあいに補修すれば末永く使えるなどというのがあれば、私は希望は持っていると思うんですが、私の推測はもう希望を全く持っていない。それで、先ほど管理者も、あと9年が保証期間であると、31年までの9年であると。そうすると、次のことを考えなきゃいけないと今、お話をされましたね、ごあいさつでね。予算書を見ると、ほんの30万円ですが、何か勉強したいなという予算もあるようですね。というのは発想はやっぱり転換しないといけないですね。

それから、今、長崎県のごみ計画化があるんですが、これも破綻なんですよ。破綻です、はっきり言って。平成11年に作られたこの焼却のごみ広域化計画ですね。これは私は破綻していると思うんです。ですから、1つは南島原市で焼却炉があるようですが、これいつまでの予定ですか。

○事務局長（金原憲昭君）

予定とされては、今、県のほうからの広域化計画の見直しの中で、平成32年度以降ですか、南島原市の意向とされれば、共同処理をしたいというふうなことで計画書に挙がってきております。

○6番（牟田 央君）

そうすると、私は一番最初は、平成11年のこの計画が出てきたときから、諫早市は諫早市と。300tは多過ぎると言って、元々この計画に反対した平成11年の3月のときの議員なんです。定数が32人のときに私が反対をいたしました。あと一人の人が反対して、30人で、いわゆる300tの広域計画、大いに賛成だということで可決したことがあるんです。しかし、今になってみれば、もうこの補助金を出すところも100tから150tからいいというぐあいになっておるのかどうなのか。そこら辺の平成31年になって、次の新しい焼却施設を造る場合に、国はまた補助金に来るのかどうなのか、そこら辺をお答えください。

○事務局長（金原憲昭君）

今、もう補助金という名称じゃなくして、交付金制度になってきておりま

すけれども、あくまで耐用年数等が経過した場合は、その交付金の対象になるというふうにお伺いしております。

以上です。

○6番（牟田 央君）

夏以降になるかと思いますが、各市において研究をしてください。諫早市においてもこれは質問いたしますけれどもね。私の理想は諫早市150t、島原半島3市で150tを造るような計画になればいいなということだけ言っておきます。

2番目も同じようなことですね。

次に、この機種選定小委員会の、これ1回から9回まであっているようですが、1回から9回までのおおよその経緯を説明してみてください。

○事務局長（金原憲昭君）

1回から9回までの経緯はということのちょっと資料を今、持ってきておりませんが、当時、機種選定小委員会につきましては、平成11年に4市町長で構成されて、9回実際に開催されておりまして、最終的に9回目の機種選定小委員会の中において、それまで論議されてきたストーカー方式＋灰溶融炉方式、それと、熱分解ガス化溶融炉方式について論議されておりまして、先ほど申しますような理由で、熱分解ガス化溶融炉方式に決定されたというふうになっております。

○6番（牟田 央君）

今、事務局長が答弁あったように、第9回目に、いわゆるストーカー炉＋灰溶融炉方式は長期間ごみ処理技術の主流、技術蓄積があり、安定性、安全性の面ですぐれていると。排ガス処理工程が長く、価格的には高価と。熱分解ガス化溶融炉方式は燃焼温度が高く、熱回収効率がよいと。循環型社会に適合、開発されて間もないため、稼働実績、受注実績等も少ないと。建設費、運転経費で熱分解ガス化溶融炉方式が安価ということで選ばれたようですが、結果的に安いものを買って、要するに銭を失ったという感覚を私は持つわけですよ。いわゆるメーカーのプレゼンテーションによって、この機種選定委員会が第三者の意見も何も聞かずに、メーカーサイドに、悪いけれども、うまく乗せられたんじゃないかなと思うんです。今、振り返ってみればです。ですから、何でもと言っては失礼なんです、稼働実績その他がないと、ストーカー炉というのは新日鐵の方式ですたいね。ストーカー炉が一番実績があって、稼働実績もあるというような報告書が書いてあるんですが、そんな報告書書いてありますか、これに。

○事務局長（金原憲昭君）

今、おっしゃるような内容については、私、見たことはございません。

○6番（牟田 央君）

これ機種選定小委員会の議事録をあなたは持っておかんといかんさ。それを見ながら質問しているんだから。それにそう書いてあるんですよ。稼働実績その他がいっぱいあるのが、全部が、9回目の委員会の中で書いてあるですたい、そんなのは。機種選定小委員会のメンバーはどこの市長で、町長とかなんとかのどこどこの4市があるのか、その説明してみてくださいよ。

○事務局長（金原憲昭君）

機種選定委員会の4名の市町長につきましては、当時の島原市長、小長井町長、有明町長、小浜町長、この4名でございます。

以上です。

○6番（牟田 央君）

これは過去を振り返るのは、今度新しい炉を造るためにどうすればいいかという資料のために今、質問しているんです。機種選定は今後新しく造るときにはしっかりしなければいけないということで質問しているんですよ。過去を振り返って、次の新しい施設を造るときには、どこをどういうぐあいに注意して造らなければいかんとか、そういうことでしょう。過去を振り返り、そして、現在を確認し、それで、将来どういう機種が必要なのかとかということのために私は質問しているんですよ。だから、そこら辺はきっちり検証をするために、事務局もきっちりそういう資料を読み込んでください。いいですね。

それも含めて次なんですけど、建設工事に設計額はどういうぐあいに作られたかということです。今、数字だけは事務局長が182億円ですか、言われたんですけど、これどうやってこれ設計額を作ったのか説明してください。

○管理者（宮本明雄君）

機種選定委員の今後のことということで今、お話をいただきました。当時の状況というのは、非常に平成9年ですか、ダイオキシンの問題というのが大阪府で2つほどの町で大きく報道をされ、そして、平成11年ですか、国の広域化計画というのが出てきて、それに基づいて長崎県でも広域化の計画をしたと。当時はダイオキシンを出さないためには、高温度で焼却をする必要があると、1,200℃とかということが言われておりましたし、24時間連続して運転できるものじゃないとダイオキシンが出ますよというようなことで、そういう状況の時代であったということは1つ言えるんじゃないかというふうに思います。

そういった中で、この機種選定委員会で色々なご論議があって、そして、広域化計画というものもあって、最初は大村ですか、大村も一緒にというようなことであつたらうと思いますけれども、島原半島と諫早市と大村市で例

の広域化を計画したらどうかというような話があったというふうに思っております。

そういった中で、ガス化溶融炉という新しい方式ですね、当時はストーカー炉というのが実績があり、ただ、ストーカー炉にも欠点がありまして、当時の技術ではなかなかダイオキシンを防止できないというか、一定バグと言うんですか、除去装置はあるんですけれども、その交換に多額の費用を要する、それから溶融の費用が、灰を出さないために、埋立処分というのがなかなか難しい時代ですから、その埋め立てをしないために灰をもう1回燃やす溶融という設備が必要になるというところで、こういう結論になったのかなというふうに私は理解をしております。

確かに議員おっしゃいますように、新しい技術というのは、車でもそうですよね、新しい車というのはなかなかリコールが出てきたりなんなりするわけがございますから、そういう意味では実績がない炉といいますか、顧問弁護士さんが欠陥炉であったんじゃないかと、実験炉であったんじゃないかとおっしゃいましたけれども、そういうことも含めながら、今後の、いつかは機種を変えるということが必要なんで、そういうことで肝に銘じたいというふうに思います。

それから、今、JFEですけれども、当時は川崎製鉄、それから、日本鋼管と合併をして今、JFEと言っています。日本鋼管が持っている炉も、今、川崎製鉄が持っている炉が私どもが使っている炉なんですけれども、日本鋼管が持っている炉というのもありますので、その辺については新日鐵だけじゃなくて、色んなところから色んな方式のやつがストーカー炉を中心、ガス化もありますし、色んな方式のやつが出ているということでご理解を賜りたいというふうに思います。

あとの部分については事務局長より答弁させます。

○事務局長（金原憲昭君）

設計額から最低制限価格、予定価格の流れでございます。

まず、この施設は性能発注方式という手法を取り入れまして、元々組合のほうの設計をしたものではございません。それで、そのために当時ガス化溶融施設を有していた4社からこの規模の見積書を徴しております。その4社の見積書を工種ごとにばらしまして、高い低いがございますので、それぞれ平均等を採用するなりして積み上げて、それに諸経費を掛けて設計額を出されております。その結果として、設計額が、先ほど申しますように、約182億円の設計額になっております。

この設計額を基に予定価格でございますけれども、当時の大型建設事業の入札状況とか、社会情勢とか、そういったものを踏まえまして、なおかつ設

計で使いました諸経費率等の問題がございまして、少し高いということもございましたので、最終的に設計額の89%の額で予定価格を設定されております。

それと、最低制限価格でございます。最低制限価格につきましては、国の一定の最低制限価格を余り高くすることがないようにというふうなこともございまして、1つのひな形がございまして、それに基づきまして、予定価格の85%の最低制限価格を設定したというふうになっております。

以上です。

○6番（牟田 央君）

4社というのはどこどこですかね。

○事務局長（金原憲昭君）

当時の川崎製鉄、新日本製鐵、荏原、タクマ、その4社でございます。

○6番（牟田 央君）

じゃあ、荏原の見積書というのは幾らぐらいで出ておるんですか。それから、川崎製鉄所の見積書、新日鐵の見積書、タクマの見積書、それぞれ幾らで出ています。工事費は、土工工事といいますか、1億9,800万円、いわゆるそれを2億円として、荏原、川崎製鉄、新日本製鐵、タクマがそれぞれ見積もりが幾らで出ているのか。

○事務局長（金原憲昭君）

まず、タクマの見積もりの総額でございますけれども、工事一式で……ちょっと待ってください。

○議長（並川和則君）

牟田議員が手元資料で、もしあれば、そちらから話されても結構ですよ。（発言する者あり）ああそうですか。手元資料があるように見受けられたもので。（発言する者あり）運営上、協力をお願いしたいと思います。

○事務局長（金原憲昭君）

申しわけありませんでした。順を追って説明いたします。

まず、荏原でございますけれども、工事費総計が消費税を除いたところで195億3,000万円。今、申しました額は消費税込みでございます。

次に、川鉄でございます。186億7,950万円でございます。

次に、新日鐵、186億9,000万円。

次、タクマ、194億2,500万円というふうになっております。

○6番（牟田 央君）

それは事務局長、消費税の込みの分を言うたですな。

○事務局長（金原憲昭君）

込みでございます。

○6番（牟田 央君）

2億円を足した、私の計算をすると、荏原が消費税を抜いたら188億円です。川崎製鉄が179億9,000万円、新日本製鐵が180億円、タクマが187億円というぐあいには私の計算で、2億円とすればですよ、工事が1億9,800万円だそうですのでね、それを2億円にした場合には、今、私の言った数字なんです。入札結果表を見ると、入札結果表は、荏原製作所は188億円の見積価格が135億7,150万円です。失格になっておるんですね。川崎製鉄は179億9,000万円の見積もりで140億円、新日本製鐵は180億円の見積もりをして121億円で来ていると、タクマは187億円で122億6,000万円、日本鋼管は見積もりがないけれども、143億5,000万円、日立造船所は見積もりがないけれども、134億2,500万円というぐあいになっているんですね。これ間違いなかですか。

○事務局長（金原憲昭君）

はい、言われたとおりです。

○6番（牟田 央君）

今、最低制限価格が138億2,905万円という価格になって、いわゆるこれ平成12年に見積もりが出ているようですね。平成12年11月30日に見積書が出ているようです。実際、入札したのは平成14年10月30日。何でこういう価格になってきたのかというのを推測なんです。メーカーはそのころ平成14年は、こういう焼却炉の実績がなかったと、少なかったと、だから、頑張ったわけですか。メーカーとすれば、頑張るわけですよ。工事が欲しいから。そして、その後ずうっと稼働もさせてくれるという条件つきですよ。それはそうでしょう。新日本製鐵が造ったものをほかのができないわけでしょう。運転できないわけでしょう。そういうことですよ。一生懸命頑張った、頑張った。けども、失格者が4社出ているわけですね。荏原製作所が135億7,150万円、これは失格。140億円の川崎製鉄が落札。新日本製鐵の180億円の見積もりが121億円で失格。タクマの187億円で122億6,000万円で失格。そして、日立造船所が134億2,500万円で失格というぐあいになっているんですよ。これ会計検査院が、当然、国の補助事業ですからね、会計検査院が入っているはずですよ。会計検査院はどのような感想を持ったか教えてください。

○事務局長（金原憲昭君）

会計検査院は平成17年に工事完成後に来ておりました、結果として入札において6社中4社が失格というようなどころについて質問等をされております。

会計検査における最低制限価格の概要でございますが、組合からは、平成

14年度にごみ処理施設の完成は多いが、発注、受注は少なく、各社たたき合いで低い工事費を見積もり、造った後は知らないよというようなどころもある。安かろう、悪かろうでは困るために最低制限価格を設定した旨の説明等がなされております。

また、検査官からは、最低制限価格の設定はできる規定ではあるが、設定する場合においては積極的な理由が必要。実際のところ一番低く入札したところは20億円、19億円ですけれども、価格が違うなどの話があつておりますけれども、最終的には最低制限価格の率は高くなかった。指摘はしないが、失格者が多い。粗悪品ではないが、需要と供給を考えると、もっと安く買えたのではないか。できるだけつけないほうがいい。最低制限価格は法律ではないことから指摘はしないが、次に行うときは十分検討してから、つける場合は積極的な理由を考えて慎重な判断をお願いしますというふうなことでございました。

それ以降、組合のほうで発注いたしております東部、西部のリレーセンター並びに余熱利用施設のんのご温水センターの折には、このことがございまして、それ以降は最低制限価格は設定をいたしておりません。

○6番（牟田 央君）

今、121億円の新日本製鐵ですね。県央県南環境組合とすれば、私は世界の一流の企業を指名しているんじゃないかと思うんですよ。そんな粗悪品の工事をする業者をわざわざ選んだという証のようなものですね。最低制限価格を設けないと、粗悪品を造るかもしれんから、最低制限価格を設けたんですよということになるわけでしょう。こんな世界で一流と言われる新日本製鐵所がですよ。それで、粗悪品を造ったら、会社の不名誉なことじゃないですか。そんな不名誉なことする会社なんですか。今、事務局長は会計検査院が最低制限価格を設けることができるというだけなんですよ、最低制限価格を設けなさいとは規定していないんですよ。会計検査院の、私も検査官だったら、新日本製鐵がそのような粗悪品を造るんですかなと言いますよ。なぜか。多額の住民負担も掛るわけですね。国の補助金も来ているわけでしょう。国の税金も入っているわけでしょう。とんでもない施設なわけですたい。私たち住民は高い負担を掛けられておるわけですたいね。残念なわけですよ。だから、過ぐる議会の議事録その他を見ると、何で138億2,000万円なんですかと言ったときに、いや、立派なものを造ろうがためですよという話があつていたようですが、やっぱり何といひかな、世間の常識といひか、そういうのも適用したらいかんとですたいね。

先ほど言ったように、180億円の見積もりを出している業者が何で121億円に入札してあるのか説明ができますか。

○事務局長（金原憲昭君）

端的に具体的な詳細説明というのは私にはできかねますけれども、当時やはりこういった建設プラントの発注状況とかを踏まえて競争が働いたものというふうに考えております。

○6番（牟田 央君）

競争が働いたって。しょっちゅうそういうことばかり言うわけですよ。他人のお金で仕事をする人は全部そう言うんですよ。ところが、住民はたまったものじゃなかですたい。それで、これ180億円の見積もりで121億円したら、大体どのくらいできていると思います。

○事務局長（金原憲昭君）

およそ70%弱になると思います。

○6番（牟田 央君）

私の計算では67.何%ぐらいにね。私の計算が間違いなければよ。180億円でやって120億円やった。約3分の2とすぐわかるですたい。だから、やっぱり企業というのは一生懸命努力をするんです。努力しないのは官庁だけですたい。官庁だけ。なぜか。他人のお金を使って平気でおるからですよ。どんな民間が苦しくて賃金カットされようが、必ず毎年毎年昇給するからできるんじゃないですか。ずうっとそうですたい。ただ単にボーナスを一時カットするとか、そういうだけじゃないんですよ。だから、第三者の検証が必要なわけですたい。と同時に、情報をオープンにしてもらわないといかんですな。総合的に判断して、当局側が立派なことをするような今から世の中じゃありません。全部議会なり、市民なりにオープンにして、そして、これから建設をしなければならぬというぐあいに思うんですが、管理者いかがですか。

○管理者（宮本明雄君）

これは最低制限価格の話でございませうけれども、結果として、川崎製鉄が落札をしたということでございませう。契約の決まりでは、最低制限価格をつける場合は3分の2以上、66%以上ですから、その金額で新日本製鐵は66%近くで多分来ているというようなことでございまして、こういう性能発注といいますか、仕様が、一定の仕様を作って、これだけの性能を保証してくださいよというような発注の仕方をした場合の最低制限価格というものあり方については、今後、私どもも肝に銘じていきたいなというふうに思います。

それから、結果として、こういう結果になったんですけれども、最低制限価格を仮につけずに、新日本製鐵が落札をすると、最低価格がそうですから、そういうことになるんでしょうけれども、それで制限価格をつけても今の状

態ですよ。裁判をしている状態ですよ。性能が十分満足できなくて。ですね。でも、新日本製鐵の製品が入ってどうだったかというのは予測はつきませんが、そういうふうに進んだ技術というのは常にリスクもつきまとうということもあるんじゃないかなとは思っています。

○6番（牟田 央君）

今、管理者は、新日本製鐵が121億円で造った場合に、こういう裁判結果になりますという答弁は、それはおかしいですよ。なぜか。実証炉をないものだから、ずうっと燃えない、燃えない、燃えないと、修理がどこかわかりませんと、企業秘密ですよというようなことじゃなかったんですか。長年の経験の新日本製鐵はできるかもわかりません、そんなのは。だけど、今の答弁は、140億円もかけて造った施設でありながら、欠陥の施設でありましたと、そういうような答弁をしてもらわないと。新日本製鐵の121億円だっても、裁判になるかもわかりませんという答弁は訂正してくださいよ。

○管理者（宮本明雄君）

そういう意味ではございません。最低制限価格を設定したほうがいいのか、最低制限価格を設定しない方法もあると、あれは設定する場合はと書いてありますから、設定する場合は3分の2以上にしなさいよというような決まりでございまして、そういうことで最低制限価格をこの場合は設定をし、先ほど申しましたように、予定価格の85%ですか、それで設定をしたというようなことでもございまして、これが当時の一般的なものの、一般的なこういう施設の最低制限価格の考え方だったのかなというふうには思いますが、高い、安いにかかわらず、進んだものについては一定のリスクが伴うということをお願いしたかったんでございます。

以上です。

○6番（牟田 央君）

それから、やっぱり日本全国、それから、今はもう日本の技術はもうどこよりもすばらしい焼却施設になっていますね。かといって、新聞報道によれば、最低制限価格その他をつけなかった場合に、色んなメーカーが、いわゆる何というか、談合をして課徴金を払わされたりしているのは、新聞紙上でもありますね。だから、それが悪いのは知りながらも、最低制限価格を設けるべきか、設けるべきじゃないのかということを行っているんですよ、私はね。今後は世界のメーカーは最低制限価格を設けないでもいいのじゃなからうかというぐあいに、どこか第三者なり、議会なりに相談をしてくださいよということをお願いしているんですよ。我がたちが勝手にしていることを、こうやって議会が承認したからですと、そして、住民負担が増えたんですと

言われたら、たまったもんじゃないから、私は言っているんですよ。

次に行きますがね。今、事務局長の答弁は、燃えないものもこっちに持ってくるから、リサイクルセンターに持って帰られるんですよというような答弁でした。しかし、燃えるものと言いながら、ここから返されるものもいっぱいあるんですよ。そこをどうするかということですよ。私も過ぐる日に持っていった。燃えるものだって、これは燃えんとですばいと言って、突っ返されました、はっきり言ったら。だから、同じリサイクル、それはもちろん4市のリサイクルの場所もあるでしょう。私はちょっと考え方が狭くて、諫早の場合においてはリサイクルの施設があるから、そこに持って行って、どうにか上と、いわゆる焼却施設と、それから、リサイクルセンターがうまく連携をとれるようであれば、お客様側を中心にして考えれば、行ったり来たりなぜしなければいかんとね。下に行けば、これは燃えるものですよと言われる。上に持っていけば、これは燃えないものですよと言われる。市民はどうすればいいんだと私が言っているんだ、はっきり言ったら、議長。私が体験者だから言っているわけ。

○議長（並川和則君）

質問を続けてください。

○6番（牟田 央君）

だから、そこをどういうぐあいにするかですよ。それで、お客様に謝るかと言ったら、謝りも何もしないんですよ。うろうろうろうろするばかりです。そこをどういうぐあいにすればいいかということを書いてみてくださいよ。

○事務局長（金原憲昭君）

具体的な例といたしまして、例えば、ここに粗大ごみで持ち込まれる場合のダンス、そういったものを想定していただければ、当然、蝶番とか、ネジとか、くぎとか、そういったものが入っております、そういった同じ例というのはほとんどないんですけども、やはりその場その場で現場にごみ検査員とか、組合の職員が判断をいたしております。この場合は向こうですよとか、ここまではいいですよとか、対応を実際しているところございます。人間が判断するところがございますので、人によって若干その辺の取り扱いが異なるケースもございます。このことは逆に申しますと、下の方であれば、これは上の方に持って行ってくださいというケースもあります。

したがって、今、最初のご答弁で申し上げましたように、その辺の取り扱いを非常にシビアにする、厳密にするか、緩やかにするか。厳密にした場合は、ここで受け付け等が滞ってしまいます。また、緩やかにした場合は、どんどんどんどんそれが広がってきて、個々の施設にも支障を及ぼすような

ことにつながってくるという問題ございまして、我々の仕事はここはあくまでも可燃物、下は不燃物の受け付けするところございまして、そこが職員同士が連携しながら、意見交換をしながら、当然、この中には市の廃棄物担当の職員も入ってまいりますけれども、十分話をしながら、そういった二重手間と申しますか、そういったケースを1件でも減らすように、今後していくような体制を作っていくたいというふうに思っております。

○6番（牟田 央君）

1つの提案なんですけどね。可燃物と不燃物が一緒のものは、例えば、リサイクルセンターで全部一応処理してもらおうと。それから、リサイクルセンターからこっちに燃えるものだけ分解して、そして、燃やしてもらおうという方法も必要じゃないかなと思うんですよ。どうせ金払うんですよ。この可燃物も。タンス持ってきたときに。だから、そこら辺は、じゃあ、不燃物の処理センターは全部ばらしきれるんですよね。ばらばらばらばらと。そして、燃えるものを集めて、それで、可燃物のここに持ってくると。じゃあ、ここが全部集めて、これを不燃物にぽーんと持っていくかということ、どっちをやるかということなんです。私は不燃物のところに持って行って、そして、燃えるものだけこっちに持ってきてもらおうというのもいいんじゃないかなと思って言っているんです。そうしないと、もうやっぱり利用者がうろろうろするわけ。私がうろろうろしたから言っているんだから。だれのことでもないんです。牟田議員もそのような扱いされるんですと市民から言われるんです。私でもされると。よくないですなど。議会で取り上げてくださいよと言われたから私は言っているんです。自分のことばかりじゃないんです。

○議長（並川和則君）

提案ですね。

○6番（牟田 央君）

そこら辺をもう来年度でも、要するに市民が安心して1カ所に持って行く。燃えるものと完全にわかれば、ここでいいんです。先ほど事務局長が言ったように、不燃物もあれば、可燃物もあると、どっちに持っていかうかと。じゃあ、ここに持ってきて、不燃物を持って行ってくれればいいですよ。しかし、下が持ってくるのが、私は楽かもしれん。それはもう早急に協議をしていただいて、そして、対処してください。そんなことはすぐできることなんです。もう協議に1カ月も2カ月も3カ月も1年も2年も掛るというようなことじゃないんです。いいですか。4月1日からもできるようにできますか。

○議長（並川和則君）

これはもう牟田議員の今の点については……

○6番（牟田 央君）

答弁を求めているから、議長は要らんこと言わんでよかですたい。

○議長（並川和則君）

もう検討課題とさせていただきます。

○6番（牟田 央君）

答弁を求めているから、要らんことを議長が言わなくてもよくはないですか。

○管理者（宮本明雄君）

両方とも広域でやっています。諫早市だけの問題ではございません。この県央県南の環境組合は4市で行っておりますし、不燃物のほうは雲仙市と私も諫早市と一緒にさせていただいているということもございます。確かにおっしゃられるように、不燃物か、再生センターに持っていくべきごみなのか、可燃物でこちらのほうに持ってきていいごみなのか、それから、事業系なのか、一般のごみなのかということもありますので、その辺については検討をし、しかるべき方法を見出しながら、早急に対応してまいりたいと思いますので、ご意見として承っておきたいというふうに思います。

○6番（牟田 央君）

私の質問に議長は、色々口を挟むことになっているんですね。当局側に私は答弁を求めているのに……

○議長（並川和則君）

はい、質問を続けてください。

○6番（牟田 央君）

議長のやり方はおかしいんじゃないの。

○議長（並川和則君）

質問を続けてください。

○6番（牟田 央君）

とんでもないことです、はっきり言えば。これで私の質問は終わりますがね。終わります。

○議長（並川和則君）

一般質問を保留し、しばらく休憩をいたします。午後1時20分に再開いたします。

（午後0時24分 休憩）

（午後1時20分 再開）

○議長（並川和則君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

次に、8番上田議員。

○8番（上田 篤君）

8番、雲仙市の日本共産党の上田篤です。私は2つの問題について質問いたします。

1番目の質問は、通告要旨には用役費と書いておりましたが、正確にはこの今、行われている訴状で言うところの応札提示額と実際の年間経費額の差額ですね、超過経費についてです。訴状では、平成17年度が5億6,411万円、18年度が7億5,361万円、19年度が6億5,911万円、合計で19億7,600万円余となっています。当然、平成20年度以降も超過経費は出ているはずですが、22年度、本年度までどうなっているか、年度ごとに説明を求めます。

次ですが、裁判の進捗状況については、先ほど詳しい状況の説明を受けました。思った以上に明るい展望が持てるような話でしたが、何分相手があるものですから、思うようにはいかないのではないかと心配もしております。これまで色々裁判を注目して見てきたことがあります。期待を裏切られることが多かったので、先ほどの話、期待したいんですけども、一方でやっぱり心配もあるということで、まだまだ私としては予断を許さないんじゃないかと考えております。

しかし、毎日ごみは発生して処理をしなければなりません。そういう中で当組合を構成する4市いずれもが厳しい財政状況下にあると思います。いかにその経費の節減を図るか、これが緊急かつ最大の課題の1つではないでしょうか。何らかの方策を考えておられれば、ぜひ示していただきたいと思えます。

次、移ります。

2番目の質問は、余熱利用施設のこの温水センターについてです。

平成22年度は1,300万円余りの赤字になっておりますが、利用状況、経営状況などについて、先ほど若干説明ありましたが、もう少し詳しく、特徴点なども含めて説明を求めたいと思えます。

②です。今期の指定管理者は協栄ビルメンテナンス株式会社で、次期の指定管理者、これ予定ですけども、株式会社協栄となっております。会社名は変わっておりますが、住所は同じようですので、実質的には同じ会社ではないかと思えますが、この辺がどうなっているのか。

最近3年間の収支表を見てみますと、平成20年度は88万円、平成21年度は554万円、そして、平成22年度には1,300万円余と、毎年赤字額が膨らんでいるにもかかわらず、その同一であろうと思われる会社が再

度指定管理者に応募したということですが、この辺の理由がどういうことなのか聞きたいと思います。こういう経営状況であれば、普通であれば、撤退するのが当然のように思うんですけれども、何か一発逆転の秘策でもあるのかどうか。

以上について答弁を求めます。

○管理者（宮本明雄君）

私から経費節減についてご答弁を申し上げます。

用役のうちLNGの使用量につきましては、平成17年度が年間約6,300tでございましたのが、平成21年度には3,300tということで、約3,000tほど減少をしております。

それから、水道量につきましては、平成17年度が年間17,500t、平成21年度には3,000tと、これは大幅に減少しているということでございます。

先ほど論議の中でも出てきましたけれども、購入電力量でございますけれども、3炉運転を行ってございました平成17年度が1,433万kwhでございます。2炉運転となりました平成19年度が1,765万kwh、平成21年度は1,720万kwhというふうになっておりまして、これは先ほど出てまいりましたけれども、発電能力等の問題ということが言えるというふうに思っております。

JFEに対しましては用役費の削減について常々申し入れをしているところですが、これを機にまた再度要請をしていきたいというふうに考えております。

私からは以上でございまして、その他の部分につきましては事務局長から答弁をいたさせます。

○事務局長（金原憲昭君）

最初のご質問のJFEに請求できる経費の問題でございます。幾らになるかということでございますが、先ほど弁護士からの説明にもございましたように、20年度以降の請求につきまして、今現在、17年度から19年度に係る組合の請求、これは施設が発注書どおりにできてないということから債務不完全履行というものに基づきます請求というふうにされております。

したがって、20年度以降につきましては、その裁判の結果を踏まえて請求するという、精算するということとなりますので、この場で幾らになるのかは差し控えさせていただきたいと思っております。

余熱利用施設のこの温水センターに関しまして、お答えさせていただきます。まず、最初に、協栄ビルメンテナンスと、今回候補者として上げております協栄が同一かでございますけれども、平成20年6月4日に協栄ビル

メンテナンスから株式会社協栄に社名変更がなされておりまして、同じ会社でございます。

次に、のんのこ温水センターの具体的な利用状況についてお答えを申し上げます。

平成18年4月のオープンから平成23年1月末までの4年10カ月の累計利用者数は約49万4,000人でございます。年度別に申し上げますと、平成18年度と19年度、これ一緒でございます、約10万4,000人、20年度が10万2,000人、21年度は若干落ち込みまして9万8,000人、平成22年度は1月末現在で約8万6,000人の利用でございます、徐々に減少傾向でございます。

次に、指定管理者が大変厳しい経営状況の中で応募した理由、また、次期へ向けた新方策についてご説明申し上げます。

まず、応募の理由につきましては、事業計画書によりまして、指定管理者として5年間事業を行ってきたことに対する責任というふうなことが挙げられます。事業を放棄するのではなく、市民、利用者への責任、協力事業者への元請責任、従業員への雇用責任、これらの職務を果たし、のんのこ温水センターを安定した運営軌道に乗せたいとの考えから応募をされたものでございます。

また、次期に向けた方策といたしましては、施設を多くの方に有効利用いただける基盤の整備をメインコンセプトとして、さまざまな方法で宣伝活動を行い、施設を多くの方に利用していただき、さらにはリピーターになっていただく基盤づくりを行うとのことでございます。

また、わかりやすい利用料金としてワンコイン料金の導入や、お客様を待つのではなく、近隣自治会の会合、老人会などに出向いて積極的な営業を展開し、質の高いサービス提供によって、リピーター率を高め、利用者の減少を食い止めようとする計画になっております。

○8番（上田 篤君）

まず、経費のほうですが、裁判があっているから、今、言えないということですけども、あくまでも裁判に勝った場合、それ同じ計算方法で計算した場合ということで私聞いたんですよ。正確にはですね、裁判に勝って終わってもいないし、出せないとは思うんですけども、大体の線は出せるんじゃないですか。

○事務局長（金原憲昭君）

いずれにしましても、今後20年度以降分としての請求するとなった場合は、それを申し上げた場合には、どうしても裁判の結果によってまず動くということで、不確定な数字を述べてしまうことは、独り歩きすることも考え

られますし、この内容につきましては当然、今後の交渉、裁判が終わった後、J F Eとの交渉の前提となることからその金額が拘束されるというふうなこともあろうかと思っております、弁護士にもご相談をいたしました。今の段階では差し控えるようにとご指導をいただきました。

○8番（上田 篤君）

そんな重大な問題なんですかね。同じような計算法で計算すれば、こうなりますというのは。ちょっと理解できませんけどね。

これまでの裁判では、ほら、17年、18年、19年それぞれ計算して、例えば、3カ年の平均なんかも出るわけですよ。幾ら掛ったということがですよ。それはやっぱり出さないと、なかなかこれから計画も立てられないんじゃないですか。どうなんですか。

○事務局長（金原憲昭君）

今、裁判で求めております19億7,000万、これにつきましては、先ほどから話が出ておりますけれども、17年度から19年度の決算額と当初平成14年に出た年間経費内訳書ですね、その差額でもって差し引きますので、出そうと思えばその差額は出せるのかなとは思いますが、あくまでも我々とすれば今後J F Eと交渉するに当たって数字が独り歩きするとか不確定であるとか、そういったことから、弁護士のほうから裁判にどのような影響があるかわかりかねるところがございまして、差し控えるようにということを受けまして、現時点では差し控えるようにしております。

○8番（上田 篤君）

これまでの数字から見て、6億円から7億円ぐらいかかるんじゃないかと思われませんか。3年間で21億円ですよ。これが最低でも15年間この施設を使うと、長かったら20年ぐらい使うわけでしょう。そうすれば、やっぱりすごい金額になるわけですよ。ですから、私は本当に裁判で完全に勝利して、それがずっと同じような中身でJ F Eとの金のやりとりができれば、それが一番いいと思いますが、それはまだ今後のことですからわかりませんが、やはりそれが裁判の結果どうなるかが、経費の削減ということで、ただ単にJ F Eに削減についてしっかりやってくださいよと言うだけじゃ、それは効果ないんじゃないかという気がするんですけども、その辺については事務局としては、あるいは組合としては検討されていますか、何か。

○事務局長（金原憲昭君）

この一番大きな経費と申しますのは、J F Eに対する運転管理委託料並びに維持補修のための経費。それと、電気、ガスが一番大きな経費でございます。先ほどちょっと話に出ましたけれども、L N Gガスにつきましては、施

設が19年に行いました改善改良工事の結果を踏まえまして、比較的処理状況が安定した部分に伴って、使用量も減って半分強まで落ちているところがございます。ただ、電気についてはなかなか改善の状況が見えにくく、当初の見込みからすると非常に高いところに止まっておりますけれども、それ以外については予算でもご説明いたしますけれども、非常に節約をしながら、ただし、この施設が止まるということは25万市民の生活にもかかわってくるものですから、その辺の経費につきましては、きちんとすべきところはすべきと考えて、結果として去年各市から頂きました負担金。25億円いただきましたけれども、なるだけ減らすよう負担をお掛けしないようにということで、元々はあがる予定でしたけどそういうところも配慮して、今年も25億円という金額でさせていただきました。

○8番（上田 篤君）

裁判の状況について先ほど聞きまして、さっきも言ったように、何かこんな話があるとは、私もかなり勝ちそうな、勝利が非常に近そうな話を聞いてびっくりしたんですけどね。この点については、この質問の中では出しておりませんが、事務局、あるいは管理者のほうでもかなり詳細に龍田弁護士とやりとりをされているんですか。

○事務局長（金原憲昭君）

裁判の進め方について先生のほうにすべてお任せお願いをしておりますが、色んな資料、準備書面とかそういったために必要な資料は事務局のほうで担当しながらしております。ただ大きな方針となれば、やはり事務局とすれば非常に難しいところがございます、我々がご説明した場合は誤解、また、我々の判断違いというのが考えられますので、お忙しい中に先生に時間をつくっていただいてこのような場を設けさせていただきました。

○8番（上田 篤君）

じゃあ、次に移ります。

のんこの温水センターのことなんです、先ほど4年間の実績について説明があったんですけども、もう少し詳しく、人数だけじゃなくて、例えば、ソフトの面でどういう工夫をされたのか、その延ばすためにですね、その辺についても説明を求めたいと思います。

また、今期の株式会社協栄ですか、これが応募した理由として、5年間やってきた責任ということで言われましたけれども、非常に抽象的ですね、これが応募したあれに一番の根拠というか、こっちが認めることになるのかなという気がしたんですよ、今、説明聞いて。それと、基盤の整備とか、宣伝、積極的な営業などを言われましたけれども、しかし、5年間経営してきたわけですよ、これまでね。1年目、2年目ならまだわかりますよ。しか

し、5年間あった中で、やってきたはずなんですよね、色々。ですから、その辺をもっと具体的にこれまでこうだったけれども、こう変えるんだと、そういうことも含めて説明を求めたいと思います。

○事務局長（金原憲昭君）

私のほうから先ほども申しましたように、あえて協栄が次期指定管理者として手を挙げた考え方をご説明したいと思います。今までの赤字の補填の方法がございました。これは精算方式をとっておりまして、仮に1年間黒字が出た場合は、半分は組合のほうに納付する、半分は指定管理者のほうの収入でございます。また、赤字の場合は200万円までは指定管理者のほうで負担いただきます。ただそれを超えた赤字の場合は、組合と指定管理者で折半するというので、今回、補正をお願いしているのもその計算方法に基づきます補填でございます。その中でやっぱり毎年赤字で、平成20年度だけは赤字幅が80万円ちょっとということで赤字の補填は発生しませんでしたけれども、そういった方式で初めて造る施設だったものですから、指定管理者と組合とリスクを半分ずつしようというのが今までの方式だったんです。今回、非常に経営状況厳しいことからあらかじめ一定の赤字を見込んで、上限額を設定した上で指定管理者を募集すべきだと。他の施設も参考にさせていただいて、そういう方式がかなり増えてきているということでございまして、あらかじめ指定管理料を設定するという方式を選択させていただきました。その中で1,000万円の上限額でございすけれども、示して、協栄のほうも今後の計画で毎年1,000万円の指定管理料を予定した計画書があがってきております。その中で経営として勝算があるというふうに判断されたことによる部分も大きいと思っております。あとの部分は担当の施設課長のほうからご答弁申し上げます。

○施設課長（寺田集施君）

協栄の事業ですね、実施されてきた事業ですけれども、まず、収入の面からでは、団体誘致のための老人会や婦人会へのPR活動、それから、平日限定の送迎や食事つきプラン、団体パックというやつですけれども、実施、それから、案内看板等の設置等を行われております。それから、サービス向上と集客を目的に、トレーニングコーナー、トレーニング機器を設置されております。それから、食堂もございすので、飲食メニューの充実、それから、プールにつきましてレッスン事業、ギッズスイミングとか、そういうレッスン事業の拡大等が行われてきておりまして、無駄なものを省いて、それから、収入を上げていくと、そういう事業がされております。

以上です。

○8番（上田 篤君）

色々工夫されているようですけれども、何でそれで減るんでしょうかね。赤字が増えるんでしょうか。どうでしょう。

○事務局長（金原憲昭君）

やはり、一番大きいのは最近の経済状況もあるかなと、併せて一昨年から昨年、諫早市内に温泉施設が開業いたしております。そういったところに、お客様が流れたということもあろうかと思えます。

○8番（上田 篤君）

市内の温泉施設というのはあれですかね、ヤマダ電機とか、あの辺に何かできている、あのことでしょうか。あそこはかなり人が流れているんですか。

○事務局長（金原憲昭君）

昨年末、伊佐早温泉という名称ですけども。例えば、オープンした時以降の、のんこの温水センターの利用状況を見ますと、去年の同時期と比較しますと減ってきているようですので、伊佐早温泉の開業の影響はあるのかなと思えます。

○8番（上田 篤君）

先ほど最初に質問して明確な答えがなかったんですけども、協栄が5年間指定管理者としてやってきたと、その利用者、出入り業者に対する責任の問題ですね。責任があると、そういうことが今回応募した一番大きな動機だというふうに説明ありましたが、そういう説明というのはあるんですかね。非常に抽象的な感じがしてですね。どうなんですか。相手がそれを一番前面に出して、私の責任はこうですよということで、何かプレゼンテーションか何かされたわけですか。

○事務局長（金原憲昭君）

直接、協栄のほうに確認した内容でございまして、企業理念というのは、どこにでもあるものですからその中で答えられたのだと思えます。

○8番（上田 篤君）

出してもらった資料で、どれでしたかね、ちょっと待ってくださいね。この指定管理に応募者が、これすみません、前もらった資料なんですけれども、現地説明会には13団体が来たと。しかし、応募してきたのは実際2団体だったと。これ非常に気になるんですよ。何でこんな説明を受けた後にこうなるのか。どんなふうに考えておられますか。

○事務局長（金原憲昭君）

確かにそうなんです。最初の段階では13社が現地説明会に出席されました。結果、色々説明をする中において、その他の11社は応募がなかったということでございまして、やはりそれぞれ詳しい話は聞いておりませんが、そこにおける今の条件では、経営が非常に難しいと思われたのではな

いかと思われます。

○8番（上田 篤君）

もちろんそういうことを考えたところもあるでしょうけれども、13あがって、2つしか来ないということは、よっぽど何か問題点、話聞いて、現地見て、問題点感じたからじゃないかという気がするんですね。それはないんですかね。

○事務局長（金原憲昭君）

あるところから辞退届けが出されております。そこの実際の理由も含めましてお話しします。現指定管理者が持っている送迎用のバス、フィットネス機器等も持ってまして、そういった機械器具類を新たにリース若しくは購入することについては、組合が示した1,000万円の指定管理料では賄いきれないという判断で辞退しますと、連絡が入っております。

○8番（上田 篤君）

詳しいことはよくわかりませんが、13も来て、こうなるということ、よっぽど今、言われた1,000万円のお金の額にしても魅力がないというふうに映ったんでしょうね。そういう中でこの協栄さんは再度その後5年間やりたいということで出てきているわけですね。そして、2つの業者が争って、それを、委員が何人ですか、指定管理者選定委員会で審査されていますね。これ見ると、最終的には協栄さんが524点、応募者B、これは384点で、140点というかなり大きな差のように思えるんですけども、そういう差がついております。これは実際に評価された方の話かなんか聞かれたことありますか。

○事務局長（金原憲昭君）

この7人の評価委員ですけれども、組合の職員と構成する4市の担当課長で選定委員会を編集しまして選考にあたったというものでございます。そこには評価項目ごとの点数がございまして一番右端には、点数差が示されております。やはり一番大きいところで15点の差14点の差がございましてやはり色々ヒアリング等を実施しまして、また、計画書を詳しく読みまして、こういった差になっているようです。一番のポイントは実績の問題とか、安定的に財政基盤の問題など、運営していただけるというのが大きなポイントではなかったかと思われます。

○8番（上田 篤君）

実績という点では、それはもう5年間実際やったところにはかなわないと思います。この審査項目の11番で、指定管理費用の縮減が図られるものであるかという項目があるんですね。これ見ると、協栄が18点、応募者Bが29点で、Bのほうが11点高いんですね。それと、もう1つ、12番、支

出経費の縮減が図られているか、これについても協栄は21点、Bは24点で、Bのほうが3点高いんですね。ここはかなり指定管理に出す場合のポイントになるところじゃないかと思うんですけども、この点で何で協栄はこんな低くて、Bが高かったんでしょうか。

○施設課長（寺田集施君）

指定管理料の件でございますけれども、実際、議員さんおっしゃるように、点数では指定管理料の件については点数が出ておりますけれども、その他のところで、例えば、施設の適切な維持管理ですね、風呂、プールありますけれども、そういう例えば、水質を管理するとか、そういう義務ありますので、そういう施設の衛生管理であるとか、それから、経営実績などの物的能力、また、人的能力ですね。それから、全体的な計画の内容が具体的に記載されているかというような、そういうような別の件での点数が協栄のほうが高かったということで、そういうところが評価された点であると考えております。以上です。

○8番（上田 篤君）

私は全体的なことを聞いたんじゃないかと、この11番と12番について、この差、出た差、これどう考えるかと聞いたんですよ。どうですか。

○事務局長（金原憲昭君）

具体的な金額を申し上げますと、協栄は毎年1,000万円で、5年で5,000万円という金額が提案されています。一方、Bのほう5年間2,300万円位の金額だったと、その差約2,700万円ほどの差がございます。ただ、のんご温水センターの安全で安定した運営経営という視点からすれば、やはりその他の項目、安全性の問題など色々ございます。そういったものを総合的に評価する必要がございます、確かに議員の皆様ご覧のとおり指定管理料の削減等の分野におきましては、落ちたほうが高い点数になっておりますけれども、総合的に評価する中においてこのような結果になって、7名の委員、協栄の方に高い点数が入ったところでございます。

○8番（上田 篤君）

今、事務局長が言われました安全性とか、安定とか、確かに一番大事な点だと思います。どこかでありましたよね。埼玉県でしたか、小さい女の子が吸い込まれて亡くなるという悲惨な事故がありましたけれども、そういうことは絶対にあってはならないと私も考えております。

次に移りますが、先ほど事務局長の報告で、従業員の賃上げをしたという話がありましたよね。従業員の給料を上げたという話ですね。これは具体的に幾らを幾らにしたんですか。

○事務局長（金原憲昭君）

昨年、最低限賃金法あたりも改正になっているはずで、それを受けて具体的にはパートさんあたりが対象となってこようかと思っけていますけれども改正を受けて今までの方を660円を670円とか、段階によって単価が違うという話を聞いていますけれども最低賃金法の改正等を受けて賃上げされたというふうに聞いています。

○8番（上田 篤君）

ということは、もちろんでしょうけど、最低賃金は下回っていないということですよ。

今、よくテレビとか、新聞でも、官制のワーキングプアというのが出てきますよね。非正規労働者、例えば、市役所なんかでもかなり非正規の職員を雇っているようですけれども、1カ月で打ち切りとか、3カ月で打ち切りとかですね。色々あったり、あるいは指定管理のところでも非常に劣悪な労働条件で、官制、官がワーキングプアを生んでいるということも指摘されます。こういうことが国会でも指摘されて、昨年の12月28日付の総務省自治行政局長の指定管理者制度の運用についてという通達が出されておりますけれども、ご存じでしょうか。

○施設課長（寺田集施君）

存じております。

○8番（上田 篤君）

やっぱり私は改めてこの指定管理の問題、先ほどなるべく経費を安くしろともちろん言いましたけれども、一方でやっぱりそこで働く人の生活を守っていくという責任もあると思うんですよ。特に指定管理に出しているから、もう後は知らないよじゃだめだと思うんですね。

そういう点で私はこの通達というのは非常に大事だと思うんですね。簡単に書いてありますけれども、本来、指定管理者制度というのは住民の福祉を増進する目的を持って、その利用に供するための施設である公の施設について、民間事業者等が有するノウハウを活用することによって、サービスをしていくんだと。そのために造られたんだということが押さえてあるわけですが、その中でも私が特に思うのは、先ほどのことにちょっと関連するんですが、指定管理者が労働法令を遵守することは当然であり、指定管理者の選定に当たっても、指定管理者において労働法令の遵守や、雇用、労働条件への適切な配慮がなされるよう留意することという項目があるんですよ。こういう点では、この指定管理者選定委員会では評価の対象になっているんでしょうか。

○事務局長（金原憲昭君）

適切な職員の配置、施設をきちんと運営できる体制となっているかという

ところは、評価項目に挙げております。

○8番（上田 篤君）

これどこになりますかね。私もちょっとまだ詳しく見ていなかったもんですから。その評価の内容についてちょっと説明を求めたいと思います。

○施設課長（寺田集施君）

選定委員会の審査結果明細表のことだと思いますけれども、この中で条例の中でうたっております。住民の公平な利用を確保できるものであること、それから、施設の効用を最大限発揮させるとともに、この施設運営に係る経費の縮減を図ることができるものであること、物的能力及び人的能力が事業計画書等に沿った施設の管理運営を行うことができるものであること、設置者との連携が十分に図れるものであることということで条例にうたっております。その条例の規定を細かく20項目に分けて、その項目ごとに審査を行った結果がこの表ということでございます。

以上です。

○8番（上田 篤君）

それはわかるんですが、私が今、言いました労働法令の遵守とか、雇用労働条件の適切な配慮とか、そういう点がここにあるのかということ聞いたんですよ。

○議長（並川和則君）

内容はわかりますか。施設課長。

○施設課長（寺田集施君）

この項目自体にはその言葉は載っていないかもしれませんが、含んだところで、これを前提としたところで評価を行っております。

以上です。

○8番（上田 篤君）

じゃあ、あれですね、この指定管理者制度の運用についてという通達を踏まえてやっているんだということですね。間違いありません。ぜひ、本当、利用者もそうですけれども、働いている人もやっぱり生活がありますので、大変厳しいとは思いますが、その辺に十分に留意をしてもらいたいと思います。

それと、今回はもう具体的に指定管理者をこの人で認めてくださいということで議案出ているわけですが、必ずしも指定管理を導入しなくてもいいわけですよ。やはり指定管理を導入したほうが大きなメリットがあるんでしょうか、どうでしょうか。

○事務局長（金原憲昭君）

先ほど通達にもありましたように色んな問題点もでてきているところから、

そういったことになっていると思います。ただ自治法の改正によって指定管理者制度ができた当初は、民間のアイデア、ノウハウで行政から見ると、コスト削減民間から見ますと新たな仕事と申しますか、総合的にあっちもよい、こっちもよいというようなところがあったと思いますけれども、やはり、何年になるんでしょうか、もう6、7年になるんじゃないかと思っておりますけれども、やはり色んなケースが出てきているという中では、そういったものが出てきていると思います。

○8番（上田 篤君）

やはりこの、のんご温水センターも指定管理のほうがよりメリットが大きいですかというふうに考えるんですか。

○事務局長（金原憲昭君）

そのように考えてご提案申し上げます。

○管理者（宮本明雄君）

2、000年ですか、自治法の改正によりまして、指定管理者制度というのが、確か6年ぐらい前から義務づけられるといいますか、それまでは管理委託というものができました。どこかの会社に管理を委託すると。今はこの自治法の改正によりまして、できるのは指定管理者制度か、もしくは直営です。ですから、指定管理者制度をとらないということになりますと、直営を行うということになりまして、それは非常に厳しいんじゃないかと。そのノウハウもありませんし、財務の関係もありますでしょうから、指定管理者制度をとったほうが公の施設としてはいいんじゃないかということで現在とらせていただいているということでございます。

指定管理の目的は、効率的な運営、そして、より多くのサービスを住民に提供するという意味合いがあります。そういう意味において、温泉施設でございますから、指定管理者制度が適切なんじゃないかということになったというふうに思っております。

以上です。

○8番（上田 篤君）

のんご温水センターのこの間の経営状況とか、実績とか、話聞きまして、思った以上に利用者が多いんですね。ですから、ただ単に赤字が幾らだから、すぐ閉鎖とか、そういうことは絶対にしてはならないと思うんですね。やはり利用者がこれまで以上に利用しやすくなるように、そして、経営もうまくいくように知恵の出どころと思うんですね。そういう点でやっぱり私も直営がいいとか、指定管理がいいとか、この場ではとても言うことできませんが、ぜひもう指定管理に出したから、後は知らないよという立場じゃなくて、やはりその都度、調査もして、話も聞いて、やはり利用者が利用しやすいよ

うな、そういう施設にぜひしてもらいたいと思います。

質問を終わります。

○議長（並川和則君）

一般質問を保留し、しばらく休憩します。

2時10分に再開します。

（午後2時3分 休憩）

（午後2時10分 再開）

○議長（永尾邦忠君）

では、会議を再開いたします。

議長を交代いたします。

次に、5番西口議員。

○5番（西口雪夫君）

議席番号5番西口です。今回は、先ほどの上田議員と重なりますけれども、余熱利用施設のんのご温水センターですか、これと輸送ルートの2点について質問をさせていただきたいと思います。

1点目の余熱利用施設のんのご温水センターについては、ちょっと上田議員と重複します点がありますので、その辺は答弁のほうは考えてご配慮いただきたいと思います。

この施設は、建設費約11億7,000万円をつぎ込んで建設された施設で、平成18年4月1日から指定管理者として先ほど報告がありました、株式会社協栄さんが指定を受け管理運営をされているわけですが、議案第5号の資料2の2ページ、管理運営費用ですね、これ先ほど当局のほうから説明がございましたので省きますけれども、こういう協定の中でされておりまして、その中で私手元のほうに過去5年間の収支状況をいただいております。

これによりますと、過去5年間で18年度が約1,200万円の赤字、19年度が800万円の赤字、20年度が先ほど報告がありました約90万円、そして21年度が約600万円の赤字、そして22年度（見込）が約1,300万円の赤字見込みとありまして、この協定に基づきますと、18年度が約500万円、19年度が300万円、20年度は負担なし、21年度が約200万円、22年度が約600万円の負担をしなければいけないということでございますけれども、約11億7,000万円余の金を投じて建設された施設で運営をしていただくのですから、当然これだけの施設でございますので、当初は黒字になるだろうとの計画だったと思いますけれども、まず、先ほど幾らか赤字の報告がございましたけれども、ほかにも赤字が続いた理由があれば教えていただきたいと思います。

次に、この施設は平成18年4月1日からスタートしまして、平成23年3月31日で一応指定管理期間が終了するというので、今回新たに指定管理者の募集が行われまして、新たな候補者が選定をされております。

議案第4号資料の候補者の選定についてを見させていただきますと、募集概要が募集期間、平成22年11月19日から平成22年12月13日までですね。応募資格、九州内に本社、支店または営業所等を有する法人、その他の団体。指定管理料、年度額1,000万円を上限とする。指定期間5年間、平成23年4月1日から平成28年3月31日までとありますけれども、この中で、先ほどちょっと指定管理料1,000万円の説明がございましたけれども、今まで指定管理料もなく赤字が続いたということで、今回1,000万円ぽんと提示をされておりますけれども、まず、この辺の理由をもう1回お聞かせいただきたいと思っております。

次に、今回、応募者が現地説明会参加13団体のうち応募者が2団体あったと。候補者の選定方法は、応募者の提案内容等を総合的に評価する方式を採用し、指定管理者選定委員会において、審査項目ごとに5段階の評価を伴う総合審査により、各選定委員の評価点の合計が高かった応募者を指定管理者の候補者に選定したとありまして、先ほど資料をいただきました。

こういうことで今回、また前回同様、協栄さんが指定をされておるんですが、落選された団体は公表されないということですのでお聞きしませんが、提案内容及び評価の傾向の中で安全・安心の確保、サービスの向上、業務の質の向上とコストの削減の両立とあるわけなんですけれども、ここでコストの削減を挙げておられますが、収入は平成18年度の約7,020万円から22年度見込み額が5,550万円と1,470万円減ってきているのに対して、支出の中で約半分のウェートを占めております人件費が、平成18年度の約2,940万円から21年度は20年度より約70万円ほど少なくなっておりますけれども、ほとんどが上がり続けておりまして、22年度の見込み額が3,600万円と増え続けているんですね。

先ほど説明の中で、パートさんの賃金をちょっと上げたということでございますけれども、この差は余りにも大きいと思うんですけれども、この辺のコスト削減にもっと取り組んでいただくべきかなと思っておりますけど、この辺についても説明をちょっとお願い申し上げたいと思っております。

次に2点目の、10t大型車の輸送ルートの変更について質問をさせていただきます。

現在、島原半島の2カ所の中継地点から大型車が白木峰高原を上ります県道諫早多良岳線を通りまして、途中から市道に入りまして御手水町を通りましてクリーンセンターまでの道を往復されております。県道諫早多良岳線は

中央線があつて割と直線でございますので事故の心配もありませんけれども、市道に入りますと中央線もなくて非常にカーブが多うございます。非常に大きな事故が心配されます。また、距離的にもかなり遠いのではと思ひまして、バイパスからの距離と時間をはかってみましたところ、バイパスを通り福田町へ抜けてクリーンセンターまでが5 km、8分です。県道を通りクリーンセンターまでが7.5 km、時間で12分かかっております、約1.5倍です。

諫早市議会の一般質問で、時間と距離、またCO₂の削減、経費の削減、安全面も考えてルートの変更はできないものかお尋ねしましたけれども、バイパスが全面開通してから車の通行量を調査した上で検討するというところでございました。昨年11月24日に207号長田バイパスが全面開通いたしました。この件に関しましてどのように検討されたのか、お聞かせいただきたいと思ひます。

次に福田町、この下なんですけれども、中山地区東側に中央線のある立派な道路がございます。これは確か当時、搬入道路建設事業として造られた道路かと思ひますが、その当時の建設事業費と現在の利用状況をちょっとお聞かせいただきたいと思ひます。

最後に、今のルートに決定される時御手水町への説明はされたと思ひますけれども、途中を通ります長田町への説明はあつたのか、お聞きします。

答弁次第で再質問をさせていただきます。

○管理者（宮本明雄君）

私のほうから、大型車の輸送ルートの変更についてのご質問にお答えを申し上げます。

現在、島原市の東部リレーセンター及び雲仙市の西部リレーセンターからのごみ大型搬送車の搬送ルートにつきましては、先ほどおっしゃいましたけれども、県道諫早多良岳線を上り、市道を経由してクリーンセンターへ搬送するルートというふうになっております。

この搬送ルートにつきましては、環境影響評価を実施し、また交通量の調査を行った上で、騒音、振動、排気ガスなどの周辺地域への影響等を考慮いたしまして、現在のルートに決定したものでございます。

しかしながら、今年の11月に長田バイパスが全面開通したことを受けまして、開通前後の交通量調査をしております。

この搬送ルートにつきましては、試走や安全性の評価等を実施し、地元の方々とは十分協議をし、ご理解をいただけるよう引き続き検討してまいりたいというふうに思っております。

現在の輸送ルートの状況及び他の質問につきましては、事務局長より答弁

をさせたいと思います。よろしく願いいたします。

○事務局長（金原憲昭君）

ご質問は、最初の1番で余熱というふうになっておりまして、2番目が輸送ルートでございますけれども、管理者が今、搬送ルートの関係でご説明しましたので、私も合わせまして搬送ルートのほうからご説明いたします。

207号長田バイパス全面開通時に交通量などの調査はされたかというご質問でございますが、交通量調査につきましては、中山線から真っすぐ下った道路でございます、それと中山東線、旧環境センターを左に入りまして、それから下った道路でございますけれども、その調査をJRのガードをくぐって、ブルースカイというところがございますけれども、その三差路におきまして昨年の3月17日、また10月28日のバイパス開通前と開通後の1月27日に、それぞれ午前8時から午後5時までの9時間調査を実施いたしております。また、御手水線、旧農道でございますけれども、の交通量につきましても、県道多良岳線から旧農道の入口、市道の入口のところでは昨年の11月2日と今年の2月3日に調査をいたしておるところでございます。

その中の2番目のご質問、搬入道路建設工事費と現在の状況等についてでございます。

中山東線の搬入道路建設工事費は、設計から用地の購入費、道路工事までを合計して約8億6,000万円掛っております。

中山東線の交通量は、バイパス開通前の平成22年3月17日では、市内から施設への上りが150台で下りが124台、また、10月28日は上りが251台で下りが226台ということでございました。バイパス開通後のことしの1月27日の上りが205台で下りが183台、若干差はあるようでございます。

次に、なぜ今のルートに変更したのかというふうな質問でございますけれども、諫早市内の許可業者や委託業者のパッカー車等の搬送ルートは、当時であれば中山線、このまっすぐ下った道になる予定でございましたけれども、やはり少しでもこの交通量を緩和するために、地元との協議をしながら中山東線の道路を建設したという経過がございます。アームロール車の搬送経路につきましては当初から県道諫早多良岳線、白木峰に上る道から旧農道に入って御手水町を経由する路線の往復ということで、特に変更があったものではないということでございます。

次に、余熱利用施設の関係でございます。

のんこの温水センターの過去5年間の経営収支の内容でございまして、赤字が続いたということでございますけれども、1つにはやはり立地する場所、この余熱利用施設は、平地から距離があるという部分があるのかなという

ところがございまして。

最初の年は、オープン1年目は指定管理者としてチラシをつくるとか、インターネットでホームページを作るとかバスを買うとか、整備などの初期投資の問題があったと思っております、ただし、その後19年度からもなかなか赤字脱却という状況になっておりません。

指定管理者におきましても、経費節減の努力をしているにもかかわらず、年々赤字が膨らんでいる状況にございますけれども、やはり要因としましては先ほどから申しておりますように、近隣における類似施設の開業に伴う利用者数の減少、また景気の低迷などによります客単価と申しますか、一人当たり落としていただく金額でございます。そういったものも減少しているのではないかというふうに思っています。

次に、指定管理料1,000万円とした理由についてでございますけれども、のんこの温水センターは大変厳しい経営が続いている状況の中で、平成20年度の190万円の赤字を除きまして、そのほかの年は毎年赤字補填という状況でございます。

この状況については、やはり今後も改善するのは非常に難しい、似たような状況が継続するのではないかというふうに考えておきまして、指定管理者に対して、あらかじめ補填措置が必要であると判断したところでございます。

指定管理料の1,000万円の根拠でございますけれども、次期指定管理期間の5年間の利用料金の収入を試算いたしましたところ、平成20年度は比較的バランスがとれておきまして、それと比較しまして各年の売り上げ、利用料等の収入の減の総額が約5,000万円というふうに見込んだところでございます。したがって、この5,000万円を5年間均等に配分をいたしまして、指定管理料の上限額を毎年1,000万円としたものでございます。

次に、のんこの温水センターの経営努力の問題でございますけれども、まず、収入の面につきましては、施設の宣伝広報につきましては、これまで新聞折り込みチラシの配布や老人会に直接出向いて無料招待券を配布するなど実施してまいりました。

また、自主事業といたしましては、色んなイベントを実施し、トレーニングコーナーの設置など付加価値の向上を図っております。

また、開館時間や開館日につきましても、大型連休期間の開館時間の延長、また最近では、本来は休みでございます第2火曜日の開館などを実施しております。

また、支出の面につきましても、当初は外注でいたしておりました清掃業務や設備管理業務を直営化するなどして経費の削減努力が行われております。

このように収入と支出の両面でさまざまな努力を行ってまいりましたが、事業収支はまだ非常に厳しい状況が続いているところでございます。

○事務局長（金原憲昭君）

もう1つ答弁が残っておりました。大型搬送車、アームロール車の搬送関係ですけれども、長田町に説明があったかということでございますけれども施設建設に係ります地元説明会といえますか、平成11年10月19日から平成12年の8月28日まで、全体で22の自治会で実施いたしておりますけれども、長田町地区の説明会は平成12年2月5日に長田公民館、また、6月3日と6月10日に長田みのり会館で開催しております。

この説明会のほかに、平成13年の1月に組合が発行した広報紙にアームロール車及びごみ収集車の搬送経路を図示し説明いたしたところです。

○5番（西口雪夫君）

幾つか質問させていただきたいと思います。

まず、この5年間の収支状況を見まして、20年度約88万円ですか、非常に改善されておりますね。しかし、21年度、22年度と約600万円、1,300万円と。この1,300万円、急に増えております。ただ人件費のパートさんの給料をちょっと上げたぐらいでこんなにマイナスの出るものかなと思いますけど、このほかに何かあるんですか、理由が。

○施設課長（寺田集施君）

22年度の状況でございますけれども、パートさんの賃金につきましては先ほど申し上げましたように、最低賃金の関係もありまして上がっているんですが、パートの募集をのんご温水センターのほうに確認したんですが、なかなか募集に応じられなかったということもありまして、賃金のほうも若干上げられたということは伺っております。

それから、22年度が5年間の指定管理期間が終了するというのもありまして、回数券を発行されておりますけれども、回数券によって入場される方が最後の年ですので増えたということで、そういう収入の減のほうにつながっているということで考えております。

以上です。

○5番（西口雪夫君）

先ほど指定管理者選考委員会ですか、これは説明ございましたけれども、今回その選考委員の皆さんから協栄さんに対して何か提案とか、今回また5年間お願いする段階において要望かれこれはなかったんでしょうか。

○事務局長（金原憲昭君）

選考委員から協栄さんに対して提案というものは特になかったと思います。

○5番（西口雪夫君）

一般的に見まして収入が毎年減ってきておる。しかし、人件費が毎年大体上がってきておる。一般的な経営として考えられないんですね、自分たちが考えたときに。

今回、それで1,000万円ぽんと指定管理料を出されておりますけれども、私も小さいハウスの経営をしておりますけれども、経営しておって一番きついのは耐用年数、その施設の支払いをする期間が一番きついんですね。それが終わってやっと、ああ少し楽になったなといった経営になってくるんですけど、今回の施設の場合は、もう既に11億7,000万円かけて組合のほうで施設の償還をされると。あとはおたくのほうで運営だけしてくださいといった施設なんですね。それで、これだけの収入が毎年7,000万円から5,500万円減っていく中で、どうして人件費が2,900万円から3,600万円に上がるような経営をされるとかなど。これに対しては、やはりもっと組合としても、もうちょっと考えてくれんかといった申し出はなかったんですか、今まで。

○施設課長（寺田集施君）

人件費の件でございますけれども、開館当初、平成18年度に開館を行ったわけですが、最初その時点で設備の維持管理費につきましては業者のほうに委託をされておったんですけれども、これについて経費を削減するという意味から職員を雇い入れられまして、それで職員のほうで維持管理のほうを行うようにされております。そういうことから、全体としての経費は下がったわけですが、その分、人件費が上がったというような状況もございます。

○5番（西口雪夫君）

ちょっと説明をですね、ああそうですか、わかりましたと言にくいような説明なんですけど。

例えば、今回1,000万円の指定管理料ですね。これ多分、昨年度、諫早の月の丘温泉センターが赤字を出しておるということで500万円の指定管理料を出されておりますけれども、それに類似した形で出されたと思うんですけれども、まずもって、諫早市民の皆さん方は近くですから利用される方も多いんですね。ですから、赤字やったけん、今回1,000万円出すからやってくれんかと言うたといっても幾らかは理解していただくと思いますけれども、雲仙とか島原とか南島原の市民の皆さん方がもしこれを聞いたとき、わかったと、それは大いにまた続けてくれんばいけんたいといった意見がいただけるか、私は本当に不思議でならんとですね。やはりもっと努力をしていただいて、どうしてもでけんけん、あと少し足らんと、その分は大いに組合としてもやっぱり出していただく必要があろうかと思っておりますけれど

も、これを見た時点では、私は経営努力をされておっとかなと本当に疑いたくなるような数字が出ていますので、今後ぜひ組合からも提案をしていただければと思います。

それで、ちょっとお聞きしますけれども、この光熱水費ですか、これは水道料金、括弧として5年間分とあるんですけれども、これはほとんど水道代と考えていいんでしょうか、光熱水費は。

○施設課長（寺田集施君）

水道代でございます。

○5番（西口雪夫君）

私、来るときちょっとのぞいてみたんですけれども、プールの方にも電気がついて常に開いておられますけれども、正直プールと風呂、どちらの方が水としては多く利用されておるんですか。

○施設課長（寺田集施君）

プールとお風呂の利用状況でございますけれども、お風呂の方が7割、プールが3割ということで考えております。

○5番（西口雪夫君）

今、私は水量をどちらが多く使うかを質問しております。

○事務局長（金原憲昭君）

どちらが水を多く使うかということでございますけれども、プールの方が年に1回薬品消毒いながら、あふれた水は補給しますけれども、風呂の方は毎日入れ替えして（発言する者あり）それからしますと、やっぱり水を使うのは風呂の方が使うのかなと思います。

○議長（永尾邦忠君）

数値はわからないということですか。

施設課長。

○施設課長（寺田集施君）

数値については把握していないところであります。

○5番（西口雪夫君）

ある程度プールの方が多いいということでございますけれども、先ほど利用者数の割合は7、3と理解してよろしいでしょうか。風呂が7でプールが3ということでございますけれども、プールの場合は多分監視員が必要かと思っておりますけれども、お客さんの少なかつきもずっとあれですか、監視員さんはいらっしゃるんでしょうか。

○施設課長（寺田集施君）

プールの監視員の件でございますけれども、プールの監視員につきましては、安全管理のために常時配置しております。また、その人数は利用状況に

よりまして増員をいたしているところでございます。

以上です。

○5番（西口雪夫君）

私は百姓で貧乏で育っているものですから、いつも節約、節約で考えるんですけれども、これ個人的な考えなんですけど、多分、冬場とかはプールの利用者は物すごく少ないと思うんですね。それにわざわざ監視員さんを置いて、それは確かに奉仕、金もうけのための施設じゃないとわかっておりますので、市民の皆さんに開放すべきかと思っておりますけれども、例えば、冬場のお客さんの少ないときには、时期的にちょっと人件費かれこれも考えて閉鎖をして、例えば夏休みの期間中とか、お客さんが多いなというときにプールも利用すると、そういった方法もですね、これだけの赤字を出している中では今後検討していかれるべきかなと思っておりますけれども、この辺はどうでしょうか。

○施設課長（寺田集施君）

議員さんが、今、提案されましたプール閑散期の一時的な閉鎖につきましてでありますけれども、プールの監視業務であるとか、清掃業務にかかる人件費の削減や水道料金の削減には効果があると考えておりますけれども、しかしながら、のんこの温水センターがごみ処理施設の建設に伴う地元還元施設ということもありまして、また、地元住民の方からの要望を踏まえた結果、風呂とプールを備えた温浴施設ということで建設をいたしております。

また、冬場の利用でございますけれども、平成21年の12月から22年の2月までのプールの利用者を見てみますと、営業日1日当たり平均35人ということで、夏場ほどの利用はございませんけれども、一定の利用がされているということで考えているところでございます。

以上です。

○5番（西口雪夫君）

私たち一般市民の皆さんの目線で考えますと、確かに還元施設かもしれませんが、やはりこれだけの経費、赤字が出ておれば、幾らか今後やっぱり検討していくことも必要じゃないかと思っておりますので、一応要望だけ言わせていただきたいと思います。

4市の皆さんの大事な税金を使つての運営でございますので、ぜひ今後とも市民の皆さんの理解が求められるようなひとつ運営をしていただきたいと思います。

次に、搬入道路建設事業でございますけれども、私、この搬入道路建設事業と。今回、8億6,000万円かけて立派な道路ができておるんですけれども、今は搬出道路なんですね、多分、4t車の方が下りに利用されておる

だけの道と思うんですよ。

さっき言われたように、元々10t車は長田方面を通るようになっておったと言われますけれども、じゃあれだけの中央線を造った、立派な道路が本当に必要だったのかなというような感じを持っておりますけれども、あれは確か入口がちょっと狭かけんということでこっちに切り替えられたということはないんですか。

○事務局長（金原憲昭君）

先ほども申しましたが、アームロール車のコースは、白木峰方面を通過して、御手水町に入るコースを元々予定されておまして、あそこがたまたま入口のところは若干狭い状況でございますので、そのためそちらにもっていったというものではございません。中山東線につきましては、ここを造るときの地元還元ということでございまして、先ほど申したとおりの台数ですけれどもそういった位置付けになっております。

○5番（西口雪夫君）

ちょうど私、議事録をですね、過去のいきさつをちょっと調べたかったもんで調べておりましたら、ここにちょうどあって、議事録の中に搬入道路建設事業は当時9億3,813万円かけて造っておられると。

その内訳は、建設工事費で約6億6,000万円、用地購入及び補償費で約2億1,000万円掛かって、実際は8億6,000万円できていますけれども、これだけ造った道路がただ4t車の下り道だけに利用されて、時間とコストを考えたときに私はやはり今後10t車もそちらを通してですよ、時間も距離も1.5倍なんですね。そして、局長は長田の人間ですので、多分市道はいつも通られておると思いますけれども、どうですか、あそこを通過してみられて危険性は感じられませんか。

○事務局長（金原憲昭君）

白木峰の方はカーブが多い、見通しが悪い、それで中央線もないというところではございまして、これまでもやっぱり事故が、この6年間で2回ぐらいあっております。

ただ、大きな事故というより、たまたま運転手の方がカーブ、対向車に気をとられて桜の木に車がかすったとか、雪の日にアームロール車は止まって待っておったんですけれども、対向車である軽トラックがスリップしてアームロール車にぶつかったというような事故があつておまして、とにかく運転手のほうには十分気をつけるようにはしておりますけれども、安全性についても、どちらがどう安全かと今の段階では言うことできませんけれども、やはり本当に今後試走で、先ほど話を管理者のほうにさせていただきましたけれども、色んなコースを試しに走りながら運転手の方とか、そういった方に

どのコースが最も安全なのか、そして環境面にいいのか、併せて効率的なのかということで、評価、検証をしていきたいというふうに思っております。

○5番（西口雪夫君）

私の知り合いでちょうど地元の方が、10t車の運転手の方がいらっしやいます、ロール車ですね。いつも顔を合わせたら「西口さん、早う言うてくんさい。ああいうのは必要なか。もうえすうして止まり切らんとですよ。」と言われるつとですよ。本当にこのコースは危険ですので、もう何回も言うておかしいんですけども、ぜひ考慮していただきたいと思います。

そして、この前、試しに堤防道路を通ってみました、両方ですね。距離的にはちょっと1kmぐらい堤防道路が長く感じたんですけども、安全性とか時間を考えたら、今後はやっぱり堤防道路を考えて、バイパスから走ってくる道も検討してもらったほうがいいんじゃないかなと思います。

以上で終わります。

○議長（永尾邦忠君）

続けていきたいと思えます。

次、2番島田議員。

○2番（島田一徳君）

島原市議会選出、日本共産党の島田一徳でございます。質問通告に従いながら、大きく3点について質問をしてまいりたいと思えます。

質問の第1というのは、弁護士さんもかつての説明会でも言っておられましたけれども、この施設とどこまでどのような形でおつき合いをするのかという問題ですね。裁判の結果を見ながらやっていきたいよというような答弁もあったようですけれども、この裁判というのが今年の夏ぐらいまでには出そうだという説明もございました。

当然、この15年後、つまりもう半ばまで来ているわけですがけれども、残りの7、8年度ごろですね、このところで結論を出していくということが必要だろうというふうに思うんですが、この場合、ごみ処理施設のあり方、とりわけ住民負担の軽減をどうするのかと、こういったことを視野に入れながら検討されていくべきだろうというふうに思えます。

先ほどちょっとお話しに触れられましたけれども、来年度からやりたいということなんですが、手法と手順、大体そういうのはどうしているのかを考えておられるのか、大まかな線で結構でございますから、ご説明をいただけたらというふうに思えます。

それから、いま1つですけれども、先ほど上田議員の質問に対して20年、21年、22年と、つまり17年から19年までは裁判をして、約20億円の払い過ぎがあったから返しなさいという裁判を起こしているわけですね。

ところが、その後の分については不確定な数字だとか、今後の交渉に影響するから明かせないとかと色々おっしゃっていたようなんだけど、そもそもこの計算をしたことがあるのかどうなのか、まずこの点について事務局長にお伺いをいたします。

2点目です。ごみの減量化問題です。

ごみの減量化の取り組みというのは、前回の議会でも確かお伺いしたと思うんですが、それぞれの市の独自の課題だというふうにも思うんです。しかしながら、これだけ各市の市長さんも副管理者ということでお見えになっております組織ですから、少しはイニシアチブを持って、ちょうど市長さんたちが集まった席上、あるいは副市長さんたちが集まった事務方の話し合いの中でも、こういったごみの減量化問題というのは相談がされているだろうというふうに思うんですよ。ですから、そういった意味では、この組合としてイニシアチブを持ってしかるべきではないかというふうに思いますが、ごみの減量化に本気で取り組む姿勢が組合としてあるのかどうなのか、この点についてご説明をいただきたいと思います。

質問の第3は、外注しているリレーセンターからの、西部と東部があるようですけれども、ここから処理場までの仕事を外注に出しております。この経費が今、6,000万円で契約をされているということでもありますけれども、なぜ6,000万円なのか。先ほどどなたかが数字の根拠を示してほしいという話もされておりましたが、私はこのリレーセンターから工場までの経費の積算の根拠、なぜこうなるのかという点についてご説明をいただきたいと思っております。

大まかな質問項目はその3点でございます。答弁次第でさらにお伺いをしてみたいと思いますので、よろしく申し上げます。

○管理者（宮本明雄君）

私のほうから今後の施設運営の見通しということでご答弁を申し上げます。

先ほど牟田議員にもお答えを申し上げましたけれども、瑕疵担保期間の満了後の運営ということになりますけれども、そこでも申し上げましたとおり、今度の裁判結果等を見ながら決めていきたいというふうに思っております。

延命化というのが1つあります。15年が瑕疵担保期間といっても、それから5、6年は使えるんじゃないかというのが一般的にはそうございまして、ただ本施設の場合には用役費等が掛っておりますし、修繕費が予想以上に出るんじゃないかなど。その辺の資料についてはJFEに請求をしておりますけれども、その提示は裁判中ということもあってされていないというようなことで牟田議員にも答弁をさせていただきましたけれども、その状況でご理解を賜りたいというふうに思います。

いずれにいたしましても、その構成4市の問題、それから今、中継基地を持っていますけれども、そこその問題、それから長崎県のごみ広域化の計画の問題とか、さまざまな解決しなきゃいけないものがあるというふうに思いますけれども、その基礎となるのはやはり裁判であろうと。8月ごろというようなお話を弁護士から聞いておりますので、その辺の19億、20億弱の損害賠償金ということですが、あれは17、18、19の3年分ということになっていまして、その中身は修繕の部分もありまして、用役費だけではありませんので、その辺の中身を見きわめながらやっていく必要があるんじゃないかというふうに思っております。

以上でございます。その他の部分については局長に答弁させます。

○事務局長（金原憲昭君）

私のほうからは、裁判闘争の本組合主張をベースとして比較した20年度以降の本施設運営状況の推移についてお答え申し上げます。

先ほども申し上げましたけれども、20年度以降につきましては、くどいようですけれども、訴訟の判決結果に基づいて精算されるものとなりまして、現時点では差し控えさせていただきたいと思っております。

今現在、とにかく私に試算したことがあるかという話でございますけれども、現時点では今の裁判に精一杯、一生懸命頑張っております、20年度以降幾らになるかというのは、私はしたこともございません。（「ごみの減量化」と呼ぶ者あり）申しわけございませんでした。

ごみの減量化につきましてお答えを申し上げます。

ごみ減量化につきましては、排出量の抑制、ごみの再資源化等、各構成市が策定したごみ処理基本計画によりまして削減目標を設定され、ごみの分別減量化に努力されているところでございます。

本組合におきましても、さらなるごみ減量化を進めていくことは当然のことではございますが、併せてごみ減量化に効果のある分別の推進、各構成市ごとで異なっている分別方法の統一化を図るために、平成21年12月にごみ分別統一化作業班を立ち上げているところでございます。

作業班におきましては、ごみの減量化、リサイクルのあり方、また、施設ごみの特性に合ったごみ質の検証や経済的なごみ処理の方法について研究協議を行い、現在まで4回会議を開催いたしております。

ごみ処理についての経済性、あるいはサーマルリサイクルの検証のため、プラスチック類をごみに混入した場合の発電等に及ぼす影響について、昨年10月21日、22日の両日、プラスチック類焼却実証実験を行いまして、その結果を受けて、プラスチック類を焼却した場合の費用対効果について協議を行っております。

プラスチック類を焼却処理することは、本施設の炉の特性に適しており、用役費、特に発電等に対して効果があることはわかったものの、地域全体、4市全体のプラスチック類の排出量は約600tと、全体のごみ量の0.7%程度でございまして、恒常的にやっても用役費の削減における効果というのはいわゆるではないかというふうな結論に至ったところでございます。

そこで、ごみ焼却過程に加えて、ごみ処理全般に係る社会的費用も考慮し、地域の実情に合ったごみ分別減量化のあり方について、現在、作業班で各構成市あてに問題提起を行っており、地域のあるべきごみ分別方法などについて、ご検討をいただいているところでございます。

今後とも、ごみ分別や減量の推進主体であります各構成市とも十分協議、協調し、鋭意取り組んでまいりたいというふうに思っております。

次に、ご質問3つ目の、リレーセンターから処理施設までの経費についてお答え申し上げます。

現在、東部及び西部のリレーセンターから、島原市、雲仙市、南島原市及び諫早市のうち森山町のごみをアームロール車により、クリーンセンターへ搬送いたしております。

東部リレーセンターからは、往復距離92kmを1日平均11回、西部リレーセンターからは、往復距離46kmを1日平均8回往復いたしております。

ごみ搬送業務につきましては、平成20年7月1日から平成23年3月31日まで、株式会社鳥建と3年間の委託契約を交わしており、契約額は約1億6,500万円でございます。

委託に係る費用の根拠といたしましては、平成23年度に新たに入札を執行することから、詳細な設計金額は差し控えさせていただきますが、項目としては、運転手10名分の人件費、車両10台分の燃料費、車検代等に係る車両費や保険料、税金などを積算し、設計をいたしているところでございます。

以上でございます。

○2番（島田一徳君）

一番最初のところからお伺いをします。

先ほど弁護士さんの話を聞いていまして思ったんですが、弁護士さんの話によりますと、裁判の陳述書も開示請求があれば出しますよと、ぜひ議員の皆さんも読んで理解を深めて欲しいといった趣旨の話があったんですね。そういった意味からいきますと、20年以降、17年から19年まで今、確かに係争中なんです。しかしながら、20年以降も同じような考え方の基にきちっと業者に請求をする、この姿勢がきちっとしておるか、据わっておるか

どうかというのが、まず確認したい第一点なんです。

そのためには、組合として幾ら請求できるのか。毎年、毎年、これだけ余分に払っているよということはきちっと持って、議会の側とも共通の認識を持ってやっぱり対応していく必要があるんじゃないかというふうに思うんです。どがんなつとつとじゃろかいと思うて疑心暗鬼でおったんじゃ、それは力は出ませんよ。やっぱり正当な要求はきちっと具体的につかんでおくと。要求というのは具体的なほうがいいわけですから、そここのところはきちっとしてもらいたい。そうしないと、事務局長は姿勢が悪いとまた言われるんだよ。そここのところははっきりさせて欲しいと思うんですよ、私は。だから、そういった意味で裁判に不利になる要件なんて全くないと思うんです。

先ほど弁護士さんが言うておりましたけど、発注仕様書、それから発注条件、普通の電気製品を買うとは違うんだと、これこれこれの性能を発揮する品物を納めろとって造らせたんだと、それが発揮できないんだったら、できない分は余分に我々に負担させるのはおかしいではないかと、そういう立場で計算をしたと。この計算をするときもオーバ一分を、実費を幾ら請求するのかというのは暴露しておったという話もあったわけでしょう。しかしながら、検討の結果、そういうふうに明確な立場をもって私たちは今、裁判をしているわけですから、そここのところには自信を持っていいと思うんですよ、事務局長も。裁判に不利になるなんていう余計なことを考えずに、きちっと計算してみてください。私は要求します。それが1点目。

それから……

○議長（永尾邦忠君）

要求だけですか。いいですか、答弁は。（「まとめて言わんといかんな」と呼ぶ者あり）いっちょずつさ。（「一問一答で行くと」と呼ぶ者あり）

管理者。

○管理者（宮本明雄君）

民事の裁判ですから、最大限損害賠償を求めて19億7,000万円という請求をしているわけですね。その中で全部が認められるか、全部が認められないかというのは、これは裁判結果です。

それで、完全勝訴なのか、勝訴なのか、敗訴は考えていないんですけれども、完全に19億7,000万円払いなさいという裁判結果が出るのか、そこはわからないわけですね。裁判を見ないと、判決の結果を見ないとわかりません。通常、民事の裁判というのは、仮に20億でも15億払いなさいという裁判結果が出るとか、10億払いなさいという裁判結果が出るとか、その内容によって勝訴なのか、敗訴なのかということで、控訴をしてみたりという次の争いが出てくると。

そういう意味において、これを17、18、19。で、21、22、23をここでこの場で議事録として表明すると議事録に当然残るわけですから。それは裁判結果にも影響を及ぼすし、20年から以降の問題にも影響を及ぼしますから、ご遠慮といいますか、この場では公表は差し控えたいと申しているわけでございまして、どの部分をですね、それはもう裁判ですからたくさんといいますか、考えられるだけをですね、慰謝料も含めてそういう請求をするのが、普通は民事の裁判ってそうですよね。そういうことでございまずので、どの部分をということで明確に答えることは差し控えたほうがいいんじゃないかという弁護士さんの意見もあるということです。

それから、今は17、18、19ですね。20、21、22をどうするのかというのも含めて、その辺については差し控えたほうが今後の交渉、それから裁判にも有利に働くんじゃないかということで、そういうことでさせていただいているということで、出さない、出すというような話じゃございませんので。

○2番（島田一徳君）

お言葉を返すようですけれども、正当な要求ということで少なくとも17、18、19とやっているんですね。ですから、正当な要求として我々は受けとめているんです、議員の側もですね。だから、その裁判の結果がどうなるかというのはまた別問題なんです、次元が違うんです、私が言っているのは。

要するに今までのベースで、裁判闘争をやっているこのベースで計算すると幾らになりますかという質問をしている。私たち議員は全部そういう立場なんですよ。何もそれを全部取ってこいという話は全くしていないわけだから。だから、仮にそれで計算した場合幾らになりますかと聞いている。だから、それを全部勝ち取って持ってきなさいと、この場に並べなさいなんていうことは一言も言っていないんですよ、だれもそんなことは言っていないんですよ。誤解しないで欲しいと思います。

○管理者（宮本明雄君）

お言葉を返すのは、私のほうかもしれませんが、例えば、17、18、19の修繕費の中で組合が負担した分とか、そういうものも入っているでしょうし、用役費の分についてもその時々単価を全部計算してということじゃなくてされているようでございまして、そういうことも含めて裁判の支障になるということですから、あと数カ月ですから、お待ちいただいたほうが組合の利益につながるというふうに私は思っております

○2番（島田一徳君）

私はきちっと出したほうが組合の利益につながると思っています、申しわけございませんが。そういうことで、非常に市民の皆さんも興味のある

ところだろうと思うんです。今までのベースで計算をするとどれだけ改善されているのか、あるいは改善されていないのか、その指標にもなるわけですから、これはぜひ計算をしておっていただきたいというふうに思います、まだ計算しとらっさんならばですね。ひとつそのところは要望にとどめておきましょう、あと2、3カ月という話もございますので。まあ、5カ月以上あるね。

次、行きます。

あと同じようなところなんですけれども、最近、正常に近い燃焼が行われて炉が休止しますよと、それで修繕もいたしますというファクスが流れてきますよね。で、正常に燃焼が始まった。結構なことなんですけれども、しかしながら、ガスタービン発電機というのはどうもまともに回っておらんと。そして、先ほど弁護士さんの話では、買うほうの電力が非常に多いと。私たちがここに完成して稼働を始めたころ、説明会に参りましたときに非常に夢のような話を聞いているもんですから、この落差が余り大き過ぎて、一体これは何なんだというのが私たちの気持ちなんです。

そうしますと、このガスタービン発電機というのは、計画に対して今、何%ぐらい動いておるのか、稼働しておるのか。そして将来、本来の機能を発揮するために何が必要なのか。また、助燃剤の問題ですね。いつの段階で当初計画どおりの実績になるのか。こういったことがですね、当然私たちは興味があるんです。市民も興味があるところなんです。

この問題について、こちら側としてはなかなかつかみがないと思うんですが、百歩譲ってJFEは何と言っているんでしょう、この発電機問題、それから助燃剤の問題。これをそのまましておけば残りの期間、さっき管理者の話ですと、平成31年か32年ぐらいまでそのままずるずる行くと。ちっとは改善されたという兆しが見えるという話なんです、当初の計画からすると圧倒的に弱いと、改善がですね。そのところはJFEは何と言っているのか、その言いわけのセリフを聞かせてください。

○事務局長（金原憲昭君）

まず性能の件ですけれども、元々2炉運転で効率的な運転を行った場合、発電は1時間4,000kwh、使用電力も4,000kwhということですので、差し引きゼロ、購入電力は要りませんというふうな計画になっておりました。

ちなみに21年度、比較的これは運転状況は2炉運転で落ちついた時期の状況でございますけれども、1年間の発電と使用電力を単純に割ってみました。その際、発電能力につきましては、おおよそ1時間当たり3,500kwの発電をガスエンジンで行っております。

一方、電気使用料ですけれども、1時間当たり5,600kwの電気を使用しております。したがって、先ほど弁護士の説明の中でもありましたように、柴田議員のほうから発電機の問題というふうなお話がありましたけれども、単純に発電機だけの問題じゃなくして、施設全体の問題でとらえないとどうしようもないというふうなところはいこうかというふうに思っております。

このことについてJFEがどう評価しているかというお話でございますけれども、一昨年、保証期間が5年経過することから外部のコンサルタントに委託をしまして、保証期間に必要な対策を講じてもらうべきかどうかという委託業務で提出した経過がございます。その中で用役、電気については、元々の計画よりも大幅に掛っているというふうな話がありまして、そのコンサルの報告に基づきましてJFEに改善の指示をしたところでございますけれども、JFEの答えは、係争中でありコメントできないというふうな趣旨だったと思うんですけど。そのような文書で、あくまでも現時点で改善のための方策を含めて講じられていない状況で、そこも裁判の結果待ちと、そういうふうに思っているところでございます。

以上です。

○2番（島田一徳君）

なかなか業者は不誠実ですね。それでいきますと、23年度の予算が第6号議案に載っているんですが、電気代2億3千万円、そして、ガス代2億6千万円というふうになっているんですね。さっきおっしゃったように、私たちに対する説明はどのような説明されたのか、それは覚えておりませんが、有明町議会から来てときですね。

○議長（永尾邦忠君）

島田議員、マイク。

○2番（島田一徳君）続

私たちがここに見学に来たとき、完成したときですね、電気代は一切要りませんと、自転車も燃やせませんと。それからガスもですね、ちゃんと自分のところで使うガスについてはここでできますから、これも要らないんですよ、こういう説明だったんですね。まさに当初、契約というんでしょうか、あのおりの説明をいただいておったんですね。ところが、ここにこうやって立ってみると、何じゃこれはというような金額がぼこぼこ出てくるものですから。だから、そういった意味では、JFEのほうの不誠実さというのは非常に今、わかりました。だからといって、こっち側は何も義理立てする必要はないんじゃないですか、そういう意味では、そういう不誠実な企業に対して。きちんとした、毅然とした態度で臨むべきではないかというふうに思

うが、その点についていかがでしょうか。

○管理者（宮本明雄君）

毅然とした態度で臨むために裁判を起こしたんであって、裁判を起こすためには皆様方の議決がないと起こせませんので、そういう立場で裁判を闘っているということでございます。

以上です。

○2番（島田一徳君）

ひとつよろしく申し上げます。ところどころで姿勢が悪いなみたいなご答弁があるもんですからちょっと心配になりまして、あえて念を押しておきたいと思います。

次は、ごみの減量化問題です。

先般、私たち特別委員会ではほかの市の溶融施設というのを見学させていただいたんですね。それぞれの施設も一長一短があるようでございまして、今後改善されていくんだろうという印象は受けました。

その中で弁護士さんも言っておられましたけれども、どこもうちみたいに枠をはめて、一番最初の人に、これでやれというような契約の仕方というのはやってないみたいだったから、弁護士さんも言っておられましたけれども、一番最初に入っておられたコンサルタント会社の人のお力なのかなという印象も強くしたところなんですけれども、それはこちらに置いておいて、総じてこういう溶融炉というのは、全体としてごみが減ると効率が悪くなると、そして処理単価も上がっていくよというようなことが、そういう傾向にあるんだなということも私たち理解をいたしました。

そこで、こういう溶融炉というのは、ごみはどんどん持ってきなさいという立場になりかねないのかなという印象も受けたんですね、組合としてですよ。そういう疑問もわいてくるもんですから、本当にごみの減量化というところに向かって、みんなで足を揃えて走っていけるのかなという心配も改めて持ったところなんです。ですから、年次計画を立てるなり何なりしてごみの減量化、これはそれぞれのまちの独自の課題だろうとは思いますが、やっぱりそのところでイニシアチブをひとつとっていただきたいなというふうに私は思うんですけれども、いかがでしょうか。管理者にお伺いします。

○管理者（宮本明雄君）

ごみの減量化というのは非常に大事な問題。ただ、ごみというのは今、購入したやつがすぐ出るんじゃなくて、昔購入したのが10年してとか5年してから出ることもありますんで、いきなり一発で減るということはなかなか難しいと思いますけれども、この4市で構成しています県央県南の地域にお

きましても、ごみは着実に減少しているというふうに思います。

ただ、まだ統一化、分別の統一化ができていないということもありますし、この炉の特性というものもありますし、そういうものを検証する作業班といえますか、そういうものを作らせていただいて、今、統一して減量化に向かって進んで行きましょうということをしております。

ただ、先ほど議員がおっしゃいました、この焼却炉というのはどこでもそうらしいんですけども、アクセルとかブレーキとか、なかなか難しいんですね。1炉、2炉、3炉あって、3炉全部を燃やすことはできると。ここの炉は2炉で全開して燃やした場合が一番効率がいいと。ですから、そうしますと1日240tとか250tとか、今、燃えるわけです。そうしますと、ごみの量が足りない。ですから、今年は、今年度ですけども、今は休止中ですけども、合計しますと45日ぐらい、1月半ぐらいが2回休止をしていますし、1回は定期点検で休止をしていますから、多分45日ぐらいでしょう（「30日」と呼ぶ者あり）あっ、30日かな。30日を超えるぐらいで休止をしていると。

それはごみ量の調整のためにしているというような状況でございまして、なかなか、240t燃えるのを200tでずっと運転すると効率が悪くなるというのがこの焼却炉、ストーカー方式もそうだというふうに聞きましたけれども、非常に操作できる範囲が少なくなって燃料をたくさん使ってみたり、発電量が極端に落ちてみたりということが出てくるものですから、休止のほうがより効率的だということで今、休止をさせていただいているということでございまして、この効率的な焼却のやり方と、またごみの減量化というのは別問題で考えないと、ごみは240t燃やしたほうがいいのかからごみを集めなさいということではなくて、ごみの減量化というのは宿命で永遠に続く課題だと思いますし、そういう分別化というものも、そういうものが必要であろうというふうに思います。

ペットボトルとかプラスチック類とかを燃やしても、当時騒がれましたダイオキシンの問題というのはいないかもしれませんが、別に再資源化の問題とかCO₂の問題とか、色んな各般にわたる全般的なことで考えないと、ごみだけを考えるというわけにはいきませんので、その辺も含めて検討をさせていただいているという状況でございます。

○2番（島田一徳君）

ひとつ市民とともに頑張ってもらいたいと思いますので、よろしく。

3点目、リレーセンターの関係なんですが、単純に私たち素人で見ますと、車両10台、運転手さん10人ということで運営していると、これは下請に出しているわけですが。

係る経費というのは、これは車両10台というのは組合持ちと、それから車検代はこっち持ちという話も聞いたんですが、点検整備料、燃料代、あとちょっと諸経費というんですかね、その程度の仕事量だというふうに思うんですが、ここのところを考えると、直営でやってもそれほど変わらないんじゃないのかなという感じがするんですが、そのところはどうなのでしょう。年間6,000万円、月500万円あれば直営でも十分やっていけるような気もするんですが、素人考えで聞いているので、そこんところはどうなのでしょう。

○事務局長（金原憲昭君）

直営でというふうなことになりますと、まず免許を持っている職員は、ほとんどいないだろうなと思っております。主なものは人件費と油代が非常に掛かっているということでございます。それからいたしますと、やはり経費的に見ますと人件費、燃料費、車両の車検、タイヤの取り替え、それと自賠責保険を含みます任意保険料というものが主な内容になっておりまして、別に500万円ですね、ということについて入札もいたしておりますけれども、相対的に高いものではないというふうに思っております。

○2番（島田一徳君）

人件費のところ、運転手がない、免許を持っているものがないと、こういうことなんです。よく最近、ワーキングプアという話を聞くんですが、こうやって下請に契約をしますと3年とか5年とかと期限を区切られますよね。そうすると、ここで働く運転手さんというのは非常に不安定雇用になってしまうと、この問題が1つあるんです。

で、女房、子供を持っていて、雇用が不安定なほど生活に不安が残ることはないと思うんです。安定した職場で働きたいと、だれしも思うことだろうというふうに思うんです。そういった点からいきますと、例えば、今は鳥建さんで10人のダンプの運転手さんたちが運転してくれているのかなという感じもするんですけれども、この組合で雇えば不安定雇用だけでも解消できるような気もするんです。要するにここが辞めたと言わん限りは定年になるまで仕事があるわけですから。そういった安定雇用を目指す。

よく今最近、政府のほうも緊急雇用対策なんていうて騒いでおりますけれども、やっぱり私たちもそういう視点、働く場所を安定的に確保していくと。こういう立場に立てば私は直営でやられるべきなのではないかなと、500万円あれば何とかやっつけやせんのかなという気がするものです。

車は組合持ち、車検も組合持ち、あと車検をとるときは共済保険もこれはつなむわけですから、これも組合持ちなのでしょう。そうすると、あとガソリン代と人件費、運転手さんの賃金、そんなもんじゃないの、大きな金と

いうのは、保険は車検ばとるときに絶対入らにゃ車検は通してくれらっさんわけですから。そうすると、わざわざ民間委託をする意味がないような気がするんですが、理由がないような気がするんですが、その点についてはいかがでしょうか。

○事務局長（金原憲昭君）

今までは直営と申しますか、ということで検討を特にした経過は見当たらないですけど、今の話をいただいたということについては、1つのお考えとして検討させていただければと思います。

○2番（島田一徳君）

それはぜひ検討してみてください。私たち素人が計算しても、直営でやっても何ら問題ないような気がするもんですから。下請に出すと下請の社長の賃金まで補償してやらにゃならんわけですから、その分は浮くんじゃないですか、直営にすると。これもまた素人考えですけど。

ひとつご検討のほどをお願いして、今回はこの辺で終わりたいと思います。

○議長（永尾邦忠君）

しばらく休憩いたします。3時30分から再開したいと思います。

（午後3時22分 休憩）

（午後3時30分 再開）

○議長（並川和則君）

休憩前に引き続き、一般質問を続行いたします。

次に、4番西田議員。

○4番（西田京子君）

皆さん、こんにちは。諫早市議会選出の日本共産党、西田京子です。通告に従いまして、一般質問を行います。これは前の島田議員と重なる部分もありますので、答弁はそのつもりで答弁をお願いいたします。

毎日毎日、私たちは何らかの形でごみを出しております。そのごみ処理のために構成4市で25億円の分担金という多額の税金が投入されているのが現状であります。それを少しでも軽減することが大事であり、その1つがごみの減量ではないかと思っております。

一人一人のごみ問題への関心が高まれば住民共通の認識が深まり、ごみを減らす運動に広がっていくのではないのでしょうか。まず、どんなごみがどこからどのくらい出てどう処分されているのか、どのくらいのお金が掛かっているのか、どんな影響があるかなど、地域のごみの実態を知ることが重要であります。そこから具体的に何をすればいいのかが見えてくるのではないのでしょうか。そのためにはまず組合としてデータを示し、構成市に対して提言することも必要になってくるのではないのでしょうか。

市民への負担軽減、安心できるごみ処理業務が運営されることを願う立場から質問いたします。

1、ごみ量の推移、ごみ受け入れ量と処理量の推移を示してください。

2、2009年に立ち上げたごみ分別統一化作業班の研究成果と今後の計画をお尋ねいたします。

3、ごみ量は用役費にどのように影響いたしますか、またごみ質は用役費にどのような影響がありますか。明確な答弁を求め、あとは再質問をいたします。

○管理者（宮本明雄君）

西田議員のご質問にお答えを申し上げます。ごみ減量化についてでございます。

先ほどから島田議員ほかの質問に対して私どものほうでご答弁をしておりまして、ごみの減量化につきましては、各構成市のごみ処理基本計画により、ごみの減量化に対して努力をされているというところでございます。また、当組合におきましても、ごみの分別統一化作業班によるごみの減量化、それからリサイクルのあり方、炉の特性に合ったごみ質の検討を行い、経済的なごみ処理の方法について研究をしているというところでございます。

今後ともごみ分別減量化につきましては、構成しておる各市との協調によりまして推進してまいりたいというふうに思っております。

ごみは17年度から21年度ということで合計額でいきますと、年度間の差はありますけれども、17年度が85,000tですけれども、21年度は81,000tということでございまして、年度間で上がり、下がりというのはあるんですけれども、そういう意味では長いスパンで見ますと、減ってはきているというようなことでございます。

そういうことでございまして、長いスパンで見ますと減っていくのかなというような想定はできますけれども、これをより一層減らすためにどうすればいいかということ、それから統一化が必要であろうということもございまして、その研究をしているというところでございます。

他の項目につきましては局長より答弁をさせたいと思います。以上です。

○事務局長（金原憲昭君）

まず、ごみの減量化の推移についてお答え申し上げたいと思います。

平成17年度稼働当初はごみ搬入量が85,431tでございましたが、各構成市のごみ減量化の取り組みの成果もあり、平成21年度は81,204tでございました。

なお、平成22年度のごみ搬入量でございますが、1月末で68,491

tとなっており、昨年度の2月、3月のごみ量と本年度の総量を見込んだ場合、22年度は81,500t程度となる見込みでございます。今後のごみ量の推移につきましては、特に災害等の特殊要因と申しますか、そういったものがなければ減少していくものというふうに思っております。

次に、ごみ質についてお答えを申し上げます。

組合では現在、ごみ質の分析を年6回行っており、ごみの種類や組成、水分などの3成分、低位発熱量、つまり、ごみカロリーなどの計測を行っております。ごみ質につきましては、ごみの種類や組成はもちろんのこと、ごみカロリーがごみ処理に影響を及ぼすものと考えられます。ごみカロリーの年次の数字について申し上げますと、基準ごみを2,000kcalとした場合、平成17年度で平均1,998kcalでございましたが、平成21年度は1,903kcal、22年度は1月末の平均で、2,085kcalとなっております。

3点目のご質問、ごみ量、ごみ質、用役費の関係についてでございます。

まず、ごみ量と用役費の関係についてでございますが、一般的にはごみ量の多少に応じて用役費も変動してまいります。本施設においても平成17年度当初と比較をしてみますと、ごみの搬入量の減少により用役費である電気使用量やLNG使用量も減少していることから、ごみ量の減少が用役費の削減に対して影響があるものと考えております。

次に、ごみ質の変動が用役費に及ぼす影響についてでございますが、ごみ質により発電量の変化や助燃材であるLNGの使用量が変化をすることから、ごみ質も用役費に影響を及ぼすものと考えております。しかしながら、ごみ量の減とごみ質の改善によってどの程度用役料の削減に反映されるかにつきまして、私どもで分析、解析するのは非常に難しいというふうに考えているところでございます。

○4番（西田京子君）

今のごみ量と用役費の関係ではですね、私たち市民が少しでも努力すれば用役費に少しでも響くのかなと思って、これは私たちが努力すべきことだと思っております。

このごみ質ですけど、ごみの受入量と処理量が違いますけれども、このことはどのような関係でそうなっているのか、説明をください。

○事務局長（金原憲昭君）

ごみの処理量とごみの搬入量の差です。搬入量と処理量が異なりますのは、まず、ここの施設、17年の4月に動き始めておりますけれども、当時、試運転時のごみが3,000t弱残っていたということもございます。そのために処理量が上回っているところも1つの理由でございます。

毎年度3月末でもって締めますけども、やっぱり翌年度に前年度のごみも残るといふようなこともございますし、あと、ここにおきましてもごみが搬入されますと、やっぱりプラットホーム、出入口とか、そういったところを水で洗車などいたします。そういった際の洗浄水と申しますか、そういったものがピットの中に落ちますので、そういったものが実績として処理量が増えてしまうというのが原因の1つというふうに考えております。

○4番（西田京子君）

じゃあ、ピットの中に水が入っているということですね。そして、これは平成21年度5年経過検査業務において課題が出されておりますね、これは72項目あります。この項目の中に主な課題として、工事汚泥をピットに投入しているためごみ質が悪化していると、こういう指摘が上がっておりますけれども、これはどのくらい汚泥をピットに入れられたのか、またこれが改善できたのか、お伺いします。

○事務局長（金原憲昭君）

今の具体的な汚泥の投入量と申しますか、そういったものの数字は持ち合わせておりませんが、確かに工事をするときにはそういった汚泥等が出てまいります。それを外に出すことより、その程度の量、とにかくはっきりした量はわかりませんが、その都度許可をいたしておりますけれども、その程度の量であれば大きくごみ質に影響することはないというふうな量を認めているというふうに考えております。

○4番（西田京子君）

私たち市民はですね、税金を使ってここで処理をお願いしているわけなんですよね。1円でも安くしていただきたいと思うところで私はこういう質問をしているんですけれども、余り用役費、ごみ処理には関係ないとか、そういう問題じゃないと思うんですよね。ごみ質が悪化するとちゃんと書いてあるんですよね。ごみ質が悪化するということは用役費が掛るんじゃないのかなと思って質問しているんですよ。どのくらいの用役費がこのことで余分に要ったのかなと思っております。

○事務局長（金原憲昭君）

確かにそれは水を入れればごみ質、カロリーが低下しますし、そういったものを入れればやはりごみ質が向上するとはあり得ない。今、おっしゃるように、普通悪くなるというふうに思っております、そういったのを踏まえまして、基準ごみの2,000kcal、これはどこの施設も全くそうだろうと思います。洗浄水は外に流すんじゃなくて、ピットの中に入れ込むとか、そういった作業の中で2,000kcalの基準ごみ質が算定されて、なるだけそれに近づけるように日々努力してきているところでございます。

○4番（西田京子君）

リレーセンターでは処理する段階で汚水が出ますよね、その分はどのような処理をされているんですか。

○事務局長（金原憲昭君）

東部リレーセンターと西部リレーセンターがございます。東部リレーセンターにおきまして、当然、ごみから出る汁とか、そういったものもございまして、排水処理設備を設けてそこで処理をしております。

西部リレーセンターにつきましては、雲仙市のほうの下水のほうに流させていただいているというふうに思っております。

○4番（西田京子君）

この前ですね、私、この質問をすることで聞き取りをしていただいたんですけども、何かバキュームカーで水を運んでいるという説明を聞いたんですけども、それは事実じゃないんですね。

○事務局長（金原憲昭君）

17年の東部リレーセンターのことで、開設当時、東部リレーセンターを建設する際はすべての水を放流しないことという条件の基に建設した経過がございます。当然、その17年の稼働当初は今、申しました排水処理設備はついておらず、バキューム車で週に3、4回、本体の方に持ってきておりました。その量につきましては、当時、東部リレーセンターの実施設計を同じJFEのメーカーでございましたので、協議する中において、その程度の量であれば問題ないというふうな協議の中でずっと運んでいたというふうに思っております。

ただ、今、おっしゃいますように18年度だったと思っておりますけれども、当時の判断で状況判断されたと思うんですけども、やはり週に3台も4台も持ってくるより、そこに排水処理設備をつけた上で汚い水と申しますか、凝縮、濃縮した上で持ってくれば量が少ないということで、18年度の工事が終わった後は今、月に1回、8m³の搬入、投入で済んでいるところでございます。

○4番（西田京子君）

その説明を受けるときに、当初計画書にそれがあると言われたもので、当初計画書を私に資料として提出をしてくださいということを言ってるんですけど、いまだその資料が手元に届かないわけですので、私はここで資料請求をいたします。

○事務局長（金原憲昭君）

いつ資料請求をなされたのかわからないんですけども、何か職員からそういった相談を受けたような気がしますけども、探して大至急出してやれと

いうふうな話をした記憶はございますけれども、まだ見つからないのかもしれませんが。

○議長（並川和則君）

時間的にはどうなんですか。

西田議員。

○4番（西田京子君）

資料を請求してもう3日目なんです。3日間、どこを探すんですか。

○事務局長（金原憲昭君）

考えているところを探していると思うんですけども、まだ見つけ出し得ないのかもしれませんが。議会の関係でもうばたばたをしております、そういう忙しい中でこれは非常に困るところもございます。

○議長（並川和則君）

もう3日前ということは、その書類というのは……

後で私のほうからも請求をしますので、この分は保留していただいて、先の質問をできればしていただければと思います。

西田議員。

○4番（西田京子君）

その資料に基づいて私も調べたいところもあったわけですね、確認もしたかったです。資料がいまだ出ないということは、質問も続けられないんですよ。

○議長（並川和則君）

しばらく休憩します。

（午後3時48分 休憩）

（午後3時55分 再開）

○議長（並川和則君）

休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

先ほどの資料については保留をさせていただいて、先に進ませていただきます。

西田議員。

○4番（西田京子君）

この課題についてですけども、先ほども質問したんですけども、これを改善する予定はいつなんですか。少しでもですよ、ちょっとしたことでもごみ質が悪化するということは処理料もそれだけ掛ると思うんですよ、私は。私たち市民の税金が1円でも安くしたいと思う気持ちで、私はここに質問に立っているわけですよ。だから、これは改善できたのか、する予定があるのか、聞きたいんです。

○事務局長（金原憲昭君）

今、それとおっしゃいますのは5年保証で指摘した内容の一覧表ということでございますね。

先ほどもご答弁で触れましたけども、5年保証に係る指摘事項につきましては、用役費をもっと縮減しなさいとか、そういった内容もありまして、それらについては係争中でもあり、具体的な改善策については示されておられませんけれども、やはり5年保証の関係でお互いに見解が違う部分もあります。わかりましたというのはすぐ対応しているはずですよ。しております。だから、その表は私もまだ見ていないので、その内容に沿ったお答えをできるかどうかわかりませんが、すぐやるものはすぐやらしております。見解が異なるものについては協議させますし、係争中で具体的な対応が出てこないものについては、やはり係争を待った上で必要な対策を講じていただくようにしたいというふうに思っています。

○4番（西田京子君）

あのですね、これは課題と思うなら課題というところで、当時、汚泥をピットに投入するため、ごみ質が悪化する、それはすぐやらんばいかんという感じじゃないんですか。

○事務局長（金原憲昭君）

先ほども申しますように、汚泥をじゃあどうするんだという問題が出てまいります。当然、汚泥ですから産廃として外部に持っていったら、それ以上のお金が掛るというようなところも出てこようかと思えます。そういったものを含めまして、現時点ではピットに大きくごみ質に影響しないのであれば、それはプラス要因にはならないでしょうけども、今、議員がおっしゃるように1円でも少なく負担がするためということの1つの手法としてピットに投入しているものというふうに思っております。

○4番（西田京子君）

それでは、資料が来なくてもわかるかなと思いますけれども、今、バキュームカーで運んでいる量ですね、その量を処理するにはどのくらいの経費が掛りますか。

○事務局長（金原憲昭君）

バキュームカーで運んでいる汚泥を処理するための経費は、ここで燃やした場合、幾らというのはいくらもわかりません。

○4番（西田京子君）

8 tでしたかね、それを月に1回、約100 tですよ。月に8 tだから12回でしょう。そういう計算ですよ、1年間で。それを水ですよ、水。水を結局処理するということは蒸発させるということでしょう、じゃないの

かな。それを蒸発させるためのカロリー。結局、私たちの税金を使って、どのくらいの用役費を使っているのかということを質問しているんです。

○事務局長（金原憲昭君）

水を処理するための経費が幾らか、それを税金を使っているというふうなことですけど、先ほど申しますように、色んなごみ処理をするために施設がございまして、そこには水を使う場合、また元々東部リレーセンターの排水というのがごみから出た汁なんです。ですから、それも含まれて別に持ってきて、その排水処理設備で濃縮してという意味からすれば、ごみ質はよくなっているはずなんです。だから、今の議員の質問には私はちょっと納得できませんので、お答えすることもできません。

○4番（西田京子君）

じゃあごみ質がよくなっている。よくなったにしても水分をそれだけ、100tですよね、それを蒸発させるためにはどのくらいのカロリーが必要ですか。ごみ質がよかったとしてもカロリーが要るわけでしょう。

○事務局長（金原憲昭君）

わかりません。

○4番（西田京子君）

私は今ですね、今日の質問は私たちが出すごみを少なく出して、そして、用役費に反映させるような取り組みをしたほうがいいんじゃないかなと思う立場で質問をしています。

それに加えてですよ、ごみ質が悪くなるようなものをピットに入れて、私が思っていることと逆行するわけなんです。だから、これを指摘された72項目、このうち12項目はもう改善されたという報告はされていますけれども、あと60項目については一日も早く改善して、私たちが安心してごみ処理を任せられるような、そういう体制をとっていただきたいという思いで質問いたしました。

資料は後でくるとお思いますので、私はこの場では一般質問を終わります。

○議長（並川和則君）

この場でしばらく休憩いたします。

（午後4時01分 休憩）

（午後4時02分 再開）

○議長（並川和則君）

休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

次に、柴田議員。

○10番（柴田安宣君）

柴田です。よろしくお願ひします。私は一問一答という形でとらせていた

だきたいと思えますけれども、1項目で上げております裁判も12回に及ぶと聞きますが、JFEは変更覚書に基づいて意見を主張されているようでございますけれども、覚書を基に意見を出されている違いが明らかになってきているころだと思っておりますけれども、午前中の弁護士の先生は、変更覚書についての数値、自分たちの主張の数値はいまだに出していないというふうなことで理解をいたしましたけれども、本来、こっち側は20億円近くの損害賠償を言っているわけですから、それにまともに戦うつもりであるなら、当然、自分たちが主張している変更覚書から出てきている数値、それとカロリーが2,000kcalということで突っぱねるんじゃなくて、2,000kcalに近い数字でやっているわけですから、これについての数字は本当は正々堂々と出してどこまでどう違うのかということを出すのが筋だと思うんですけれども、そういうことは今までに関して1回もないんですかね。

○事務局長（金原憲昭君）

今回、裁判という中におきまして、裁判に係る、例えば、議会の際の一般質問とか、そういったものもすべからず弁護士のほうにご相談しながら答弁書をしたためているという次第でございます。

そういった中で、やはり不要な混乱とか、そういったのはやっぱり避けるべき、またひとり歩きするような数字は出すべきじゃないよ、もしくは、例えば、この議会の内容につきましても色んな方、あらゆるところに情報公開と申しますか、そういった中で、やはり大っぴらにした場合、必ずしもメリットないんじゃないのというふうなお話、ご指導の中において、先ほど上田議員とか島田議員にご説明申し上げましたとおり、当面その辺のところについては同じように差し控えさせていただくということで整理させていただいたところでございます。

○10番（柴田安宣君）

僕は2項を言っているんじゃないんですよね。1項目に書いている、通告している文書は、JFEが変更覚書に基づいた答弁書を出してありますよね。ですから、これを12回にわたって裁判したならば、当然、JFEの、こちらは19億7,000万円余の金の損害賠償の請求をかけているわけですから、それに答弁書として変更覚書を基にした答弁を出してあるわけですよね。とすれば、もう今までの間に当然それに基づいた数値は出すのが普通なんですけども、それは出してないんですかということ聞いたんですけど。

○事務局長（金原憲昭君）

それに伴い、先ほど弁護士のご説明にもございましたように、裁判所のほうもJFEに対してその数値等を明らかにするようにということで求めておりますけれども、まだ出されていないということでございます。

そして、柴田議員の1番目の質問でございますけれども、変更覚書、当初覚書の問題でございますけれども、要は組合の主張とJFEの主張というところで見ますと、先ほど弁護士の説明は昨年2月にも行わせていただきました。その際に一覧表で示したJFEの主張と組合の主張、原告、被告の主張は比較表のとおりで、それに従って双方の細々としたやりとりをずうっと続けている状況でございます、どうにか今になってから終盤を迎えたというふうなところだろうと私は思っております。

○10番（柴田安宣君）

わかりました。JFEが出していないということであれば聞きようがありませんけれども、それなら2項も同じような答弁で裁判に影響があるから数値は予測の数値も出せないというふうなことですかね。僕は2項に書いているとおり、覚書と変更覚書は具体的にどう違うのかと、数字で年度を分けて17年から22年度まで示していただきたいものだ。ごみのカロリーは組合が測った数字で行えば予想はできると思うんですけども、それを出してもらわなければならないということなんですけれども、同じような答弁ですかね。

○事務局長（金原憲昭君）

今の柴田議員のご質問に対して、もう1項目増やさせていただいて、変更覚書はだれが計算しても同じ金額になるようなものではないという規範性に欠けているというところがございます、また、そういった金額を出すことによって、我々が出さないと言っているわけじゃないんですけども、やはり裁判への影響とか数字がひとり歩きするとか、下手な誤解を生じるとか、そういったこともあって弁護士に相談して、そしたらまだ控えておきなさいというふうなご返答をいただいたものですから、それに基づいてご答弁を申し上げているところでございます。

○10番（柴田安宣君）

わかりました。ただ、この変更覚書を見ますとですね、最初からの覚書等が違って、ややこしい数字が並んだり、様式があつたりということで一読してその判断ができづらいところがあるわけですけども、その内容については皆さん方判断して計算しようと思えばできるわけですかね。

○事務局長（金原憲昭君）

先ほども申しましたように、だれが計算しても一緒にはならないけども、そのルールに乗っかっていけばできないことはないというところがございます。

○10番（柴田安宣君）

わかりました。というのは、間もなく結審が近いのではなかろうかという

話も聞いとったもんですから、どれぐらいの数値を覚悟しとかんばいかんのかなど。向こうが出す数値とどっちがどう裁判官が判断するかによって結論は出てくると思うんですけれども、もう2年の経緯がたった中ではそういうことの議論もあってしかるべきだというふうなことですけれども、やっぱり情報を公開してへまなことになったら迷惑もかけるわけですから、あえて聞く必要はありませんけれども、ただ、皆さん方の出したカロリー計算でいくなれば、皆さんの中で出された年間経費内訳書がありますよね。これは平成14年10月22日、川崎製鉄株式会社の大阪支社、支社長の木原さんが出されている、組合のほうに提示された数字で年間経費で5億8,652万8,000円という数字が出てますよね。それでごみ1t当たりの経費ということで7,271円で年間処理できますということの内訳書からいきますと、電気とかなんとか、ここに出ております。ですから、たたき台としてこれを基にして、そして、覚書もしくは応札予見等も含めて19億円余りの数字が出てきたと。

反論する数字というのが、恐らく予測ができないと今後の対応ができづらいということがあってですね、ここをどう捉えていいものかということで、なかなか先の数字が出てこないもんですから聞いておるわけですがけれども、何でそんなことを聞くのかといったら、僕にとっては裁判の経過というのは、片一方は基の出発は弁護士の先生いわく、日本でいえば憲法なんだというところ、応札条件に見合った流れの原点が応札条件であるわけだからということで考えていき、それに基づく性能保証の覚書ということを信じて今まできたら、今朝の弁護士の先生はそれじゃなくて考え方が違うと、損害賠償をやっているんだから、それとはまた別の考えもあるんだというふうな説明があったもんですから、果たしてこれに基づいての損害賠償をうったつもりだったというふうに期待をしておったんですけれども、あくまでも数字が出さないということであればそれはしょうがないですけれども、それなら基になる年間経費内訳書の、この中の上にかかわる分はその数値として考えとっていいわけですかね。基になるのはこれを基にして裁判にかけた19億円余りの数字をこれに出したんですかね。

○事務局長（金原憲昭君）

先ほど話のございましたように、私どもの今回、裁判の趣旨は発注どおりに施設が仕上がっていないというのが一番のポイントでございまして、そのための損害賠償を計算するに当たっては、今、おっしゃいます年間経費内訳書の5億8,600万円云々に基づいて、実際の組合として支出した額、並びに17年、18年に実施いたしました追加工事が、本来であれば不要であったのではないかとということで求めたところでございます。

○10番（柴田安宣君）

わかりました。それなら、加えて聞きますけれども、この基になっている年間経費内訳書の中で、油脂費、要するに色んな薬剤ですね、がここに数字で出ておりますのが、175万円という数字が出ておりますよね。現在、実際使われている薬品は約1億円くらい掛かってありますよね。3年間の計画書の後ろのほうに出ております、あの100種類に及ぶ薬品をトータルでいきますと、1億円余の金額になると思うんですけども、この違いはどう捉えて裁判に臨んでおられるのか、そこら辺の説明はできますか。

○事務局長（金原憲昭君）

確かにおっしゃいますように、維持費あたりも当初の年間経費内訳と実態と見てみますと、大きく異なっております。

今現在、油脂費につきましては運転管理委託料の中に含めて油脂費だけでは支払いをしておりません。運転管理委託料の中の一つの項目として人件費とか油脂費とか、ガスエンジンにかかる点検整備費を含めて支出している関係で、その額は平成17、18、19はJFEの言い分、ごみ量が多かったから経費が掛ります、ごみ質が悪かったから経費が掛りますというふうな言い分に沿ったところもございましてけれども、訴えを提起した以降については基本的には4億8,700万円の変更覚書を仮に基づいて、年間に直しますと金額が出てまいります。それに基づいて運転管理費と維持補修費はその範囲内で支払っておりますので、油脂費に係る当初見込みの超過分というのは、現在負担は組合としてはしていない状況でございます。

○10番（柴田安宣君）

そこら辺の説明がですね、年間経費内訳書にはこういうふうになっていると。あなたたちが2回目の取り決めをした、3年に1回の契約があるでしょう。管理委託業務契約の中で後ろのほうにまとめてそれが入っていると。だから、本当だったらここに出てきている数字でもって、その内訳書の中の数字でもって契約を結ぶのが筋じゃないかなと思っておったんですよ。

ところが、僕らがそれに気づいたのは、もう2回目の切り替えの時点の直前の状況の中で気づいたものですから改めて聞いたんですよ。その1億円近くの油脂費が、カロリーがですよ、1,100kcalぐらいに極端に悪いごみだったらある面納得するんですよ。しかし、2,000kcalの基準ごみの中で、100kcalか200kcal、とても1,000kcalの差はない、わずかのカロリーの差を盾にですよ、その175万円で済む品物が1億円も掛けなきゃいかんということ認めるような契約を何で取り交わしたのかなという気がするんですよ。

ですから、ごみの質が極端に悪くてですよ、どんどん、油でも薬でも振り

込まんと燃えないという差があるならともかく、今、言われた数字の中でも100kcalぐらいしか違わんとですよ、2,000kcalの中で1,900から2,000kcalの合い中を超える場合もあるという数字ですから。その中で年間内訳書でいけば175万円で済む油脂代を1億円近く、その中で書き込んで経費として認めること自体が、僕はどうも数字が納得いかないということがあるんですけど、私の考えが間違っているんですかね。

○事務局長（金原憲昭君）

あの油脂費だけじゃなくて、今の裁判の内容に触れておりますように、先ほども龍田先生のお話ございました、元々この施設を造るときに、やはり実証のデータ、ノウハウ、そういったものが非常に少ない中において、営業の話もございましたけれども、そういったことが結果として施設全般的な部分、今、おっしゃいます油脂費とか人件費の問題等ございます。もちろん用役もあるかもしれません。そういったところにさまざまな性能上の問題の部分が含まれているものと思っております、柴田議員の言い分からすればそれは、間違いとは思っておりません。

○10番（柴田安宣君）

裁判と言われますが、9,000万あまりの差の問題があるんですよ、基準ごみが2,000kcalあった場合は、こんな薬はいりませんというのであれば、基準ごみを上げることができるんです。生ごみを削ってですよ、カロリーを上げることができるんです。生ごみを全部寄せて堆肥に回せば資源のリサイクルを取り込んでいけばカロリーはいつでも上げることができるはずなんですよ。そういうことを聞いたことないからそんな差がないだろうと思って生ごみの堆肥化とは言っていないんですけども、本来、カロリーの100kcalぐらいの違いですよ、175万で済むやつが、1億も掛かるようなことを認めること自体がおかしいんですよ。全体の中で捉えていくんだということで解釈しているんですけど一方では3年間の委託契約の中では、それを取り込んだ状態で契約を結んでいるんですよ。その契約の中で、それを認めてあるような形で契約を結んであるんですよ。油脂料をこっちで持ちますというふうな形の契約でしょ。1億どっちに、ですからどういうふうに解釈すればいいんですか

○事務局長（金原憲昭君）

先ほども申しますように、運転管理費の中に維持費は含まれておまして、3億ちょっとの額でもって、人件費を含んで支払いをしておまして、これについては前からご質問いただいておりますように、変更覚書に基づいた金額以外、今、現在、JFEと契約できません。仮であってもJFEと契約を結んで運転管理費で補修していただく必要がありますので今後、裁判で決着

した段階は必要な経過を前提として仮の状態として、これでいきますというふうな示した経過もございます。あくまでも今の時点では判決していない段階でございますので、あとあとの精算前提としたものということでご理解いただければいいんじゃないかと思えます。

○10番（柴田安宣君）

19億3,000万あまりの損害賠償の中には油脂費に係るものに関しては裁判の損害賠償の額の中に入っているというふうに解釈していいですか。

○事務局長（金原憲昭君）

維持費という名目を出しておりませんが、今、現在、組合自体が運転管理費の項目であげておりますので、運転管理費は元々年間経費内訳書で今の1.5あったということでそれを含めた額で訴額は出しております。

○10番（柴田安宣君）

わかりました、とにかく1億近くの金が、燃料代とか用役費とか人件費、運転管理委託契約の中の100項目近くの中のトータルをしたら、1億近くになりますという話だったものですからそれに基づいて質問したわけですから改めて判決がでて、その見直しができる時期があるということをご期待してこの質問を終わらせたいと思えます。

ごみの力で発電する発電機は能力が発揮していないと、その発電機は合計いくら掛っているのか、その管理費の中の発電機ということですからなかなか出しづらいところもあると思えますけど、説明していただきたいと。そして、全体の支出電力を載せてあるものですから、この内訳書の中でいけば2,661万5,000円で基本料金年間賄うと買う電気は1,375万2,000円であります。ということで極めて少ない数字でこの内訳書を出してあります。これに基づいて裁判にかけてあるとするなら、今、出されている2億あまりの電気代の使用量ですね、この料金は当初基本料金の9倍ぐらいの金額になると思うんですけど、全体の使用量の電気料金の基は、これからでてきたものだと思うんですけど、説明によれば、売るだけの量があつてごみを電気に変えられるというわけだからと話しがあつた、しかし、これだけ発電をしないで消費だけ増えてきたということで、経費の中で占める大部分はですね。変更覚書に基づいておつてもプラスマイナス0ですよと書いてありますけれど、これからいけばプラスマイナス0はおろか相当数の金額が掛かっているといえれば全体が欠陥であるわけなんですけど、欠陥商品に間違いはないと思うわけなんですけどもこういうことに関して今後どういう対応をしていくのか、それを伺いたいのですけど。

○事務局長（金原憲昭君）

まず、ご質問の中のガスエンジンの経費でございますけれども、建設工事

全体内訳明細書というものがございまして、それから算出しましたところ、設置工事費と諸経費を含めて約8億3,000万円というふうになっております。

それと、電気の状況につきましては、先ほども西田議員のところでもちょっと触れましたけども、確かに発電機自体の能力も元々の性能からすれば劣っているということで、それだけであればご提案の、繰り返し改善させるというふうな手法も可能です。ただし、その場合、かなり大規模な工事になって、また1年とかごみ処理をどうするかという問題も出てまいります。一方、処理電力、要するに使用電力と申しますか、それも元々効率的な状況の中で4,000kwとされていたのが、今で5,700kwぐらい使用しています。となればもう施設全般に電気の問題は及ぶ、電気だけの問題じゃないというふうなことになりますので、やはり今の段階でどのようにと言われても施設を、先ほどの話みたいに全部JFEに造ってもらうというふうな工法あたりが現実的にできれば一番いいとは思っていますけども、ここの中でここで処理しながら改善するというのは非常に無理だというふうに私は思っています。

○10番（柴田安宣君）

わかっています。ただ、僕らも研修をした中で、つくづくよその炉の電気の消費量、もしくはそれに発電をしているガス溶融施設等を勉強すればですね、効率のいい機械から見ますと、全然違う数字が出てくるんですよ。

例えば、宇部市の1日198tの66tの3炉がですね、発電量が年間に電気使用量を入れて総使用量が21,891,550kwhになっているんですけども、そのうちに自分で発電するのが191,000kwぐらいを発電しているんですよ。そして、買った電力が3,844,000kwというふうなことで、売った電力が1,249,040kw売っていると。買った電気と売った電気を総使用量で発電したものと総合すれば8,937万1,233円になると。この機械が年間に54,655t処理するごみ処理場の発電能力なんです。わずか1億円足らずの出す金額で8,900万円、9,000万円切る金額でこれだけの処理をしているという、もちろん型式は違いますよね。うちはそれからいきますと、総合していけば2億2,754万4,000円余りの金を売った電気をさっ引いてもそれぐらい残っているということの数字がですね、一方は1万円を切っているトン数になっていると、一方は1万2,000円余りになっていると、その基になるのはそれぞれの電気料金、もしくはLNG等の使用量の高騰による差が出てきていると。ですから、特に電力はよその機械は国産の機械であればそれぞれの能力に発揮するやつと取り換えたほうが、今からこの機械と長いつき合いをしていかんばいかんというふうなことで、お互いにJFEも痛みがあるだろうし、こっち側

もそれだけの効率の悪い機械とつき合っていくとなれば、どっちが責任かということで長いつき合いのトラブルをせんばいかんということがあるもんですから、今後の考え方で結構ですけれども、これが効率のいい施設になれば幸いですけれども、せめて発電機ぐらい、国産の効率のいいガス化の発電機に変えて対応したほうが、例えば、2億円余り違うわけですから、1年間に。そうしていけば、長い目で見れば取り返すこともできるし、JFEも逆に喜ぶんじゃないかなというふうな気がするんですけども、いかがですか。

○管理者（宮本明雄君）

柴田議員がおっしゃるようにそういう考え方もあると思いますけれども、今の裁判の状況を見てみますと、その反論をほとんどしていないというふうに弁護士からも聞いておりますので、新たに今の機械を取り換えて工事をし、その間焼却場は止まってしまったというようなこと、大規模な発電量を増やすための工事が必要であるというようなことで、酸素発生装置でしたかな、そういうものは増強をしたんですけども、それでも所定といいますか、私どもが期待している発電量になっていないというようなことで、メーカーですから、当然ながら裁判で敗訴するということは企業のイメージとしては最大の汚点を残すことになりますから、自分たちとしても多分そうしたいんだろうなと思いますけれども、それをすることによって影響がまた大きいという判断をされているのかなと思いますけれども、それはいずれにいたしましても期待はありますけれども、裁判の結果を見ないとわからないということで、何もかも裁判、裁判と言って申しわけないんですけども、そうすることが今後の方針を決める上でよろしいんじゃないかなというふうに思います。

2億円の差があれば、10年間やったらすぐ20億円というような数字になります。20億円以内で工事ができるということであれば、機械を新しく造るといふもの、それからその間のごみ処理の計画等も含めまして、損得計算等は当然メーカーとしてやるはずでございまして、今、2回ほど修繕とか改良工事とかしていますけれども、そういう部分では対応できない工事なのではないかなというように思っております。

ですから、裁判でどういう反論をしてくるかということがこれからの課題でございましてけれども、今の裁判の状況を見ますと、ほとんど反論があってないというふうなお話ですので、このまま推移すればそういう判断をメーカーとしてもしているんじゃないか。ですから、全体で500億円の損金を算入をしているんじゃないかなというようにも想定されますけれども、いずれにしてもこれは想像の問題でございまして何とも申し上げられませんけれども、メーカーからそういう提案があってないということは事実でござ

いますので、その部分でご理解を賜りたいなというふうに思います。

○10番（柴田安宣君）

わかりました。裁判中のことであるものですから、そんな考え方を言うときになれば、また色んな影響がすると思うんですけども、実際言って今、私が言うとおりに、長い目でつき合う機械とすれば、当然どこかの節目で大改造するかなんかせんと、お互いに責任のなすり合いをしよったっちゃ、先の見通しが立たんわけですけども。

千葉から始まって、この機械が発電機の第1号だと思うんですよ。ですから、これの経験は全くJFEもない状態、要するに千葉のデモ機は発電機がついてないんですよ。ですから、ついてないものですよ、この機械を入れたときにこういう発電能力がありますよという数字が、ここに手元に出された数字だろうというふうに思うんですけども、何分第1号で完成した県央県南の機械が、電力消費に見合うだけの発電能力がなかったということはお互いに痛いところじゃあるんですけども、今後、裁判の結果次第でどうなるか、また期待をするわけでございます。

おかげでいい結論が出れば幸いなんですけれども、この項はそれで終わりたいと思います。

4番で、裁判中の総合エンジニアリング、石河さんという人がおられると聞いておりますけれども、木原前々事務局長ですね、重野課長等が裁判所にどういう経緯で変更覚書を協議して書き換えたのかということに対しての陳述書が出ているというふうに聞いております。

先ほど弁護士の先生は、相手が反論は全くしていないというふうなことでございますけれども、もし差し支えがなかったらその内容の公表はできないものかと思うんですけども、裁判の結果が出ないとそれもできないものか、伺いたいんですけども。

○事務局長（金原憲昭君）

先ほど龍田先生のご説明があったとおりでございまして、5名の陳述書並びに1名の意見書は組合のほうで保管をいたしておりますので、先生のほうから話がありましたのは、情報公開制度に基づいて請求していただければ、あくまでもこれは個人で書かれたものでございますので、本人のご了承が出たうえで公開ですか、開示と申しますか、することも可能だというふうなお話でございました。

○10番（柴田安宣君）

何でこのことを聞くのかといいますと、当時の担当をしかった人たちの何人かに聞いたんですけども、僕は皆さん方の努力で応札条件、それから性能保証の覚書ですね、確かに素人の流れの中で研さんをされていい契約を結ん

でいただいたということに関しては感謝しているんです。よそを見ますと、よそはもうメーカーの言いなりの契約をしたようなことで、結果的に今になってみればべらぼうな金額が発生しとつても損害賠償は打てないということのつらさをしみじみ、よそに勉強に行き行って聞いてきたんですけれども、それからいきますと、この基になる応札条件とか発注仕様図書までのいきさつの中で、総合エンジニアリングの人たちが目の前におって、相談に乗りながらそれを作り上げてこられたというふうに解釈をしているんです。ですから、当時の担当者に何で総合エンジニアリングを覚書の変更をするならその中に入れてくれなかったのかと。相談をするということじゃなくて、JFEはそのプロですから、プロがこっち側を手玉にとるようなことで幾ら頭がよくても、専門的な人間は知識をたっぷり持っているはずだから、その中に何で入れてくれなかったのかと。そしたら完璧な変更の覚書ができるはずだったのに、数字も何も、見込みも何もない中で乗せられたようなことに何でしたのかということを知ったことがあるんです。そのときにその担当者は、名前は言えませんが、担当者は必ず総合エンジニアリングと相談をしながら結びましたと話をしました、相談をしましたと、常にやっておりましたということをおっしゃったものから、どういう陳述書をその人たちが出したのかなということが非常に気になったものから聞くわけなんですけれども、個人情報ということと裁判中ということと開示できないならしょうがないですけども、その聞いた範囲内の人たちは、とにかく総合エンジニアリングはこの入札をした、147億円で工事をしておる中の監理監督業務をここでしているわけですから、その人たちがおる間に契約の変更が結ばれている、何でその人を入れて契約をしなかったのかというのは理路整然だったんですけれども、相談をしとつたということを常に言われとつたものから、その石河さんがその相談に乗ったものかどうかを聞いたかったんですけれども、そこら辺はどうなっているんですか、わかりませんか。

○事務局長（金原憲昭君）

どなたの分とか内容はわかりませんが、先ほど申しますように、弁護士は出していいという話ですよね。ただし、本人の了解の基にということで、組合の情報公開制度がございまして、それにのっかっているならば本人の了解を得ればいいんじゃないという話ですので、情報公開請求していただければ、どなたの分かわかりませんが、出せるものは出していきたく思っております。

○10番（柴田安宣君）

5項の裁判の見通しと今後の対応についてということで上げております。当初から言われるとおり、一方では応札条件であり、年間経費内訳書とか、

もしくは性能保証の覚書を全体に19億円の裁判をかけてあると。答弁書等からいきますと、一方は変更覚書に基づいたことは1項も書いてないじゃないかと言っている、一方は私たちの弁護士は憲法である応札条件に基づいてやっているんだから負けるわけないということを僕らは信用していると。しかし、万が一負けるということになってくれば、この覚書までは大丈夫なんです。変更覚書が勝ったということになれば、どこに責任が出てくるかというふうなことになってくるわけです。もちろんそれだけじゃないと思うんですけども、やっぱりそうなってくれば、あの損害賠償が、その変更覚書を安易に取り交わした結果がその損害の発生の原因になったとなってくれば、裁判の結果次第であらうけども、住民訴訟ということはあり得るだろうということで、今後は勝てる戦いをしないと相当の被害が出てくる可能性もあると。勝つのが当たり前と僕は思うんですけども、そこら辺を考えれば今後どういうふうな見通しを立てて臨んでいかれるのか伺いたいんですよ。

○管理者（宮本明雄君）

今後の見通しということでございます。

私も柴田議員と一緒に期待をして判決を待ちたいなというふうに思っております。ただ、想定の話でございますので、ご意見を差し控えたいと思っておりますけれども、裁判、今1審です。地裁といいますか、1審のところまで争っていて、それで3審制でございますから、高裁、それから最高裁というふうに、それぞれ控訴という手続を取るのか、取らないのかというのも裁判は確定をするということにどの時点でなるのかというのが1つ大きな問題だろうというふうに思います。そして、その裁判の内容がどの程度、先ほども申しましたけれども、全面的に私ども組合の主張が受け入れられるのか、組合の主張は受け入れられたけれども、金額は19億7,000万円でしたか、というようなこともあるでしょうし、色んなことで我々が勝訴と確信できるものが出てくるか、それとも我々もまた上級審に訴えることができますから、そういうことをしていくのかというのは、いずれにしても裁判の結果、内容を見ないとわからないというようなことになりますので、今の議員のお話は想定のお話ということになりますので、この場で考え方を示すことについては差し控えたほうがよろしいのではないかというふうに思っております。

以上です。

○議長（並川和則君）

午後5時になりましたら会議時間を延長いたします。

柴田議員、どうぞ。

○10番（柴田安宣君）

確かに想定段階ですから、何とも言いづらいところがあるんでしょうけ

れども、ただ、今後の対応ということがあったもんですから聞いているわけです。

ただ、皆さん、ごみの量とか減量化とか言われておるんですけども、裁判の中で問題になっているのはカロリーなんですよね。カロリーは何かといたら、例えば、カロリーの高いもの、例えばトレーとか、ああいう軽くて燃えやすいやつはカロリーが高いわけです。野菜くずとかジャガイモのくずとか、ああいう燃えにくいやつはカロリーが低いわけですよね。だから、カロリーで負けるようなことであるんだったら、カロリーを改めて上げることは簡単にできるんです。生ごみを少なくすればいいんです。生ごみこそ堆肥の基になるんです。ですから、今後対応していこうとするなら、裁判の結果次第でありますけれども、2,000kcalに上げることは簡単にはできないと思うんですけど、量が多いですからね。ただ、生ごみを減量化するということを前提にやるということを考えていけばですね、あと100kcalぐらい上げることはできると思うんですよ。

ですから、向こうが言っている基準ごみ2,000kcalに近づけることも今後絶対考えるべきだと思うんですけども、いかがですかね。

○管理者（宮本明雄君）

おっしゃっていることは十分理解できます。ただ、変更覚書の基準値が2,000kcalと言っているようでございまして、その発注仕様書にあるカロリー数というのは1,600から2,600でしたか、それくらいの幅があるわけですね。幅があつて、今、そのカロリー数を下回っているというものではないと。変更契約は一点保証ということで、契約じゃありませんね、覚書でございましてけれども、そこで2,000kcalというふうなことを言っているという主張が今、裁判でまさに争われていると。発注仕様書で契約、平等に6者ですか、入札をかけたわけでございますので、その裁判の効力というものはそこが一番争われているのかなというふうに思っております。

ただ、それと別の話としてごみの減量化とカロリーを上げるといいますか、生ごみとかを少なくして、そして、この炉の特性からすればどうなるかわかりませんが、プラスチック類とかを一緒に燃やしたほうが助燃材になっていいんじゃないかという考え方もあろうかと思うんです。ただ、それはそのごみ処理だけではなくて地球環境の問題とか、再資源化の問題とか、色々考える必要がございますので、その辺も含めて各市で構成していますプロジェクトチームみたいなもので検討をさせているという状況でございます。

以上です。

○10番（柴田安宣君）

変更覚書だけに2,000kcalは書いてないんですよ。元々の性能

保証の覚書に括弧書きであるけども、あれも見ますと2,000kcalは書いてあるんです。だから、発注仕様書が基になっていけば管理者が言われるとおりでというふうに解釈します。

裁判もいよいよ大詰めというふうなことで、全力を挙げて議員も、われらも心から応援をするわけでございますから、負けるようなことがないような努力、それは弁護士1人で大変であれば2人入れても3人入れても、相手は3人も4人も入れてあるみたいですから、それは入れながらも頑張っていたいてうまい酒が飲めるような努力をしていただきたいと思いますと思ひまして、私は終わります。よろしく。

○議長（並川和則君）

以上で一般質問はすべて終了いたしました。

5時まで休憩をいたします。

（午後4時48分 休憩）

（午後5時00分 再開）

○議長（並川和則君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第4 議案第1号「専決処分の承認を求めることについて（長崎縣市町村総合事務組合同規約の一部を変更する規約）」を議題といたします。

提案理由について事務局の説明を求めます。事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

議案第1号「専決処分の承認を求めることについて（長崎縣市町村総合事務組合同規約の一部を変更する規約）」につきまして、ご説明を申し上げます。

本案は長崎縣市町村総合事務組合同規約の一部を変更する規約について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成22年11月30日に専決処分したもので、同条第3項の規定により、議会の承認を求めるとでございます。

説明は資料によりいたしたいと存じますので、本日、配付いたしました議案第1号参考資料をご覧ください。

変更内容は2点でございます。1点目は、長崎縣市町村総合事務組合において、共同処理する事務の変更でございます。社団法人長崎県水道協会の解散に伴い、寄附の申し出があった長崎市馬町の建物について、当該寄附を受け入れるための規約変更でございます。

2点目は、会館の管理に関する事務への大村市の参加に伴う規約変更でございます。変更後の規約は、平成23年4月1日の施行を予定されております。また、構成市におきましては、昨年12月議会で議決されております。

以上で議案第1号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜り、

ご承認いただきますよう、お願い申し上げます。

○議長（並川和則君）

これより議案第1号に対する質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。上田議員。

○8番（上田 篤君）

ここに掲げてある長崎縣市町村会館馬町別館、これはどういう建物なんですか。大きさとか広さとか。

○総務課長（中村秀憲君）

お答えいたします。

長崎県水道協会の事務所として使われていたものでございまして、場所は長崎市の馬町、こちらから参りますと、諏訪神社を通り過ぎまして、県庁の方に行く道がございすけれども、諏訪神社の前から200mほど県庁の方に向かった、こっちから参りますと右側になります。鉄筋コンクリートで、3階か4階建てぐらいだと記憶しております。

以上です。

○議長（並川和則君）

ほかに。島田議員。

○2番（島田一徳君）

この大村市が会館の管理に関する事務に参加するというのは、これは具体的にどういうことなんですか。何かうちの組合のほうに大村市も参加してくるという意味なんですか。そこのところをちょっと補足説明をお願いします。

○総務課長（中村秀憲君）

長崎縣市町村総合事務組合に大村市が加入するというところでございます。

以上でございます。

○議長（並川和則君）

ほかにございせんか。

（「なし」の声あり）

○議長（並川和則君）

なければ、これをもって質疑を終結し、討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（並川和則君）

なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。議案第1号は、これを承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（並川和則君）

異議なしと認めます。よって、議案第1号は承認することに決定いたしました。

次に、議案第2号「専決処分の承認を求めることについて（県央県南広域環境組合一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例）」を議題といたします。

提案理由について事務局の説明を求めます。事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

議案第2号「専決処分の承認を求めることについて（県央県南広域環境組合一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例）」につきまして、ご説明申し上げます。

本案は国家公務員の給与改定の状況を考慮し、当組合の給与につき改定するものでございますが、12月の給与から適用させるため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成22年11月30日に専決処分したもので、同条第3項の規定により、これをご報告し、ご承認をお願いするものでございます。

改正の主な内容につきまして、資料によりご説明を申し上げますので、本日、お配りしました議案第2号参考資料をご覧ください。

まず、給与の引き下げでございますが、給料表を平均で0.1%引き下げることで、及び55歳を超える課長級以上の職員については、さらに1.5%を減額するものでございます。

次に、期末勤勉手当の支給割合の引き下げでございますが、年間支給率を4.15カ月分から3.95カ月分に、0.2カ月分引き下げるものでございます。今回の改正に伴う影響額は、組合職員18名全体で年間約149万4,000円の減額、平均いたしますと、一人当たりで年約8万3,000円の減額となっております。

以上で議案第2号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜り、ご承認いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（並川和則君）

これより議案第2号に対する質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。上田議員。

○8番（上田 篤君）

平均すると8万3,000円ということですが、もう少し詳しく年齢区分で幾つか例を挙げて説明をお願いします。

○総務課長（中村秀憲君）

年齢区分で申し上げますと、ちょっと今、手元に資料を持ち合わせており

ませんけれども、影響額の最大が年間17万8,000円でございます。最小が4万4,000円でございます。

以上でございます。

○議長（並川和則君）

ほかにございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（並川和則君）

なければ、これをもって質疑を終結し、討論に入ります。討論のある方、どうぞ。西田議員。

○4番（西田京子君）

私は議案第2号「専決処分の承認を求めることについて（県央県南広域環境組合一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例）」に反対の立場で討論いたします。

私たちはこの厳しい財政状況の中、内需を拡大すること、これが景気回復につながるものと思っております。こういうときに給与を引き下げるということは、この内需拡大に逆行するものだと思っております。

そういうことで、この議案には反対の討論といたします。

○議長（並川和則君）

ほかに賛成討論ありますか。松本議員。

○7番（松本正則君）

私は議案第2号「専決処分の承認を求めることについて」ということで、賛成の立場で討論をいたします。

今日の社会情勢等を踏まえ、また人事院勧告等を踏まえ、その差が色々あることから、国全体がこういうふうになつていくということでございますので、そういうことを考慮すると、これは職員関係とも組合とも協議をした結果、この方向にいつているということですので理解しておりますので、この件については賛成としたいと思います。

○議長（並川和則君）

異議がありますので、起立によって採決いたします。議案第2号は、これを承認することに賛成の方はご起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（並川和則君）

起立多数。よって、議案第2号は承認することに決定いたしました。

次に、議案第3号「県央県南広域環境組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由について事務局の説明を求めます。事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

議案第3号「県央県南広域環境組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」につきまして、ご説明を申し上げます。

本案は、育児休業、介護休業等、育児または介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正の趣旨を踏まえ、構成市の改正状況を勘案し、組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正しようとするものでございます。

本日、配付いたしました議案第3号参考資料をご覧ください。

改正内容につきましては、3歳に満たない子のある職員が、当該子を養育するために時間外勤務の制限の請求をした場合には、当該職員の業務を処理するための措置を講じることが著しく困難である場合を除き、時間外勤務をさせてはならないとする時間外勤務の制限規定を新設するものでございます。

改正後の条例は、平成23年4月1日から施行するものでございます。

以上が条例の改正内容でございます。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（並川和則君）

これより議案第3号に対する質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。西田議員。

○4番（西田京子君）

この改正内容の中の3歳未満の子供を養育すると。その3歳未満という根拠をお尋ねいたします。

○総務課長（中村秀憲君）

議案第3号参考資料の1 改正趣旨にも書いておりますけれども、これは育児休業とか介護休業等、育児または介護を行う労働者の福祉に関する法律というものを根拠にして考えております。

○議長（並川和則君）

ほかにごございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（並川和則君）

なければ、これをもって質疑を終結し、討論に入ります。討論のある方どうぞ。

（「なし」の声あり）

○議長（並川和則君）

なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。議案第3号は、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（並川和則君）

異議なしと認めます。よって、議案第3号は原案どおり可決されました。

次に、議案第4号「県央県南広域環境組合余熱利用施設のんこの温水センターの指定管理者の指定について」を議題といたします。

提案理由について事務局の説明を求めます。事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

議案第4号「県央県南広域環境組合余熱利用施設のんこの温水センターの指定管理者の指定について」、ご説明を申し上げます。

本案は、余熱利用施設の現指定管理者に係る指定期間が本年3月31日に満了することに伴い、次期指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項及び県央県南広域環境組合余熱利用施設の設置及び管理に関する条例第7条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

資料によりご説明を申し上げたいと存じますので、あらかじめ送付しておりました議案第4号をご覧ください。

最初の指定管理者の募集に当たりましては、応募資格を県内に本社、支店または営業所等を有する法人、その他の団体とし、併せて指定管理料の上限額を年度額500万円と設定し、昨年9月に募集を行いました。結果として応募がございませんでした。そのため、11月に応募資格を九州内の団体に拡大するとともに、指定管理料の上限を1,000万円に変更をし、再募集を行いました。その結果、2団体からの応募がございました。

候補者の選定に当たりましては、応募者の提案内容等を総合的に評価する方式を採用し、組合事務局3名、構成市の廃棄物担当課長4名で構成する指定管理者選考委員会において、提案内容等の書類審査を行った後、本年1月に応募者に対してヒアリングを行いました。その後、各選定委員において、20の審査項目について、5段階の評価を行う総合審査を行いました。

審査項目及び評価については、本日お配りいたしました議案第4号参考資料をご覧ください。

指定管理者選考委員会審査結果明細表でございます。表の一番下の欄に記載しておりますとおり、株式会社協栄の評価合計が524点、応募者Bの評価合計が384点となっております。

委員別では、7名の委員すべてにおいて、株式会社協栄のほうが高い評価となっております。

項目別では、11番、指定管理料の縮減、及び12番、支出経費の縮減の2項目について、応募者Bのほうが高い評価となっておりますが、20の審査項目のうち17項目において、株式会社協栄の評価が高く、特に8番、9番、10番の施設の維持管理、衛生面の項目、また15番、16番の組織の

規模、財政規模、経営実績、管理能力などの項目が高い評価となっております。

以上のことから、各選定委員の評価点の合計が高かった株式会社協栄を指定管理者の候補者として選定するに至ったものでございます。

候補者の概要は、先にご覧いただきました議案第4号資料の4に記載しておりますが、現在の指定管理者でございます。今回で議決いただいた後、正式に指定管理者に指定し、協定を締結するものでございます。

以上で、議案第4号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（並川和則君）

これより議案第4号に対する質疑に入ります。質疑のある方どうぞ。牟田議員。

○6番（牟田 央君）

こののんのご温水センターの施設について、実はあの幸町にできておる温泉ができる前は、私はここに1週間ぐらいに一遍ぐらい来ていたんです。来て利用をしてみると、やっぱりサウナに入っている人たちの話を聞くと、水風呂が狭いとか、それからスチームのサウナがよくないとか、いわゆるこれ平成18年からしておるようですが、施設を利用者の意見を聞きながら、改善すべきところは改善しないと、利用者はいつも不満を持つわけなんですよ。今、議会でも名前が出ました伊佐早温泉というのは、もう男も女もあるし、それから会員になれば550円で、そして11枚で5,500円であるとかいうのがある。結局、よそとのいわゆる比較をして利用者は利用するわけですよ。それで、食堂も色んなところ行くと、やっぱりそこに温泉、風呂に入って、そして飲んだり食べたりして、そして1日過ごす。どこに行ってもそうだと思うんですが、やっぱり利用者のことを考えて、どうするということのももう考えなきゃいけないですね。一番最初、その施設は飲み食いができないというのがあったですね。それは諫早市内のその他の飲食の皆さん方の営業に差し支えるからというような話だったと思うんですが、ここに至ったら、1,000万円の限度で要するに指定管理者にすれば、もうよかというようなことではいかんというのが質問にも出てきていましたよね。だからやっぱり利用者側に立ってみたら、ああこういうぐあいにしたほうがいいなという意見を聞いて、改善する気持ちがあるかどうか、まず第1点質問します。

○施設課長（寺田集施君）

施設の改善についてでございますけれども、現在、指定管理を受けている協栄につきましても、アンケートをとったりして、皆さんの利用される方の

声を聞こうということで聞かれておまして、組合のほうとしても、色んな改善事項があれば、その辺のことは話をするようにしております。改善事項があれば、そういうことで改善していきたいというふうに考えております。

以上です。

○6番（牟田 央君）

改善事項があればという施設課長の答弁なんですが、じゃあ施設課長、1週間に一遍ぐらい行って、どこを改善すればよかろうかというようなこと、研究、当然してありますでしょうね。組合の職員は十何人もおるわけでしょう。そこに行って、風呂どん浴びながら、それから昼にアルコールとすれば、大体2、3回か、4、5回かアルコールがたっぷり抜けるぐらいに風呂に入って入って入ってですよ、汗を流して、決して飲酒運転がないように、それぞれ準備をして前もって来てするというぐあいに熱心さがない。そしてここにごみ処理建設資金の基金がまだ166万5,000円、これは平成16年に13億8,500万円で、あそこの施設、いわゆる10億円で造って、全部で合わせて13億8,500万円投じて造った施設ですよ。プールその他全部入れてですよ。そんなら、その後どういうぐあいで改善をしたかということなんです。ほとんど改善されていないんじゃないですか。だから貸す側もやっぱり手を入れてから貸さない。指定管理者の受けたところの努力を足らん足らんと言うのは簡単なことです。しかし、貸す側も施設の改善、改修を何でしないのというんです。どうなんですか。

○事務局長（金原憲昭君）

先ほどより施設課長が協栄のほうも来場者の方々へのアンケートをとりながら、必要な改善策を講じますという話をしておりますけれども、既に21年度、利用者のほうから、あの打たせ湯ございますね、ボタンを押してじゃっと出るところ、あそこに入るときに手すりがないとか、そういった幾つかの利用者からの意向を把握しては、当然、その経費については、組合と協議して、組合のほうが負担したんですけれども、幾つかの改善はやっております。全く利用者のご意向に耳を傾けないとか、そういったことはございません。ただ、今の牟田議員言われるように、水風呂のほうを広げるという話については、非常に大がかりなことになってくるんじゃないかと思っておりますので、その辺は検討させていただきたいというふうに思っております。

○6番（牟田 央君）

やっぱり環境組合の職員も伊佐早温泉に行ったり、本野の風呂に行ったり、大村の風呂に行ったり、色んな施設に行っていないと、よそをわからんでね、いかんと思えますよ。そしてからここを改善して、少しでも利用者が増えないと、先ほどの質問にあるように、諫早市だけの負担じゃなくて、よその負

担もお願いするという頭を持たないと、もちろん、条件つきで余熱利用施設は地元還元施設とは言いながら、お金は全体的に出すわけでしょう。だから、やっぱりそこら辺はあと最低10年間ぐらいは使わんばいかんわけですね。もしもこれを使わなかったら、要するに借入金を即返せというぐあいになるんですか、ならないんですか。

○事務局長（金原憲昭君）

当然、建設費の財源といたしては、起債と組合の一般財源を充てておりまして、途中で利用しないとなれば、繰上償還の条件として出てくるのではないかとこのように思っております。

また併せまして、先ほど組合の職員も本野とか、伊佐早温泉とかということでございますけれども、組合職員もこのんこの温水センターのほとんど会員に入っております、回数券持ちながら利用はしております。我々としても、やはりほかの施設を見ながら、いいところは取入れ、また改善していくような提案もしていきたいというふうに思っております。

○12番（永尾邦忠君）

島原市の長崎県の経営ですけれども、雲仙復興災害記念館がありまして、そこはあり方委員会だとか経営委員会だとかというのがあって、経営者と要するにどのように運営していった利益を出すかと、また、入場者を増やすかというふうな、そういう検討会議とかがあるんです。市長も入られますし、それから商工会議所の会頭さんとか、そのほか色々な知識人の方が入って、月1回か2回、私存じ上げませんが、そういうきちっとしたものを作り上げて、指定管理者のほうと話し合いをしているというふうな状況で、それが功を奏して、増えているのか減っているのか、それもわかりませんが、ただ、そういう努力というものはきちっとしなければいけない。それは指定管理を出すほうの責任だと思うんですけれども、そういう機関を作り上げることが可能かどうか、お聞かせください。

○事務局長（金原憲昭君）

そういう具体的な利用者を増やすための機関というのは、現在も持っておりますけれども、今のお話聞いて、参考にさせていただければと思います。ただ私どもとしましても、当然指定管理者に任せっきりじゃなくして、我々でできるような新規企画と申しますか、営業改善につながるような提案はさせていただいております。ただ、今年も諫早市とか子供会とか老人会とかのほうの提案もかなりさせていただいておりますし、過去においては、一昨年開館いたしました白木峰にこどもの城という子供が集まるところがございまして、年間十数万人の来場者というふうなところがございまして、そこそこネットワークを作れないとか、そういったものも話は折々し、併せま

して、例えば、先ほど冬場のプールの利用等もございましたけれども、やはり手をこまねいておってもお客さんは集まらないというふうなところもございますので、市の事業で健康づくり事業とか、そういったところとも連携をしながら、ぜひ今後、新しい指定管理者が決まり次第、具体的な協議をしながら、そういったものもとれていくような準備はいたしております。

○12番（永尾邦忠君）

結局、温泉施設だったら500円でいいかもしれないけど、沸かし湯だったら500円高いなとか、色々な意見が出ると思うんですよ。そういうことを参考にしていかない限りは全然先に進まない。トレーニングのコーナーもあります。ありますけれども、利用者がいない。余り僕は見かけたことがありません。そこにトレーナーを置いて、年齢とか血圧とかを見て、何分ぐらい歩いてお風呂入れればいいですよとかというアドバイスをするとかという、そういうチームを作るとかというアイデアが欲しいなというふうに、ぜひそういう協議会なりを作り上げて、運営がうまくいくように、還元できるようにですね、できれば島原とか雲仙とか南島原とかの人たちも気安く来れるような、年に1回、月に1回とかの、そういう体制も組めればなと思うんですが、いかがでしょう。

○事務局長（金原憲昭君）

今、おっしゃいますように、構成4市におきまして、色んな類似するような施設もございまして、そこを例えば、相互に連携できるような制度といたしますか、そういったものをつくれば、お客さんの増加と申しますか、増客につながっていくと思えますし、今のご意見、参考にさせていただきながら、今後の営業向上につなげていけるような、4市それぞれプラスの意味になってくるんじゃないかというふうに思えます。ありがとうございます。

○議長（並川和則君）

ほかにございますか。島田議員。

○2番（島田一徳君）

この会計の指定管理料という問題でちょっとお伺いしたいんですが、この指定管理料という位置づけがどの範囲なのかというのを私たちよくわからないですね。例えば、議案第5号の資料1に出ております施設利用料、自主事業、それから支出のほうは人件費かれこれと、こうなっているんですけれども、こういったものも含めた上で、指定管理というふうに読んでいいのか。私たちはそういうふうな認識なんですね。島原、あのほうでは。ところが、これでいきますと、議案4号資料のところ、指定管理料、年度額1,000万円なんていうのが上限とするとなっているものだから、何ねこれはという感じがするんですよ。これ事務処理上の問題にもっていくんだらうと思う

んだけれども、指定管理料というよりも、赤字が出たときの補填というふうな位置づけというふうな説明もちよろっとあったようですけども、そうしたら、委託料の補填費というふうな表現の仕方がいいんじゃないのかなと思うんだけれども、そのこのところどうなんですか、ちょっとわかりにくくてね。

それからもう1つお伺いしたいと思っているのは、同じ会計の問題なんですけど、こののんのこから離れて、この一般会計の中で、清掃費で処理されていますから、そっちのほうで伺ったほうがいいのかないかなとも思っていたんですけども、こののんのこを運営する上での管理事務費というのがございますよね。こののんのこの運営という意味で、そういう費目が立っているの、お伺いするんですが、この管理事務費というのは、どのような仕事内容なのか、ちょっと補足説明いただければありがたいなというふうに思っています。

それから、あと指定管理者委員会のところに出ておりましたけれども、いろんな条件とかが出されて、点数がついているんですけども、この前ちよろっとどなたかおっしゃったようですが、安全責任のとり方、テレビでやられて、いやうちはそんなところまで責任を負うごとはなっとらんとですばいということで、もめたという話がテレビなんかでよくやるんですね。そのこのところの位置づけというのは、指定管理者をする場合にどうなっておるのか。

○施設課長（寺田集施君）

まず第1点目の指定管理料についてでありますけれども、議案第5号の資料1ということで、収入支出の表がありますけれども、現在の指定管理は平成18年から今年までということになりますけれども、指定管理者が運営をする中で、例えば、組合と指定管理者で現在、協定を結んでおまして、その中で運営する中で、黒字が出た場合は、組合と指定管理者で2分の1ずつということの協定を結んでおります。それから、赤字が出た場合は、200万円までは指定管理者が負担するというので、200万円を超えた場合に、組合と指定管理者で折半をするというような、そういう協定を結んでいます。

今回、23年度から新たな指定管理の協定を結ぶわけですけども、一般質問の中でもご説明いたしましたけれども、組合のほうで赤字が続いているということがありますので、今回は1,000万円を上限とした指定管理料を出すということで、結局、収入の中にその指定管理料の1,000万円が入るということになろうかと考えております。

それから、質問の2点目ですけども、経費の内訳というか、そちらの収支表がありますけれども、運営をする中、指定管理者がのんのこ温水センターを運営していくわけですけども、その費用というのが、この収支表になるところであります。この中に指定管理料が今回入っているということになろうかと考えておりますけれども。

○管理者（宮本明雄君）

一般的に指定管理をする場合、施設の瑕疵とかなんとかがあった場合には、施設の設置者の責任ということになりますけれども、通常の管理の部分については、指定管理者が責任を持つということになりまして、その事故とかプールの話もありましたけれども、あの部分については、設置者の責任が大であると、確かなったと思いますけれども、そういう意味では、その事故の種類とか、どこで起こったかとか、そういうことでその責任の所在が違う。一般的な管理運営の部分については、指定管理者が協定に基づきまして、一般的な責任を負うということになろうというふうに思っております。

○2番（島田一徳君）

それはわかった。私が聞いているのは、議案第5号資料1というので、収支表が出ておるでしょう。4号なんだけど、これ関係があるから言っているわけです、わかりやすくと思って。こういった実際の仕事はこういう仕事をお願いするわけでしょう。こういう仕事をお願いして、赤字が出たら200万円をとりあえず最初出していただいて、まだ赤字が残ったら折半でやりますよと。こういう話なんでしょう。そうすると、それに対する指定管理というのは、この金額そのものが指定管理料というふうにみなされるんじゃないかと私聞いている。そうすると、それを補填するために、その飛んで悪いんだけど、6号のほうに記載されている1,000万円、この4号議案で出ている指定管理料1,000万円。これと混乱するよという話さい。もしそうだとすると、完全にさっき管理者が言われた建物の維持管理とか、そういったものは一般会計のほうで処理しますよという意味なんだろうというふうに思うんですけれども、私が聞いているのはその一般的な管理で23年度は1,667万2,000円ということ、これは後の話になるんですけれども、例えばで言っているんですよ。こういった管理の仕方の部分と、そこに同じところに指定管理料1,000万円というのが計上されているわけで、この1,000万円というのは、例えば、前のほうの4号議案のところの1,000万円を上限とすると、ここにはあえて書いているんだけど、これとの関係ですよ。これは補填をするための1,000万円なんでしょう。赤字を出した場合に、今までは200万円出たら、あなた200万円持ってくださいよと言っていたのを、1,000万円まで出さなくていいよということなんでしょう。違うの。200万円は200万円なの、やっぱり。

○総務課長（中村秀憲君）

今、平成22年度の、議案で申し上げますと、議案第5号には、管理運営費用清算という言葉を上掲、（発言する者あり）今、おっしゃいました23年度からは指定管理料という言葉を使っております。これは今年度までは

清算方式でございます。ですから、決算が出て、その結果、赤字が200万円以上の場合には、その超える分を折半しましょうという契約でございました。23年度からはもうあらかじめこちらで1,000万円差し上げましょうと、その中で管理をしてください。(発言する者あり)もちろん、向こうの入場料収入がございますので、今まで清算方式でしたのが、もうあらかじめお渡ししますというやり方に変わるということです。

以上でございます。

○議長(並川和則君)

島田議員、いいですか。町田議員。

○9番(町田康則君)

この利用度合いがどうも少ないということで、ここにはそういうふうなインストラクターみたいなのはいるんですか。

それともう1つは、マイクロバスを持っていらっしゃるみたいですけど、定期的にずっと1日のうちに2回ぐらい回ったりするというのがあるのかどうか。ということは、どういうことかといいますと、今、一番そういうのを利用されるのは、やっぱり年配の方なんです。年配の方で健康に気をつけていらっしゃる方は、そういう施設を利用して行きたいと思っいらっしゃるんですけど、なかなか足がないのが実情なんです。だから、足があって、小浜の場合は、全市内をかなり回っていますが、この場合は、かなり人口的に集中していますから、近くだけを回るだけでも、かなりの人たちが集まってくるのではないかなと思うんですが、そういうふうな努力ってされているのかなど。来られたときに、やっぱりそこにただ入って集めたというんじゃないなくて、プールの中を歩いたり、皆さんと一緒にインストラクターがおるだけで、一生懸命されるんですよ。それは健康にもつながるものですからね。そうすると、一人の人がこっちに一緒に行こうという感じで誘って利用者が増えるんじゃないかなど。固定的な人を増やすべきじゃないかなと思うんですが、そこら辺についてはどうなんですか。

○施設課長(寺田集施君)

まず第1点目のインストラクターの件ですけれども、現在、3名の水泳のインストラクターの資格を持った方が入っいらっしゃるって、指導をいただいているところであります。

それから、マイクロバスについてでありますけれども、現在は諫早の駅からこちらのセンターのほうまで一度来られて、それからまた駅のほうまで送って、それから再度こちらに迎えに来ていただくという、そういう1回半の運転をさせていただいております。

以上です。

○9番（町田康則君）

駅までじゃなくて、やっぱり人口の、特に高齢者の多いところ、そういうところに案内して、そこの地域を定期的に1日マイクロバスは空いているわけだから、回られるだけでもかなり違ってくると思うんですよ。そうすると、インストラクターも泳ぐのにインストラクターじゃなくて、健康で中を歩く、特に今、横田市長は、ちょっと足を痛めていらっしゃるんですけど、そういうふうには本当に足を痛めて、ひざとかですね、痛い方はプールの中を歩くだけでも自分の負荷が全然違ってきますので、そして筋肉がついてきますから、そういう方はものすごく喜ばれるんですね。ですから、そういう人たちに向けたのを、ただ夏休みは子供たちでいいでしょうけど、普通のときは子供たちも若い人も学校や仕事に出ているから、それはなかなか行きませんよ。だから、きちっとしたのをやはりこちらからそこら辺をもっと強力にするべきだなということと、私、今日昼間、ここで弁当食べませんでした。食べなくて行ってきました。こちらの2階にですね。定食が550円であったんですけど、食べまして、そんなに悪くないですよ。野菜炒めとスパゲッティのサラダと、それから海鮮餃子と、それから味噌汁と御飯とあって。ですから、何で皆さん方、一分で行くじゃないですか。そしてもっと利用されて、皆さん方もこの職員の人たちもやっぱり利用されて、そして気づいたところは色々言ってもらって、それぐらいされたほうが、そういうふうな指導を局長あたりもされるべきじゃないかなと思うんですけども、どうですか。

○事務局長（金原憲昭君）

1点目のバスの関係でございますけれども、ピストンで定期路線を走るというのもございますし、先ほども申しましたように、各老人会に出向いて行って、無料案内券あたりも差し上げながら、その老人会では、皆さんが何かお集まりになりますと、お迎えに上がります。また、送り届けますというPRもやっております。

定食ですけども、私、大半が愛妻弁当を持ってきておりまして、そうお世話になることないんですけども、ただ、よくあそこ利用します。行った際は、やはりちょこっと軽食も出ますし、時々いただくこともございまして、特に今、おっしゃるように、味はいいというふうに思います。使えるときは大いに使っております。

以上です。

○8番（上田 篤君）

指定管理料の1,000万円なんですけど、大体変更するということはわかったんですけども、さっき聞いたら、最初から500万円にしていたら応募がなかったと。それで一挙に1,000万円に上げたということですよ。

非常に気前がよくて驚いたんですけれども、その1,000万円とした根拠ですね、何かあるんでしょうか。

それと、今、現在のこの基本協定書、これも変えるということを言われましてけれども、それはこれが通ったら、新たに変えるということですか。どこをどんなに変えるのか、それもお願いします。変える予定なのか。

○施設課長（寺田集施君）

まず第1点目の1,000万円の根拠ですけれども、一般質問の中でも答弁いたしましたけれども、平成20年度を基準にいたしまして、23年度から5年間で収入が減っていくであろうという、その金額を推計して、5年間で5,000万円ということで、これを5等分して1,000万円ということで割り出した数字でございます。

○議長（並川和則君）

上田議員、いいですか。

○8番（上田 篤君）

単に、5,000万円を5で割って1,000万円ではわかりません。

○施設課長（寺田集施君）

20年度を基本といたしまして、23年度から入場者数が、例えば、先ほども話が出ましたけれども、諫早市の幸町のほうに施設もできております。その辺の影響も考慮したところで、入場者が5%ずつ減っていくというのを、まず基準として、それで割り出した数字を5年間で5,000万円ということで、1,000万円の指定管理料ということで考えたところでございます。限度額が1,000万円ということであります。

それから、協定書につきましては、現在のところ、この指定管理料を含んでおりませんので、新たな協定書につきましては、指定管理料を含んだところで協定を結ぶ、今回議決をいただければ、そういう協定を結ぶということと考えております。

以上です。

○8番（上田 篤君）

毎年利用者が5%ずつ減っていくというふうな考え方でいいんですかね。人口減だったら、なかなか難しいとはわかるんですけれども、商売と考えれば、初めから、そしたら消滅してしまいますよね、あと10年たったらですね。ちょっとやっぱり基本的な考え方が違うんじゃないかと思うんですけれども、どうですか。

○事務局長（金原憲昭君）

そのままいけば、当然、お客さんというのはだんだん減ってきている。それはほかの施設と比較しても、大体こういうところでございます。ただ、

一方、我々の努力はどこにしていくなか、指定管理者はどのようにお客さんを増やしていくなかという話もございまして、先ほどもちょっと一般質問の折にも触れましたように、指定管理者といたしましても、毎週火曜日、休みだったのを第2火曜日は開けるようにします。時折は時間も利用者の希望に応じて、延長しましょうというふうな対策をしながら、やっぱりお客さんが減らないような努力をなされております。一部今までの会員登録料ですね、そういったものも、もう既に見直されながら、何とか今、現在、去年が9万8,000人の利用者、今年は10万を超えるんじゃないかというふうな状況はあります。お客さんの数だけ見た場合。ところが、火曜日開ければ、それだけ経費は嵩んでいきます。当然、お客様がそこで使っていただくお金、客単価と申しますが、そういったものもやっぱり抑える必要があるんですけども、いわゆるお客さん増えましたけれども、客単価はがたん落ちていきます。そういった意味で、お客さん増やす方法で単価を抑えればいいけれども、抑えた結果、なかなか売り上げが伸びないということからすれば、非常に厳しい状況が予想されます。したがって、これはあくまで先ほど申しますように、1,000万円の上限というふうな運用が前提です。上限、ですから、非常に好転した場合は協議をしながら、その指定管理料というのは相談できる場所がございますので。ただ、このままいった場合、非常に厳しいねという中で、先ほど施設課長が申しましたように、5年の減収見込みが若干減るということ想定した場合は、5,000万円でございますので、じゃあ5年で割って1,000万円を上限として提案をさせていただいたというところなんです。

○8番（上田 篤君）

今の説明であれば、毎年5%ずつ減っていくんじゃないかと、22年度よりも5%ぐらい減を見込んでいると。翌年も22年度よりも5%ぐらいの減を見込んでいるということですね。毎年5%、また5%減っていくというあれじゃないんでしょう。なんか最初そういうふうな話でしたけど、そうじゃないんですね。

それと、1,000万円が上限であって、その都度その都度協議して決めるんだと今、言われましたけれども、そうなんですか。毎年、変わってくるわけですね。

○事務局長（金原憲昭君）

1,000万円を基本としますが、やはり経営状況が非常によくなった場合は、その中に当然組合として1,000万円を減らしていただくようなことは協議していきます。

○議長（並川和則君）

ほかに。柴田議員。

○10番（柴田安宣君）

先ほど町田議員が言われよったことと全く同じ考え持っておるんですけども、今、答弁の中で、インストラクターは水泳に関するインストラクターということ、3名入られているというふうな話だったんですけども、プールの利用者が3割ぐらいで、風呂が7割だと。私も時々、そこののんのこ温水センター行ったことないんですけども、月の丘という飯盛の方の温泉にたまに行くんですけども、あそこの利用者を見てみますと、非常にプールと温泉と両方合わせて健康管理をされているというふうなことで、独特な歩き方で水の中を歩きながら、泳ぐ人ほとんどいないんですね。それが非常に時間帯的には全部は見ておりませんが、非常に効率のいい運営をされているというふうなことを解釈すれば、これを迎えに行き送っていったということだけじゃなくして、そこに健康管理を含めた温泉、お湯の利用を、やっぱり足の痛い人が何人もおるわけですけども、肥満の人が特に多いというふうなことで僕らも気にしているんですけども、そういうことが、お湯の中で歩くことによって、比重が軽くなって運動が楽になるということで、健康管理にも泳ぐだけじゃなくて、プールの利用をすれば、健康にも非常に温めた上で動かすということで、筋肉疲労等も和らいでくるというふうなこともあるわけですから、インストラクターを利用するならば、そういう方面を活かしたようなインストラクターも入れるべきじゃないか。そして健康管理をアピールするようなことを訴えていかんと、毎年5%減るようなことで、今年は減ってきたと。幸町の方で温泉センターができたと聞いておりますけれども、本野の方にもできているし、いい活動をされておりますから、こののんのこ温水センターとすれば、強力な改革をしながら、その利用度を上げる努力をされないことには、なかなか思わしく運営ができないだろうと思うものですから、そういう方向でやってもらうというふうなことで、改革をする考えはあるんですかね。

○施設課長（寺田集施君）

議員から提案、色々いただいておりますけれども、そういうことで、指定管理者のほうとも、その辺十分協議をしながら、利用が増えていくように考えていきたいと考えております。

以上です。

○10番（柴田安宣君）

何にしてもそのライバルが出てくるというふうなことですが、この施設は地域の皆さん方がごみ焼却場の建設に協力したことで造ったんです。それはそれでいいんです。ただ、それは造った以上は、やっぱり地域の恩恵にあず

かるようなことを奨励をしながら、そしてなおかつ運営をする組合としても、余り赤字が出ないような形、そして将来的にも活かすようなことをしないと、無駄な投資に終わる可能性があるわけですから、やはりこういう状況の中では、改革するとか、例えば、サウナがどうだと、今、牟田議員のほうからも言われておったですけれども、利用者が喜ぶような施設に改革をすると、多方面で活かすような改革をするということを前提に、今後前向きに捉えていかんと、逃げ残しでだめだと思いうんですよ。投資したのは半端な金じゃないわけですから。そして地域に還元をしていくということの精神を生かしていくなら、そういう方向性でやるべきだと思いうんですけれども、いかがですか。

○事務局長（金原憲昭君）

柴田議員のおっしゃるとおりでございまして、我々としても、やはり今の言葉を胸におさめて、指定管理者とともに取り組んでいきたいというふうに思っております。

○7番（松本正則君）

この指定管理料を約500万円ぐらい上げたんですけど、ひとつ気になるのが、前回の指定管理をしてきたときに、収支のチェック機能といいましょうか、その辺が無駄がなかったのかどうなのかというのの判断が今後やっぱり色々な形で問われる部分が出ようかと思えます。そういうのはどうされていくのかということと、次は新しく1,000万円になりました。なって、今後またやっていく中で、妥当性の管理費という部分を今後どうしていくのかというのを考え方をどうされているのかを聞きたい。

○施設課長（寺田集施君）

収支のチェックでございまして、これにつきましては、毎月収入の各明細と、それから支出の額について提出を受けて、それをチェックいたしております。今後も新たな23年度からの指定管理運営についても、同じような形でチェックをしていくということで考えております。

以上です。

○7番（松本正則君）

数字のチェックじゃなくて、妥当性という意味合いのチェックのやり方が非常に難しいことであって、向こうから言われたことの数字のチェックはできますが、その妥当性、これは当然だとか、無駄がないとか、そういうやっぱりチェックも今後は必要なものになろうかと思えます。そういった意味では、職員の皆様だけでできるのかどうかわかりませんが、今後はそうしていかないと、指定管理をやった金額が減らされれば、次もまたどんどん人数減って、また赤字になってと、いろいろなものが生じるかもしれないので、そういった意味で、どうされるのかというのをちょっと聞きたかった。

○施設課長（寺田集施君）

議員、今、おっしゃられたように、妥当性のチェックということも含めたところで考えていきたいと考えております。

以上です。

○議長（並川和則君）

ほかにございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（並川和則君）

ほかになければ、これをもって質疑を終結し、討論に入ります。討論のある方、どうぞ。上田議員。反対討論ですかね。どうぞ。

○8番（上田 篤君）

私はこの議案について、反対の立場から討論を行います。

私は次の3点に疑問がありますので、反対いたします。

1つは、この業者の適格性ですね、5年間運営してきたわけですが、年々赤字を拡大していると。本当にこれで大丈夫なのかという疑問があります。

もう1つは、指定管理者の選考過程で、先ほど説明で、13の業者が現地説明会に来たけれども、最終的には2つしか残らなかったと。そこが何でこのご時世で1,000万円もくれるのに残らなかったのかと、よくわかりません。

それと、最初から5%減を見込んで1,000万円の予算措置を作ると。これを色々努力します、こうします、ああしますと言う割には余りにも消極的じゃないかと思えます。

以上のような理由から反対いたします。

○議長（並川和則君）

ほかに討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（並川和則君）

異議がありますので、起立によって採決いたします。議案第4号は原案どおり可決することに賛成の方のご起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（並川和則君）

起立多数。よって、議案第4号は原案どおり可決されました。

しばらく休憩します。

（午後6時02分 休憩）

（午後6時15分 再開）

○議長（並川和則君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第5号「平成22年度県央県南広域環境組合一般会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

提案理由について、事務局の説明を求めます。事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

議案第5号「平成22年度県央県南広域環境組合一般会計補正予算（第2号）」についてご説明申し上げます。

今回の補正は、第1条に記載しておりますとおり、歳入歳出それぞれ600万円を追加して、歳入歳出予算の総額をそれぞれ30億9,908万5,000円とするものでございます。昨年同期の歳入歳出予算それぞれ31億7,515万9,000円と比較いたしますと、7,607万4,000円、2.4%の減となります。

補正の内容でございますが、余熱利用施設に係る管理運営費用精算のため、委託料として600万円を支出しようとするものでございます。

内容につきまして資料でご説明申し上げますので、議案と同時にお送りした議案第5号資料をご覧ください。

まず、2枚目の議案第5号資料2をご覧ください。

議案第5号資料2でございます。余熱利用施設の管理運営に関し、指定管理者と組合が交わした基本協定書でございます。

2ページ中ほどをご覧ください。

第7条でございます。その第7条に定めますとおり、管理運営費につきましては各年度ごとに精算するとしており、黒字の場合は、その50%に相当する額を組合に納付し、逆に赤字の場合は、200万円までは指定管理者の負担、それを超える額は折半すると定めております。平成22年度においては赤字が見込まれることから、補正をお願いすることになったものでございます。

次に、議案第5号資料1をご覧ください。

今年度の収支見込みでございます。左の収入の表の決算見込みの合計は5,550万7,566円でございます。これに対して右の支出の表の決算見込みの合計は6,893万6,068円でございます。差し引きで約1,342万円の赤字が見込まれております。赤字見込み額から200万円を差し引き、2分の1をいたしますと、組合負担額が約571万円になる見込みでございますが、今後の変動も考えられますことから、概算で600万円をお願いするものでございます。

赤字となった原因でございますが、先ほど事業報告でも申し上げましたが、

利用者数は昨年度と比べ若干増加しているものの、収入は減となっております。指定管理期間が満了することもあるとあって、残った回数券消化のための利用が増加したこと等による収入が減となるとともに、従業員の時給を引き上げたことに伴う支出が増となったことによるものなどでございます。

指定管理者は、利用者の確保と付加価値の向上のため、組合とも協議の上、新たにトレーニングコーナーを設置するなどの努力をしてみましたが、収益は期待するほど伸びていない状況でございます。今後においてもできるだけ赤字を減らすことができるように、組合と指定管理者が一体となって運営の努力をしてみたいと考えております。

なお、支払い額は3月末に1年間の収支が確定しました段階で最終的に決定することになります。

最後になりましたが、財源につきましては繰越金を充当するものでございます。

以上で議案第5号「平成22年度県央県南広域環境組合一般会計補正予算(第2号)」につきまして、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（並川和則君）

これより議案第5号に対する質疑に入ります。質疑の際にはページ数をお示しく下さい。島田議員。

○2番（島田一徳君）

先ほどから話題にしておりました議案第5号資料1のところをちょっとお願いします。

この中で光熱水費というのがありまして、決算見込みで1,218万4,670円ですか、これは何か前任者の質問で水代のというふうに言われたようですが、この水代というのは返還がされるんでしょうか、されないんでしょうか、そのまんまなんですか。どうなんですか。それが1つですね。

それからもう1つは、この場合は23年度からまた変わるということなんですけれども、ちょっと参考までに聞いておきたいんですが、この収支の内訳書というのが、23年度になるとこれはころっと変わってしまうのかなのか、これが1つですね。

それからもう1つは、協力団体とかという言葉が確かあったと思うんですけども、例えば協栄さんと協力してやっていくとかという、そういう何かあったんですね。ああいうのの扱いというのはどうなるんでしょうか。そのまんま生きているんでしょうか、それとも協栄さんがどこかとまた協力関係を結ぶというふうになるんでしょうか。

○事務局長（金原憲昭君）

協力団体のほうでございますけれども、これまで18年から協栄が指定管理者になった段階で、もう1社、ウェルファスというふうな会社と協力関係を結びまして一緒に運営をしておりましたけれども、今回、23年度以降については、それは想定いたしておりません。

それと、光熱水費ですか、この件につきましては水道代でございます。電気につきましては、ここで発電した電気をそのまま持っておりますので、それを使っております。これはほとんど上水代でございます、これにつきましては、メーターは組合と一緒にございまして、組合のほうで子メーターをつけております。だから、組合が一応水道料金として市のほうにお支払いした上で、その子メーターに基づいた分を協栄に求めて、その支払い料金がここで精算されているというところでございます。若干増えていますのは、先ほど申しますように、これまで休みの予定の日にかけてみたり、時間延長してみたり、そういったところで水道使用料が伸びている状況でございます。

○施設課長（寺田集施君）

2番目の収支の件ですけれども、これについて基本的には変わるところはありません。先ほど説明いたしましたように、収入の中に指定管理料が入ってくるということが変わろうかと考えております。

以上です。

○議長（並川和則君）

ほかにごございますか。どうぞ、島田議員。

○2番（島田一徳君）

この1,000万円でわかったようなわからんような話があったんだけど、この1,000万円というのは指定管理料というふうになっているんで、この収支内訳書の中に入るべきではないのかなという感じがするんだけど、そこんところの扱いというのはどげんなるとですか。全然別のところからぼんとやって、これには全然出てこないというふうに（「これは22年」と呼ぶ者あり）だから、23年度以降の話は参考までに聞かせてくれと言いたと。

○事務局長（金原憲昭君）

当然収入のほうには指定管理料という項目を新たに入れて、1,000万円という数字が出てまいります。

○議長（並川和則君）

ほかにごございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（並川和則君）

なければ、これをもって質疑を終結し、討論に入ります。討論のある方ど

うぞ。

(「なし」の声あり)

○議長（並川和則君）

異議なしと認めます。よって、議案第5号は原案どおり可決されました。

次に、議案第6号「平成23年度県央県南広域環境組合一般会計予算」を議題といたします。

提案理由について、事務局の説明を求めます。事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

議案第6号「平成23年度県央県南広域環境組合一般会計予算」についてご説明を申し上げます。

まず、1ページでございます。

第1条に記載しておりますとおり、予算の総額を歳入歳出それぞれ30億1,193万4,000円にしようとするものでございます。

第2条の債務負担行為につきましては、後ほど資料でご説明を申し上げます。

第3条は、同一款内における各項間の流用について定めたものでございます。

予算の概要につきましては、議案と同時にお送りいたしました一般会計当初予算の概要を用いましてご説明を申し上げます。よろしいでしょうか。

その1ページをお開きいただきます。

平成23年度当初予算総額30億1,193万4,000円を前年度と比較いたしますと、7,915万1,000円、2.6%の減となりました。

予算編成の考え方は、2に記載しているとおりでございます。

2ページをお願いいたします。

歳入でございますが、費目ごとに前年度との比較をいたしております。そのうち主なものにつきましてご説明を申し上げます。

1款は構成市からの分担金でございます。予算額25億円で、前年度と同額でございます。

構成市ごとの明細は、予算書31ページに記載をいたしております。歳入構造で申しますと83%を占めております。

次に、2款のうち、2項手数料でございます。予算額1億7,800万円で、前年度より450万円の増を見込み計上いたしております。これまでの実績を踏まえ、事業系持ち込みごみ量が若干増加すると見込んだものでございます。

4款財産収入は、基金総額の減少に伴う預金利子の減でございます。基金につきましては、後ほどご説明を申し上げます。

5 款繰入金は、財政調整基金を取り崩して財源に充当することによる増となっており、6 款繰越金は、財源充当する繰越金見込み額の減で、5 款繰入金と相関関係にあります。

7 款諸収入でございます。余熱利用施設指定管理者から納付される水道料金や副産物売払手数料が含まれます。

続きまして、3 ページをお願いいたします。

歳出につきまして、前年度と比較しながらご説明を申し上げます。

1 款議会費につきまして150 万円ほどの増でございます。これは特別委員会の活動費といたしまして、講演会、視察等の研修経費を見込み計上したものでございます。

2 款総務費でございます。1 項総務管理費につきましては約1,100 万円の減となりました。主な要因は、職員1 名減に伴う人件費が約900 万円の減、契約実績を踏まえた各種業務委託料が約160 万円の減でございます。

3 款衛生費につきましては約6,800 万円の減となりました。

まず、3 款1 項1 目クリーンセンター費は約5,400 万円の減でございます。減の主な内容は、前年度実績を踏まえた用役費が約4,400 万円、各種委託業務のうち事業完了したものもあり、約1,100 万円の減でございます。

次に、1 項2 目リレーセンター費でございます。前年度と比較して2,500 万円の減となっております。主な内訳は、各種委託業務が実績等を踏まえ約1,900 万円の減、職員1 名減に伴う人件費が約700 万円の減でございます。

1 項3 目余熱利用施設費につきましては約1,100 万円の増となりました。これは議案4 号でもご説明申し上げましたが、指定管理料1,000 万円を当初予算に計上したことによるものでございます。

4 款公債費は総額で約150 万円の減となっております。後ほど改めてご説明を申し上げます。

予備費は、前年度と増減はございません。

4 ページをお開きください。

4 ページは、当初予算を目的別で比較したグラフでございます。

5 ページをお願いいたします。

④は、3 款1 項1 目の用役費につきまして、それぞれ使用料見込みと予算措置額について、前年度と比較した表でございます。実績を勘案して、LNG、電気、水道のいずれについても前年度より減と見積もったところでございます。

⑤は人件費でございます。前年度より職員数が2 名減となったことを主な

要因として、前年度より約1,500万円の減となったところでございます。その明細は、次の6ページに記載いたしております。

なお、予算書は32ページから37ページに人件費の明細を載せておりますので、後ほどご参照ください。

7ページをお願いいたします。

債務負担行為の内容でございます。予算書では6ページになっております。(発言する者あり)資料です。7ページをお開きください。債務負担行為の内容でございます。予算書では6ページとなっております。

債務負担行為として5件をお願いいたしております。このうち、一般廃棄物等搬送業務から西部リレーセンター運転管理業務まで、前年度まで設定したのについて引き続きお願いするもので、それぞれ3年契約を予定しており、そのうち、平成24年度から平成25年度までについて債務負担行為を設定するものでございます。

余熱利用施設指定管理料につきましては、今回、新たにお願いするものでございまして、議案第4号でもご説明しましたとおり、年1,000万円の指定管理料で5年契約を予定しているため、平成24年度から平成27年度までの4年分について債務負担行為を行うものでございます。

なお、業務内容及び施設の概要につきましては、それぞれ説明欄に記載しているとおりでございます。また引き続きお願いするものにつきましては、従前の設定期間及び設定額を括弧書きで載せております。

8ページをお願いいたします。

6は基金の状況でございます。組合では3つの基金がございまして、今のところ、平成22年度末では合計で約1億7,000万円の見込みでございます。平成23年度当初予算で財政調整基金を8,900万円取り崩すこととしているため、同年度末には合計で約8,200万円の基金残高を見込んでおります。

7は地方債の状況でございます。組合が借り入れた地方債の内訳は①の表のとおりでございます。

9ページをお願いいたします。

②は公債費の推移でございます。償還条件が元利均等償還であることから、元金が増え、利子は減少いたしますが、今後数年はほぼ今年度の13億5,000万円程度で推移する予定でございます。

また、参考までに年度末地方債残高の推移につきましても、③にグラフとして記載をいたしております。

なお、最後になりましたが、事務改善の一環として、平成23年度予算から財務会計システムを利用して予算編成から決算までを行うことといたして

おります。そのこともあって、予算書21ページからの歳出事項別明細の説明の欄の表記が前年までと異なっております。

そこで、それぞれの事業内容について、前年度の予算措置額と比較したものを作成し、本日、議案第6号参考資料として配付させていただきました。参考にさせていただければと存じます。

以上で議案第6号「平成23年度県央県南広域環境組合一般会計予算」の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（並川和則君）

これより議案第6号に対する質疑に入ります。

質疑は歳入と歳出を区分して行います。

なお、質疑の際にはページ数をお示してください。

まずは、歳入に対する質疑に入ります。牟田議員。

○6番（牟田 央君）

この歳入でね、財政調整基金が8,900万円使うわけですね。そうすると、今度は残高は23年度は69万5,000円ぐらいしか残らんわけですよ。財政調整基金というのは、平成20年に4億6,000万円積み立てがあり、それで、21年は3億4,000万円、22年は1億4,000万円、23年は8,900万円というぐあいにどんどん取り崩して、あと残りは23年度末は69万5,000円にしか残らんということになるわけですね。こんなどんどんどんどん取り崩していいんですかということをお尋ねしますから、管理者答えてください。

○管理者（宮本明雄君）

財政調整基金が減少しているというようなことで、この基金の中でも色々な3種類の基金があるようございまして、組合用地の取得基金というのが8,000万円ほどございすけれども、これが必要なのかとか、ほかの基金につきましては、処理施設についてはそれほどないということございまして、財調の基金というのは69万円ほどしか残らないというようなことございす。ほとんどの財源を分担金に頼っており、ここの取扱手数料等では、全体の金額からすると1億7,000万円ぐらいしか取扱手数料というのはございせんので、ほとんどが分担金とこの財調ということございす。

これから起債というのは今の水準で推移していくということになります。もうこういうことになると、何と申しますか、突発的な支出というのが出てくると、補正予算を組んで、その財源をまた分担金でというようなことにならないように努力をしていきたいと思っておりますけれども、その部分については不透明ということもございす。裁判も抱えておりますので、そういう

部分では弁護士さんの手数料がどれくらいになるかとか、そういう報酬の問題とか、そういうことも論議をして、これで大丈夫かと私も言いましたけれども、今の段階ではそのようなことで、そういうときには補正をお願いするかもしれないというようなことでございます。

以上です。

○6番（牟田 央君）

これはもう過ぐる議会で財政調整基金をどんどんどんどん取り崩してね、使うてしもうてよかとかというのは私は昨年も言ったはずですね。8月にも言ったはずなんですよ。

今、管理者は、用地取得基金も7,963万1,000円ありますので、これはもうほかに回せるような金だと思いますというような考え方をお持ちかどうかわかりませんが、それはだめなんですよ。基金は目的に沿って使わないといけないと常々諫早市長は諫早市で言いよることでしょうが。だから、県央県南広域環境組合に来たからちゅうて、ぐらっと人格が変わったらいかんですよ、はっきり言ったら。無責任になっちゃいかん、はっきり言ったら。

だから、次に用地取得基金が7,963万1,000円ありますが、ここで言っていていいかどうかわからんけれども、この金をどうするんですかというのが次の問題なんですよ。どうなんですか。

○管理者（宮本明雄君）

私もこの予算を組むときにそういう話をいたしました。おっしゃるとおり、基金というのは目的がございまして、その目的に沿って基金が造成され、そしてそれを使用していくというようなことになります。

こういう用地の取得基金がまだ必要なのかということですが、この周り、ほとんど購入ができた部分もございまして、まだ未購入の部分もある。買い取りを昔お願いした経過もあってというようなことで聞きました。もちろん基金を壊してということになりますれば、もうここ丸6年になろうとしている施設でございまして、今、特別用地を新たに購入する必要があるのかということもございまして、当然ながら基金をほかの一般会計に取り入れるということになりますと、当然ながら基金の廃止条例とか、そういうものも必要になりますし、予算措置も必要になるということで、論議はいたしましたけれども、ああ、そういうことならばやむを得んかということで、こういう予算計上の仕方をさせていただいているというところでございます。

○6番（牟田 央君）

基金最後にしますけどね、色んな反対があつてね、それから、タマネギを植えておる人はね、もうこれ売らないんですよ。ただ、見ると、もう放置

していらっしゃる方は、過去の経緯は色々あろうが、売ってくださいませんかと、元の値段でいいですからと、多分元の値段は少し高かったはずですが。しかし、隣の人がね、坪幾らで売ったのを、こういうご時世だから、半分ぐらいになっても、もうそんなら売らんということじゃなくてね、やっぱりそのときの値段でね、いわゆる虫食い状態を解消するということですね、やっぱり求めることも考えていいかなと。どうしても売らんということであればね、その次の段階としてどうするかということを考えてもらいたいということなんです。そこら辺の考え方はどうですかということです。

○管理者（宮本明雄君）

私もそのように思っております、もう6年、用地買収に入ってからもう8年、9年になるんじゃないかと思えますけれども、そのお考えが変わって、その途中で1カ所だけ購入できたものが確かあったはずなんですけれども、そういうものの手当てのために用地基金を持っているというようなことをございまして、もう年数も随分たちましたけれども、これでもうあきらめなきゃいけないというような判断ができる時期になりましたら、その基金の廃止条例を出させていただくということになるというふうに思っておりますので、それまでもう少しお時間をお貸しいただきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（並川和則君）

ほかにございますか。上田議員。

○8番（上田 篤君）

この議案第6号資料では6ページです。

職員数のことなんです、22年度と比べて23年度は20から18に減りますね。これは、これまでずっと20できていて、減っても仕事に支障はないんですか。どういう部署が減るんでしょうか。

○管理者（宮本明雄君）

職員数の推移ということでございますけれども、ようやく非常に途中で増強をしたというか、人員を増した時期がございました。それは、この経過を見ていただければおわかりだと思えますけれども、なかなかごみの処理ができない時期ということで、今、用役費はご存じのとおり予定どおりには、いっておりませんが、燃焼自体は予定どおりされていると。ごみの量が足りないぐらいに休止をするような形でされているということもあって、人件費の削減にも、要するに、人件費も各市の負担ということになりますから、その辺で考えさせていただいて、このような結果になっているというようなことでございます。

以上です。

○議長（並川和則君）

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（並川和則君）

それでは、次に歳出に対する質疑に入ります。牟田議員。

○6番（牟田 央君）

明確にね、市の職員が予算をとってこれからのいわゆるごみ処理ということ、いわゆる焼却炉の、私の一般質問でもしたように、10年後どうなるのかというのを含めながらね、今、市長の最初の話で、幾らか予算を計上して研究をしたいというような話だったんですが、議員も一緒にね、研究せんばいかんということで、議員の予算はわかるんですよ。職員の予算は幾らぐらいとってあるのかなど。そうだからね、これ根本的なものから研究していかないとね、基礎的な研究からいかないといかん。かといって予算が少なければね、十分な、私は予算はある程度の構えだから、ある程度の予算をとってもいいと。しかし、節約はせんばいかんというような立場なんですよ。幾ら予算が組んであって、何ページに書いてあるかわからんからあえて言っているんですよ。何をしたいのか、そこら辺を説明してください。

○総務課長（中村秀憲君）

予算で申しますと22ページでございます。

2款1項1目一般管理費の中に含まれておりますけれども、来年度職員のいわゆる調査研究費として今、予定しておりますのは30万円でございます。来年度とにかく情報収集が主になるかなんかということで考えておまして、その後具体的な手順といいますか、道順を考えていかなければいけないと考えておりますので、とりあえずは情報収集のための旅費で30万円計上しております。

以上です。

○6番（牟田 央君）

情報収集のための旅費という話やったですね。ということは、職員がどこかに行くと、施設を見に行くと、日本で一番最高と言われるような施設を見に行くと、どういう方式でやっておるのかと、お金がどのぐらい掛っているのかと、これをどんな職員が苦勞しておるか、それで、議員をどんだけ説得しよるのかと、色んな情報を収集に行くわけですよ。だから、失敗をしたところにね、失敗をしたところを目当てにまず1つは研修に行ってください。うまくいったところはね、本当うまくいっていないのにうまくいったというぐあいにね、ごまかす可能性がある。それは、本当はうまくいったとこ

ろを1カ所、最もうまくいかないところを1カ所というぐあいにはね、比較対照しながら、それはして貰ってほしい。いいところばかり聞いたってね、ろくなことはないんですよ。かといって非常に悪いところばかり行ってもどうしようもない。よかですか。そこら辺を2つの場所なり何なりを、いわゆる実際行って見て、どうなっておるのかと。

それから、今、いわゆる焼却灰というのでも再利用をされておる場所もある。いわゆるかつては埋立地を設けなければならないところで、ストーカー方式のいわゆる何ていうか、飛灰方式のどうのこうのというのは頑から否定されてきましたが、私たちがいわゆる視察に行ったところは、埋め立ての処分場もかなり広くあけながら再利用ができておるといふところも現実に見てきましたので、それから、もっとうまくいっていないところはね、まだいっぱいあるんですよ。そこら辺も十分に踏まえながら研修をしていくということかどうか、そこら辺ちょっと述べてください。

○総務課長（中村秀憲君）

今、議員がおっしゃったようなことも含めて、研修先は考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（並川和則君）

ほかにございませんか。島田議員。

○2番（島田一徳君）

25ページをお願いします。

天然ガス2億6,800万円、それから、電気代2億3,200万円と、こういった数字が予定されているようですが、大体どんくらいぐらいの、前年比でね、どういうふうな関係になるのかというのが1つ。

それから、その下のほうに副産物資源化管理業務、これは大体どんくらいぐらいい見積もっておられるのか。前年に比べてみた場合に、どういうふうな位置づけ、取り組みをしようとしておられるのか。

それから、27ページ、余熱利用施設費なんです、管理事務費というのがございます。1,667万1,000円、これは大体どういった仕事なのか、ちょっとご説明いただければと思います。

○総務課長（中村秀憲君）

お答えします。

まず、用役費の関係のことをございますけれども、議案と一緒に送りました議案第6号資料、一般会計当初予算の概要というものでございますけれども、その5ページをご覧いただきたいと思ひます。

燃料費としてLNG、それから、光熱水費として電気代、水道代がござい

ますけれども、それぞれ22年度と23年度の比較を行っているところでございます。色をつけているところが使用量の見込みでございます。LNGで申し上げますと、22年度は3,600tを見込んでいたのが、23年度は3,300tということで、300t、率にして8.3%の減と。それに伴いまして予算措置額は2億9,736万円から2億6,838万円と、2,898万円で、率にしますと9.7%の減ということでこのような見積もりで予算を計上しておるところでございます。

続きまして、副産物資源化管理業務ですけれども、額は個別に具体的に申し上げますのはちょっと控えさせていただくんですけれども、(発言する者あり) ああ、そうですか。はい、わかりました。はい、じゃ申し上げます。

22年度の当初予算が1,750万円ぐらいでございました。23年度は1,656万円程度見込んでおります。

それから、27ページの管理事務費のところでございますね。27ページの管理事務費でございますけれども、そのうち1,354万7,000円、財源のその他のところに1,354万7,000円という数字が書いてあると思いますけれども、真ん中のほうの(発言する者あり) はい、この数字は先ほど議案の第4号でも説明があつていたと思いますけれども、指定管理者からの水道料金でございます。ですから、ほとんど管理事務費のうちで1,300万円強の数字は水道料でございます。それと、修繕料を300万円組みわせていただいております。

以上でございます。(発言する者あり)

○議長(並川和則君)

島田議員、質問ありますか。どうぞ。

○2番(島田一徳君)

これは指定管理者から入ってくるとちょっと聞いたんだけど、そうなの。そうしたら、それは歳入のほうに入っているとやなかと。

○総務課長(中村秀憲君)

はい、歳入でございますけれども、18ページをご覧くださいませでしょうか。7款2項1目雑入がございます。ここの雑入で1,414万7,000円としておりますけれども、この中に先ほどの1,354万7,000円が入るわけでございます。つまり、指定管理者から組合に納入されたものを、そのまま支出するというところでございます。

○8番(上田 篤君)

25ページです。先ほども説明ありました用役費ですね。大体5億円余りあるんですけれども、今、この設備が非常に調子がいいという話ばかり聞くんですけども、この大体5億円ぐらいがベストの状態で掛るといふふうに考

えていいんですかね。これから先もですね。大体ですよ。それとも、まだまだうまくやっていけば減っていくという見通しがあるのか、お願いします。

それと、済みません。27ページです。先ほど修繕料というのを300万円ぐらい考えていると言われましたよね。どういうのが考えているのか、お願いします。

○事務局長（金原憲昭君）

用役費の5億円ぐらいがベストということは毛頭考えておりませんで、JFEのほうにはさらに減らすように要請をいたしております。もっと減ればいいなというふうに思っております。

次の余熱利用施設費の300万円の修繕料でございますけれども、今回、新たに指定管理者の募集を行う際に、やはり今後修繕費が嵩んでくるだろう。もう5年目に入りますので、やっぱり施設があっちこっち故障も発生するんじゃないかということと、やはり指定管理者から見れば、どうしても今後修繕料というのは非常に頭の痛い問題というところもございまして、今後交わします協定の中におきまして、1件当たりの修繕経費が20万円を超えた場合は組合が負担しましょう。5万円とか6万円とか、そういったものは指定管理者のほうで修繕してください。それで、5万円、6万円の合計が仮に100万円を超えた場合も、その100万円を超えた分については組合が負担しましょうというふうな前提で募集要項をとって募集を行ったところでございます。当然使うか使わんか、具体的にあれに使わんばでけんというものはございせんけれども、やはり先ほども申しますように、5年、6年経ちますので、補修が必要なところも今まで以上に出てくるのではないかという構えでございます。

○8番（上田 篤君）

先ほどの25ページの用役費ですが、まだまだ減るように働きかけていくということですがけれども、5年経ってですよ、ここまでやってきて、まだまだやっぱりそういう余地があるんですか。

○事務局長（金原憲昭君）

現実的には非常に難しいかなという感じは持っておりますけれども、ただ、我々からすれば、最初にもう柴田議員が常に言っていちゃいますように、最初の条件はこうじゃなかったかというふうなものがあります。我々も全く同じ構えでもってJFEには伝えているんですよ。ここでもそれがもう限界だとか、非常にその辺のところがありますので、その辺をご理解いただきたいと思います。

○議長（並川和則君）

ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

○議長（並川和則君）

なければ、これをもって質疑を終結し、討論に入ります。討論ありますか。
島田議員。

○2番（島田一徳君）

私は、異議を申し立てておきたいと思います。

私が高校を卒業するころというのは公務員になり手が無いというぐらいにね、民間のほうが景気がよかったですね。ここになってきますと、非常に公務員に対する風当たりが強いと、周りが非常に閉塞感が強いということで、当然そういったことがあろうかと思うんですけども、これをね、やっぱり公務員の給料まで下げると地域の経済というのはますます落ち込んでいくだろうというふうに思うんですね。どっかでだれかがやっぱり牽引的な役割で頑張るといことは賃金の面でも非常に大事なことでないかなというふうに思うんですよ。そういう意味でね、地域の経済の活性化の足を引くような賃下げには私は賛成できないということを申し上げておきたいと思います。

以上です。

○議長（並川和則君）

ほかにございますか。松本議員。

○7番（松本正則君）

先ほどの職員の給料かれこれの議案と一緒にございまして、今の世の中の状況というのは、要するに、格差があるとよく言われております。そういった流れの中で、やはり痛みを分け合うということで、職員の給料等もやっぱり下がってきているというのが現況だと思います。これを一般市民に投げかけると逆によくはないと思いますので、私はその職員の給料等については今のこと、また、これから先もそういうことはあり得る可能性もあるというふうに思っておりますので、その件については賛成をしたいということで、平成23年度の県央県南広域環境組合一般会計予算には賛成であります。

○8番（上田 篤君）

私は反対の立場から討論をしたいと思います。

先ほど説明がありました用役費ですね。一時と比べればかなり減少はしてきておりますけれども、今日、裁判の状況について説明がありました。当初の応札条件とか、出発点である設計仕様書でしたっけ、あの数字と比べたらまだまだ大きな開きがあるわけですね。確かに職員の皆さんが努力されているのはよくわかりますけれども、やっぱり私はこういう数字は認めるわけにはいかないということで、反対いたします。

○議長（並川和則君）

異議がありますので、起立によって採決いたします。

議案第6号は、これを原案どおり可決することに賛成の方はご起立をお願いいたします。

（賛成者起立）

○議長（並川和則君）

起立多数であります。よって、議案第6号は原案どおり可決されました。

次に、日程第5「特別委員会委員長報告について」を議題といたします。

委員長の報告を求めます。

○特別委員会委員長（柴田安宣君）

特別委員会のガス化溶融炉の改質方式の炉の有用性を研究する調査特別委員会の活動の中間報告をいたします。

平成22年2月12日設置されまして1年余が経過いたしました。2回目の開催で4月5日、議題として、目的、具体的な調査方法、また予算について、今後のスケジュールについて等を協議いたしました結果、目的については再度確認され、具体的な調査方法については、ガス化溶融炉施設の改質方式のメリット、デメリットなどについての専門的な知識を有する講師からの講義、ガス化溶融改質方式のうちに、他の方式の処理施設との視察研修、予算については200万円を限度として、内容の調整は正副委員長にゆだねるということが決められました。スケジュールについては、構成市議会の状況を踏まえ、随時検討するということで了承されました。

特別委員会としての開催には含まれないわけですが、委員会として正副委員長から組合議会のほうに依頼をいたしまして開催されたものとして県央県南広域環境組合議会研修会がございます。平成22年7月28日午後1時30分から、広域環境組合のこの場で開催されまして、講師として財団法人日本環境衛生センター西日本支局環境工学部長の岩永宏平氏で、出席議員10名で、ごみ処理技術の特徴と維持管理についての講義を受け、焼却方法、ガス化溶融方式であるシャフト、キルン、流動床方式の処理工程の違いや建設費、発電やスラグ等についての研修会が行われました。

何がゆえに組合議会開催になったのかということをお申し上げますと、南島原市議会の議員の選挙に伴い、選出議員の小嶋議員が特別委員会の委員に選任をされて行われていないという状況であったがために、委員会としてではなく、組合議会の議員研修会として開催されたものであります。

県央県南広域環境組合議会特別委員会の研修会を平成22年11月1日から2日、1泊2日でガス化溶融方式で種類の違う宇部市の流動床方式、そして玄界環境組合の古賀清掃工場のキルン式ガス化溶融方式、これ三井造船の

建設でございました。3カ所目として、玄界環境組合の宗像清掃工場、これが縦型のシャフト炉でございました。新日鐵エンジニアリングが建設をしておりました。

処理経費の内訳といたしましては、県央県南広域環境組合はトン当たりの経費が1万2,661円、これは20年度の実績でございますけれども、処理したトン数が81,591tでございます。宇部市の流動床方式が54,655トン処理をいたしまして、処理したトン数に対して経費がありますけれども、トン当たり経費で9,589円でございます。玄界環境組合の古賀清掃工場、これキルン方式でございます、日量260t処理をいたしまして、これがトン当たり1万8,531円ということで、処理量が46,313t処理してありました。玄界環境組合の宗像市の工場におきましては、これシャフト方式でございます、日量160tの処理をいたしまして、年間33,172tで、処理の経費が、これ一番高くかかっております。トン当たり2万1,023円の経費で処理、焼却されております。

3カ所の研修を行いました、それぞれの施設で全く違う方式での機種の設置でございます、大変参考になったわけでございますけれども、設計時と比べてごみの質が想定を下回っているために、当初要らないとメーカーは言われていた灯油を助燃剤として使用していると。助燃剤にかかるコストをいかに下げるかということで努力されている施設が宇部市の施設、古賀清掃工場という2施設がありました。宗像の清掃工場においては、処理経費が当初設計上の処理経費と想定内ということでございましたが、特に問題はないと。ただ、コークスや灯油が予定以上に掛かっているということで、この削減に努めているが、現状はなかなか難しい、非常に困っているということでございました。

施設の研修を受けた中で気づいたことは、いずれの施設も県央県南広域環境組合が今までやられたような応札条件や性能保証の覚書、また、発注仕様書に基づく入札等のケースは1カ所もございませんでした。これがないがゆえに、設計上予定以上の経費が掛ったとしても、要らないと言われていた助燃剤が必要になった場合であっても、コークスや燃費の経費が多く使用されても、契約違反の声が上げにくく困っているということでございました。その点からいきますと、県央県南広域環境組合は早い時期から処理経費の数値を求められ、応札条件や性能保証の覚書、また、発注仕様書等の準備をされて入札に臨まれたことに関しては、先輩たちの努力に感心する次第でございました。

委員会の反省点といたしまして、予算措置の遅れで早期の活動開始ができなかったこと、また、4市議会の日程調整のために委員会の開催に大きな制

約を受け、自主的に視察研修実施程度の事業しか十分な審議ができなかったということでございました。

今後のスケジュールの調整及び変更及び内容については、正副委員長、また事務局長のほうに一任できないかと思っております。

今後の方向性といたしまして、委員会の設置目的であるガス化溶融改質方式と炉の有用性の研究に加えて、現在の炉をより低コストで運営していく上の研究、研鑽を行うことや、ごみの質等の改善、また、これについての努力されているワーキンググループとの研究会等を行うこと、また、将来導入するであろうという炉の基本的な考え方を資する調査研究、また、県内市町のごみ処理実態調査、それから、リサイクル社会の構築のためのごみの処理の考え方等についての調査、また、専門的な知識を有する講師を呼んで改めて研修を行うということなど、今年度200万円を限度として予算をお願いいたしましたが、今年についても継続的な委員会の活動をするがゆえに、予算限度を昨年と同様200万円以内の活動を限度といたしまして、今後の継続的な委員会活動をやらせていただければというふうなことで、委員会の中間報告といたさせていただきたいと思っております。

よろしく申し上げます。

○議長（並川和則君）

ただいまの委員長報告に対して何かお尋ねしたことございますか。松本議員。

○7番（松本正則君）

最後のほうで、当委員会、今後の対応についてということで一応お話をされました。その流れの中で、いつごろ特別委員会が閉じるのかというのは、ある意味ではメンバー的に構成が変わる部分もあろうかと思っております。そういった意味では、今回、要するに、次年度、新しい年度になるとメンバーが変わると、またそれをするのかしないのか、また、互選の方法かれこれもまた絡んでくるかと思っております。そういった意味では、先ほど委員長が言われた部分は、翌年1年間ずっとするのかというのが、その辺ちょっと疑問に思うので、その辺については、次の段階で予算計上がよろしいかと思っておりますが、それを同じメンバーでしていくいかないというのはどうするのかというのは、その辺についてだけお伺いをしたいと思っております。

○議長（並川和則君）

それ私答えましょうか。

事前にこういう委員会の相談はございました。それで、当初特別委員会を設立された、立ち上げた折が、調査研究終了までということになっております。それで、色々改選の都合とかありまして、メンバーは入れかわるだろう

と思いますが、ただ単に入れ替えだけであって、そのまま継続ということになります。

柴田議員、何かございますれば。いいですか。はい。いいでしょうかね、はい。

○議長（並川和則君）

ほかにございますか。

（「なし」の声あり）

なければ、これをもって質疑を終結いたします。

以上をもちまして、今期定例会に付議された案件はすべて終了いたしました。

今期定例会において議決されました案件につきましては、その条項、字句、数字、その他整理を要するものありました場合、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（並川和則君）

ご異議なしと認めます。これをもって平成23年第1回県央県南広域環境組合議会定例会を閉会いたします。

議員各位のご協力によりスムーズに議事を進行することができました。議長からのお礼のあいさつとさせていただきます。どうもお疲れさまでございました。

（午後7時17分 閉会）

会議録の内容に相違ないことを証するために、ここに署名する。

議 長 並川 和則

署名議員 小嶋 光明

署名議員 永尾 邦忠